

令和5年第4回定例会

# 長野原町議会会議録

令和5年12月5日 開会

令和5年12月15日 閉会

長野原町議会

令和五年 第四回（十二月）定例会

長野原町議会会議録

令和五年 第四回（十二月）定例会

長野原町議会会議録

令和五年 第四回（十二月）定例会

長野原町議会会議録

## 令和5年12月第4回長野原町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (12月5日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○職務のため出席した者の職氏名	5
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸報告	7
○請願・陳情の付託	8
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第5号及び議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議案第11号及び議案第12号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	30

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○議案第19号～議案第28号の一括上程、説明	45
○散会について	48
○散会の宣告	48

## 第 2 号 (12月15日)

○議事日程	49
○本日の会議に付した事件	50
○出席議員	50
○欠席議員	50
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	50
○職務のため出席した者の職氏名	50
○議長挨拶	51
○町長挨拶	51
○開議の宣告	52
○議事日程の報告	52
○諸報告	53
○発委第1号の上程、説明、採決	55
○発委第2号の上程、説明、採決	56
○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	57
○議案第20号～議案第28号の説明、質疑、討論、採決	73
○委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について	86
○一般質問	86
杉崎能久君	87
星河明彦君	93

入澤信夫君	104
浅沼克行君	108
土屋匡君	115
萩原広美君	123
牧山明君	127
湯本宗一君	135
○閉会の宣告	142
○署名議員	143

長野原町告示第202号

令和5年12月第4回長野原町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月21日

長野原町長 萩原 睦 男

- 1 招集期日 令和5年12月5日
- 2 招集場所 長野原町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番 杉崎能久君

2番 湯本宗一君

3番 土屋 匡君

4番 萩原広美君

5番 星河明彦君

6番 富澤重男君

7番 入澤信夫君

8番 黒岩 巧君

9番 浅沼克行君

10番 牧山 明君

不応招議員（なし）

第 4 回 定 例 町 議 会

( 第 1 号 )

## 令和5年12月第4回長野原町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和5年12月5日(火曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 請願・陳情の付託
- 第 5 同意第 1号 長野原町教育委員会教育長の任命同意について
- 第 6 議案第 1号 普通財産の譲渡について
- 第 7 議案第 2号 長野原町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについて
- 第 8 議案第 3号 吾妻環境施設組合の規約変更に関する協議について
- 第 9 議案第 4号 長野原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第 5号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第 6号 長野原町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第 7号 長野原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第 8号 長野原町空家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第 9号 長野原町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第10号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第11号 長野原町中部簡易水道事業及び長野原町東部簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例制定について
- 第17 議案第12号 長野原町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例制定について
- 第18 議案第13号 長野原町公営企業の法適用移行に伴う関係条例の一部を改正する条例制定について

- 第19 議案第14号 長野原町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第15号 長野原町こども館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第16号 長野原町史編さん審議会条例の制定について
- 第22 議案第17号 工事請負契約の変更について（浅間小学校校舎改修工事）
- 第23 議案第18号 工事請負契約の変更について（浅間小学校外構工事）
- 第24 議案第19号 令和5年度長野原町一般会計補正予算（第4号）について
- 第25 議案第20号 令和5年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第26 議案第21号 令和5年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）について
- 第27 議案第22号 令和5年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第28 議案第23号 令和5年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第29 議案第24号 令和5年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第30 議案第25号 令和5年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第31 議案第26号 令和5年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第32 議案第27号 令和5年度長野原町浅間高原水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第33 議案第28号 令和5年度長野原町北軽井沢簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（10名）

1番 杉崎能久君

2番 湯本宗一君

3番 土屋 匡 君

4番 萩原 広美 君

5番 星河 明彦 君

6番 富澤 重男 君

7番 人澤 信夫 君

8番 黒岩 巧 君

9番 浅沼 克行 君

10番 牧山 明 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	萩原 睦男 君	副 町 長	梶野 寛丈 君
教 育 長	小林 敦子 君	総務課長	唐澤 正人 君
未来ビジョン 推進課長	佐藤 忍 君	町民生活課長	本田 昌也 君
出納室長	中村 剛 君	税務課長	土屋 猛 君
農林課長	佐藤 信利 君	建設課長	矢野 今朝治 君
上下水道課長	篠原 博信 君	教育課長	萩原 喜隆 君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 野村 義 書 記 高橋 里香

開会 午前11時20分

◎開会の宣告

○議長（黒岩 巧君） ただいまの出席議員は10名であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和5年12月第4回長野原町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（黒岩 巧君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（黒岩 巧君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（黒岩 巧君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において1番、杉崎能久君、10番、牧山明君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（黒岩 巧君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。会期は、去る11月21日開催の議会運営委員会において協議の結果、最終日

を15日に予定したところですが、会期は、本日から15日までの11日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

なお、会期日程表は配付のとおりでありますので、参考にしていただきたいと思います。

---

### ◎諸報告

○議長（黒岩 巧君） 日程第3、諸報告は、議会運営委員会、例月出納検査、議会活動等の報告であります。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

委員長、浅沼克行君。

〔議会運営委員長 浅沼克行君 登壇〕

○議会運営委員長（浅沼克行君） 議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、下記事項について協議したので報告します。

#### 記

1. 委員会開催日 令和5年11月21日（火）午前10時より
2. 出席者 ご覧いただきたいと思います。
3. 協議事項

（1）12月議会定例会の日程について

会期 12月5日から15日、会期11日間。

初日12月5日（火）、最終日15日（金）とした。

（2）全員協議会について

次第書のとおり了承した。（開催日12月5日（火）、本会議前）

（3）議事日程及び会期日程表、提出案件について

議事日程及び会期日程表、提出案件、提案のとおり了承した。

（4）議会活動報告について

報告書のとおり了承した。

(5) 請願・陳情、委員会の閉会中の継続審査、調査の申出について

文書表のとおり了承した。また、議長へ申し出ることにした。

(6) その他

1) 当面の行事予定等について

予定表のとおり了承した。

2) 令和6年2月議会臨時会の開催について

議会運営委員会 令和6年2月1日(木)

2月議会臨時会 令和6年2月14日(水)とした。

4. 閉 会 (午前11時10分)

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長(黒岩 巧君) 議会運営委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒岩 巧君) 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒岩 巧君) 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で議会運営委員会の報告を終結します。

次に、例月出納検査の報告でございますが、配付のとおり監査委員より報告書の提出がありましたので、ご覧いただければと思います。

最後に、議会行政視察報告、議会活動報告及び行事予定表については、配付のとおり了承いただきたいと思います。

---

#### ◎請願・陳情の付託

○議長(黒岩 巧君) 日程第4、請願・陳情等の付託であります。

請願・陳情等の付託は、11月30日までに受付された2件であります。配付文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしますので、審査をお願いいたします。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第5、同意第1号 長野原町教育委員会教育長の任命同意についてを議題とします。

当事者が議場におりますので、退場を求めます。

小林敦子君。

[教育長 小林敦子君 退場]

○議長（黒岩 巧君） 初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 同意第1号 長野原町教育委員会教育長の任命同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

長野原町教育委員会教育長の小林敦子氏が、令和6年3月31日をもって任期満了となります。

小林氏は、昭和■年■月■日生まれで、令和3年4月1日に就任されて以来、1期3年にわたり、教育委員会教育長としてご活躍いただいております。

今回、任期満了に伴い、これまでの実績を踏まえ、引き続き教育委員会教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了しました。

お諮りします。人事案件につき、質疑と討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。同意第1号について、起立により採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、起立により採決いたします。

お諮りします。同意第1号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒岩 巧君） 起立全員です。

したがって、同意第1号は原案のとおり可決されました。

小林敦子君の入場を許します。

〔教育長 小林敦子君 入場〕

○議長（黒岩 巧君） 小林君に申し上げます。

ただいま議題となりました同意第1号は、原案のとおり同意することとなりました。

ここで、再任となりました小林敦子君にご挨拶をお願いいたします。

〔教育長 小林敦子君 登壇〕

○教育長（小林敦子君） ただいま議長のご指名をいただきましたので、一言挨拶を申し上げます。

ただいま、教育長の選任につきましてご承認いただき、大変光栄なことであり、身の引き締まる思いであります。心より御礼申し上げます。

子供たちの少子化により、学校の統合が、中央小、第一小、東西中学校の統合、そして、6年から北軽井沢、応桑小学校の統合が浅間小となり、今、改築工事が進められております。統合3年間であったような気がいたします。

来年度、5校あった学校も3校になり、遠距離からの通学となりますが、子供たちと先生方の取組の様子を見ていますと、集団での学習、そして活気のある意欲的な学習が進んでいると思われまます。

まだまだ、子育て支援の面でも様々な課題がございます。1期の経験を生かしながら、本町の発展のため努力していきたいと思っておりますので、引き続き議員の皆様のご協力、ご指導を賜りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） ありがとうございます。

それでは、日程に戻ります。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第6、議案第1号 普通財産の譲渡についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第1号 普通財産の譲渡について、提案理由のご説明を申し上げます。

国土交通省が施工する代替地造成工事区域内にあります法定外公共物等の敷地は、平成18年11月24日付で国土交通省と締結した覚書に基づき、国土交通省が整備した区画内道路の敷地と交換することになっております。

今回、国からの申請による用途廃止が完了し、町所有の普通財産となりましたので、その敷地を国土交通省へ譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） それでは、議案第1号 普通財産の譲渡について、ご説明のほうを申し上げます。

今回の譲渡の件につきましては、1筆でございます。土地の所在、地目、面積でございますが、長野原町大字林字楡木29番5の雑種地290平方メートルでございます。

2枚目の資料1をご覧くださいと思います。

こちらは、令和5年11月14日付で、利根川ダム統合管理事務所長より譲渡の依頼書でございます。

続きまして、2枚目ですが、資料2をご覧くださいと思います。

こちらは位置図でございますが、林字楡木地内で、図面中央の左側の赤で着色した箇所が譲渡する1筆でございます。

3枚目、資料3をご覧くださいと思います。

こちらが国土交通省と締結した覚書でございます。

なお、資料4のほうで、令和2年3月末で八ッ場ダム工事事務所の廃止に伴い、利根川ダム統合管理事務所へ継承の通知文の写しでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第7、議案第2号 長野原町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第2号 長野原町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについて、提案理由の説明を申し上げます。

現在、応桑郵便局に住民票及び印鑑証明書の交付事務を委託しておりますが、国の補助金を活用して、各種証明書が取得できるマルチコピー機を設置することとなりましたので、令和6年3月末をもって事務委託を廃止することといたします。

つきましては、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第5項において準用する同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） それでは、議案第2号 長野原町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについて、ご説明を申し上げます。

先ほど町長よりご説明申し上げましたとおり、現在、応桑郵便局にて住民票及び印鑑証明書の交付事務を委託しておりますが、令和6年1月15日より、国の補助金を活用してマルチコピー機を設置し、稼働することとなりました。

このマルチコピー機は、マイナンバーカードを利用して、住民票、印鑑証明書に加えて、各種税証明や戸籍も取得可能となりますので、現在の交付委託につきましても、3月末で終了といたしたく、つきましても、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第5項において準用する同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましても、長野原町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定を次のように取り消すこととし、指定を取り消す郵便局の名称は、応桑郵便局、指定取消日は令和6年3月31日としてございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第8、議案第3号 吾妻環境施設組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第3号 吾妻環境施設組合の規約変更に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の規約の変更は、吾妻環境施設組合で設置するごみ処理施設について、設置後も継続して管理及び運営を行うことを明確にする必要があるため、改正を行うものでございます。

つきましては、地方自治法第286条の規定により、関係町村において協議の上、規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） それでは、議案第3号 吾妻環境施設組合の規約変更に関する協議について、ご説明を申し上げます。

今回の規約変更につきましては、先ほど町長からご説明がありましたとおり、ごみ処理施設設置後も継続して管理運営を行うことを明確にする必要があるために改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明をいたしますので、資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。

左側が現行で、右側が改正後となっております。右側の改正後をご覧くださいと思います。

改正後の第3条では、附帯施設の設置の後に管理及び運営を追加いたしまして、組合設立の際の後に設立の日を追加することによりまして、施設設置後の管理及び運営の主体と設立日を明確にするための改正となっております。

1枚お戻りをいただきまして、附則でございますけれども、この規約は知事の許可の日から施行するとしてございます。これにより、今回協議を行ったということでございます。

以上、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第9、議案第4号 長野原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第4号 長野原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本年度の人事院勧告を受けて、本町職員の給料表の改定及び期末並びに勤勉手当を引き上げるため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） それでは、議案第4号 長野原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

条例改正する理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。人事院勧告を実施するという閣議決定を踏まえ、群馬県人事委員会の勧告に基づき、条例改正を行うものでございます。

それでは、議案の1ページから、まず11ページ、タブレットですと12ページまでが、条例の一部改正文でございます。タブレットの13ページ、ページでいうと12、資料のほうは12なんですけれども、こちらの新旧対照表のほうで、ご説明のほうをさせていただきます。

向かって左側が現行で、右側が改正後でございます。改正箇所には下線をつけてございます。

まず、資料でいいますと12ページでございます。第17条の2、管理職員特別勤務手当につきましては、人事院規則と比較して、7,000円に改正をするものでございます。

続いて期末手当、こちらが、第18条第2項では100分の120を100分の125に改正、特定幹部職員の100分の100につきましては100分の105に改正でございます。

第3項につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当でございます。

資料の13ページ、タブレットですと14ページをご覧くださいと思います。

100分の120を100分の125に、100分の67.5を100分の70に、100分の100を100分の105に改正でございます。100分の57.5を100分の60に改正でございます。

次に、勤勉手当、第19条の2項第1号では100分の100を100分の105に改正、特定幹部職員については100分の120を100分の125に改正でございます。

第2号、括弧で定年前再任用短時間勤務職員で100分の47.5を100分の50に改正、特定幹部職員は100分の57.5を100分の60に改正でございます。勤勉手当について、12期の支給額を0.1月引き上げるものでございます。

第2号の再任用職員の勤勉手当につきましては、12月期の支給額を0.05月引き上げるものでございます。

続きまして、資料の14ページ、タブレットですと15ページから、資料でいいますと24ページ、タブレットですと25ページまでにつきましては、別表の行政職の給料表、別表の医療職の給料表でございまして、こちらは人事院勧告に伴い、全体で0.9%、最大で1万2,000円、最少で1,000円の引上げを行った後の給料表でございます。こちらにつきましては、令和5年4月1日適用の第1条関係でございます。

次に、25ページなんですけれども、資料でいいますと26ページでございます。こちらが、令和6年4月1日適用の第2条関係でございます。こちらも新旧対照表ということで、左側

が現行、右側が改正後でございます。

まず、18条の第2項でございます。期末手当のほうでは、1号で正規職員の期末手当につきましては、第1号関係で0.05月分引き上げたものを第2号のほうでは0.025分を、定年前再任用短時間勤務職員の期末については0.0125分、6月期と12月期に振り分ける内容でございます。

第19条第2項の勤勉手当では、1号の正規職員の勤勉手当については、第1条関係で0.05月引き上げたものを第2号で0.05月分、第2号で定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当について、6月期と12月期に振り分けるものでございます。

なお、資料の26ページの、ページ数は振っていないんですけども、27ページ、28ページ、タブレットでいいますと28ページと29ページにかけまして、参考で比較表のほうを添付させていただいております。

こちらの中段の条例改正のイメージといたしまして、①の職員、②の再任用職員の5年度の期末勤勉と6年度の期末勤勉の月数の比較表を作成させていただいております。

大変申し訳ありません、資料の10ページにお戻りをいただきたいと思います。タブレットですと11ページでございます。

附則といたしまして、第1条の第1項では、本条例を公布の日から施行といたしますが、第2条の規定につきましては、令和6年4月1日からの施行としております。第2項では、第1条の規定を令和5年4月1日に遡り適用し、第3項では、期末勤勉手当を12月1日から適用としてございます。

また、第2条では、給料引上げの遡及適用に伴う差額分、差額の支給関係を、第3条では、規則への委任を定めてございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号及び議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第10、議案第5号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例制定について及び日程第11、議案第6号 長野原町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定についてにつきましては、関連がありますので、一括議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第5号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第6号 長野原町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本年度の人事院勧告による職員の期末及び勤勉手当引上げに伴い、町長、副町長及び教育長並びに議会の議員の期末手当を引き上げるため、それぞれ本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） それでは、議案第5号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

条例改正する理由につきましては、町長が説明したとおりでございます。人事院勧告に伴い、職員の期末勤勉手当引上げに伴い、期末手当を引き上げるものでございます。

資料の1ページ、タブレットですと2ページでございます。こちらが、条例の一部を改正する改正文でございます。

資料の2ページ、タブレットですと3ページでございます。こちらが、長野原町町長、副

町長、教育長の諸給与条例の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。向かって左側が現行で、右側が改正後でございます。改正箇所には下線が引いてございます。

まず、上段の第1条関係では、第5条第2項中の12月の期末手当について、100分の220を100分の230と0.1月引き上げるものでございます。また、下段の第2条関係では、0.1月分引き上げ、加えた総数を6月と12月の期末手当に振り分けるもので、100分の230を100分の225に改め、令和6年4月1日から施行としてございます。

また、資料の2枚目以降につきましては、こちらも比較表を参考資料としてつけさせていただいております。

こちらの中段の条例イメージ③でございます。2枚目ですね。議員・特別職の5年度の期末と6年度の期末勤勉の月数の比較をしてございます。

大変申し訳ありません、資料の1ページ、タブレットですと2ページにお戻りをいただければと思います。

附則といたしまして、第1条で、本条例を公布の日から施行としてございます。

第2条の規定におきましては、令和6年4月1日からの施行としております。第2項で、期末手当を12月1日から適用としてございます。

また、第2条では、期末手当引き上げの遡及適用に伴う差額分の支給関係を、第3条では、委任の内容を定めてございます。よろしく願いいたします。

続いて、議案第6号でございます。長野原町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、説明をさせていただきます。

条例制定する理由につきましては、町長が説明したとおりでございます。人事院勧告に伴い、職員の期末勤勉手当引き上げに伴い、期末手当を引き上げるものでございます。

1ページ目、タブレットですと2ページでございます。こちらが、条例の一部を改正する条例改正文でございます。

資料の2ページ、タブレットですと3ページになります。こちらの条例の新旧対照表で説明のほうをさせていただきます。向かって左側が現行で、右側が改正後でございます。改正箇所には下線をつけてございます。

上段の第1条関係では、第4条第2項中の12月の期末手当について、100分の220を100分の230と0.1月分引き上げるものでございます。

また、下段の第2条関係では、0.1月分引き上げ、加えた総数を6月期と12月期の期末手当に振り替えるもので、100分の230を100分の225に改め、令和6年4月1日から施行でござ

います。

なお、先ほどの議案第5号の2ページ以降の参考資料については、そちらと同様ですので、ちょっと省略をさせていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

すみません、1ページにお戻りをいただきたいと思います。タブレットですと2ページでございます。

附則の第1条では、本条例を公布の日から施行といたします。

第2条の規定は、令和6年4月1日から施行としており、第2項で、期末手当を12月1日から適用としてございます。

また、第2条では、期末手当引上げの遡及適用に伴う差額分支給関係を定めてございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

これより、議案第5号及び議案第6号の2件を一括採決します。

お諮りします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は午後1時、13時です。よろしく願いいたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第12、議案第7号 長野原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第7号 長野原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員について、令和6年度から勤勉手当を支給できることとするため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） それでは、議案第7号 長野原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

条例改正をする理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。

地方自治法の改正で、会計年度任用職員に対する勤勉手当支給をすることができることによる改正でございます。

まず、資料の1ページから、タブレットですと2ページから4ページをご覧いただきたいと思っております。こちらが、一部改正する改正文でございます。

それでは、資料の4ページ、タブレットでは5ページとなります。こちらが条例の新旧対照表でございます。こちらのほうで説明のほうをさせていただきます。向かって左側が現行で、右側が改正後でございます。改正箇所には下線をつけてございます。

第2条の第1項では、期末手当の次に勤勉手当を加えるものでございます。こちらの2か所を加えることになってございます。

第10条では、第10条の2を追加するため、次条を加えるものでございます。

4ページの下段から5ページ、タブレットですと5ページ、6ページになりますけれども、こちらが第10条の2、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の条項を加えるものでございます。

内容につきましては、勤勉手当では、任期を定めた6か月以上のフルタイム会計年度任用職員に対し、基準日以前における直近の人事評価結果と勤務状況に応じて支給する内容となっております。

第2項では、勤勉手当の額について、基礎額、月給に規則で定める割合を乗じて得た額とする内容となっております。

第3項では、勤勉手当の基礎額は給料の月額とする内容でございます。

第4項では、条例の第10条の4項の規定で、期末手当の不支給及び一時差止めについて、勤勉手当においても準用する内容となっております。

第5項では、勤勉手当の支給等に関し、規則で定める内容でございます。

第18条、パートタイム会計年度任用職員の期末手当で、資料の6ページをご覧くださいと思います。タブレットですと7ページでございます。

基礎額は、基準日以前6か月以内の在職期間の報酬の平均で算出することでありましたが、4月より、月額の報酬といたしました職員はその額、日額及び時間給のパートタイム会計年度任用職員におきましては、規則で定める算出で、1か月当たりの報酬月額といたします。

第14条と第15条につきましては、特殊勤務手当と時間外勤務手当を除く内容であり、改正を行うものでございます。

新たに、18条の2、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当で、先ほど説明した第10条の2、フルパート会計年度任用職員の規定を準用する内容でございます。

下段の日額及び時間額で報酬を定めている会計年度任用職員においては、規則で定める算出、1か月当たりの報酬月額とするものでございます。

改正後の条文の第14条、15条については、7ページにかけまして、タブレットですと8ページでございます。先ほど説明したパートタイム会計年度任用職員の期末手当と同様の内容の改正で、特殊勤務手当と時間外勤務手当を除くという内容でございます。

7ページに移りまして、第19条の第2項につきましては、第8項を第6号に文言の改正で

ございます。

大変申し訳ありません、資料の2ページにお戻りをいただきたいと思います。タブレットですと3ページとなります。

下段の附則第1条では、本条例は令和6年4月1日から施行でございます。

第2条では、今回の改正により、長野原町職員の育児休業等に関する条例第7条の第2項中、こちらが育児休業している職員の期末手当の支給、こちらの地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除くを削り、こちら、資料の3ページ、タブレットですと4ページですけれども、第8項中の育児休業していた職員の職務復帰後における合計の調整で、会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除くは、第7条第2項中の削除に伴う文言の整備でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

5番、星河明彦君。

○5番（星河明彦君） 月給の方はいいんですけれども、時給換算される方がいらっしゃるんですね。この人の基本給というのは、1か月分の給料が基本になるということでもよかったんですね。

それは、月々の働く時間によって、多少変動はあると思うんですけれども、そこは平均値でしょうか。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 今年の4月から、基本、長野原町として月給制とさせていただいて、1週間に私たちが働く時間が38.75時間なんですけれども、時間給で働く方は1週間の時間で除して、その除した率を月給のほうに掛けさせていただいて、月給ということでもらせていただいています。

実際に時給の方もいるんですけれども、そちらは1か月に換算させていただいて、月給を定めています。

○議長（黒岩 巧君） 5番、星河君。

○5番（星河明彦君） 時給の方のほうなんですけれども、月々の勤務時間に大きな変動があった場合は、どのように算出される基準になっていますか。例えば、退職期間の6か月間を平均した月の基本給なのか、直近の基本、月間の時間給なのか、時間給というか月給なのか、その辺は決められていますかね。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） うちとしても、12月に支給をされれば、12月以降の平均を取らせていただいで、時給の方、パートタイムの会計年度任用職員につきましては、平均を出させていただいでいます。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第13、議案第8号 長野原町空家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第8号 長野原町空家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関連しまして本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 議案第8号 長野原町空家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、先ほど町長の提案のとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、関連しまして条例改正をするものでございます。

次ページをお願いいたします。こちらが改正文でございます。

次のページをお願いいたします。新旧対照表でご説明いたします。タブレットは表示が小さいので、恐れ入りますが、ズームアップをしてご覧いただければと思います。

表中の左側が現行、右側が改正後でございます。また、改正箇所にはアンダーラインが引いてございます。改正後をご覧ください。

第1条、趣旨では、法律の第4条が全部改正され、このうち、市町村の責務に関する条文が第4条第1項となったことに伴う改正でございます。

次の第7条、空家等対策計画及び第23条、協議会の設置では、今回の法律の一部改正で第5条が新設され、以降の条番号にずれが生じたことに伴い、本条例の条番号も併せて改正するものでございます。

前のページにお戻りください。

附則として、本条例は公布の日から施行させていただきたく、お願い申し上げます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第14、議案第9号 長野原町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第9号 長野原町印鑑条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、コンビニ等での印鑑証明書発行の際に、マイナンバーカードのほかに利用者証明書用電子証明書が記録されたスマートフォンで取得可能とすることから、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） 議案第9号 長野原町印鑑条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、先ほど町長より申し上げましたとおり、コンビニ等での先ほどのマルチコピー機での印鑑証明書発行の際に、マイナンバーカードのほかに、利用者証明書用電子証明書が記録されたスマートフォンでも取得が可能となる改正でございます。

それでは、新旧対照表によりご説明をいたしますので、資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。左側が現行で、右側が改正後となっております。

右側の第11条第3項ですが、下のほうでございますけれども、またはといたしまして、マイナンバーカードのほかに移動端末設備といたしまして、括弧書きで利用者証明用電子証明書が記録されたスマートフォンを追加ということでございます。

1枚お戻りをいただきまして、附則におきまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第15、議案第10号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第10号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する法律が令和6年1月1日に施行されることに伴い、関連しまして、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点は、出産被保険者に係る産前産後の軽減措置の追加に伴い、条項を整備するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（土屋 猛君） それでは、議案第10号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改

正する条例制定について、ご説明いたします。

町長の説明のとおり、地方税法施行令の一部を改正する法律が令和6年1月1日に施行されることに伴い、町の国民健康保険税条例の規定を改正するものでございます。

議案書2枚目の1ページから3ページ及びタブレットでは2ページから4ページが改め文になっております。

議案書の4ページ、タブレットでは5ページからが新旧対照表となっておりますので、そちらでご説明いたします。向かって左側が現行、右側が改正後でございます。また、改正箇所には下線がついております。

第23条第2項第1号のア、イ、ウの7割・5割・2割軽減部分について、軽減額全体を表記しておりましたが、未就学児の軽減に係る部分のみの記載とする改正となります。

議案書5ページ、タブレットでは6ページの第2号ア、イ、ウの7割・5割・2割の軽減部分についても同様の改正で、軽減額のみを記載する改正となります。

中段の第23条第3項が、新たに追加される条文となります。

第23条第1項では、国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者がいる場合は、次の各号、1号から6号あります、に掲げる区分により、所得割と均等割を軽減する規定を追加するものです。

第1号では、単胎児の場合は、基礎課税額の所得割額の12分の1の額に出産予定月と前月及び翌々月までの4か月間、多胎児の場合は、3か月前から6か月間減額する規定となっております。

第2号では、基礎課税額の均等割額について12分の1にした額に産前産後の期間の月数を乗じて減額する規定となっております。

議案書の6ページ、タブレットでは7ページの第3号では、後期高齢者支援金の所得割額の12分の1の額に産前産後の月数を乗じた額を減額する規定となっております。

第4号では、後期高齢者支援金の均等割額について、12分の1の額に産前産後の月数を乗じた額を減額する規定となっております。

第5号では、介護納付金課税額の所得割の12分の1の額に産前産後の月数を乗じた額で減額する規定となっております。

第6号では、介護納付金課税額の均等割額について、12分の1の額に産前産後の月数を乗じた額を減額する規定となっております。

議案書の7ページ、タブレットでは8ページ、第24条の3第1項の第1号から第5号まで

は、届出に関する事項を定めております。

第2項では、届出に当たり添付する書類を第1号から第3号まで定めております。

第3項では、届出ができる時期について、出産予定の6か月前よりと定めております。

第4項では、前項の第1項及び第2項に関する事項が確認できる場合は、届出によることなく軽減措置を適用できる規定を設けております。

また、今回の改正では附則を設けております。

議案書3ページ、タブレットでは4ページにお戻りください。

附則の第1項では、施行期日を地方税法施行令の施行日と同じ、同日の令和6年1月1日とし、適用区分で適用時期の範囲を定めております。

なお、最終ページ、議案書8ページ、タブレットでは9ページになりますが、今回の産前産後の軽減措置の概要を添付しております。

例1では、単胎児の場合、免除期間4か月の適用範囲を表記しております。

例2では、多胎児の場合の免除期間6か月の適用範囲を表記しております。

例3では、出産日が令和5年11月だった場合の免除期間を示しております。出産日が11月だった場合では、法の施行日が1月1日のため、免除期間が令和6年の1月分のみが適用することになります。

また、中段のアスタリスクにもありますが、世帯平等割等もありますので、産前産後の期間の課税額がゼロになるわけではなく、対象期間分の年税額が減額されるイメージとなります。

なお、今回の改正で、令和5年11月から来年の3月まで、該当となる国保の加入被保険者につきましてはゼロ人で、対象の該当者はおりませんでしたので、参考までにお伝えいたします。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号及び議案第12号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第16、議案第11号 長野原町中部簡易水道事業及び長野原町東部簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例制定について及び日程第17、議案第12号 長野原町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例制定についてにつきまして、関連がありますので、一括議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第11号 長野原町中部簡易水道事業及び長野原町東部簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例制定について並びに議案第12号 長野原町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例制定について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、令和6年4月1日より、長野原町中部簡易水道事業及び長野原町東部簡易水道事業並びに長野原町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用し、公営企業会計へ移行させるため、それぞれ条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（篠原博信君） それでは、議案第11号 長野原町中部簡易水道事業及び長野原町東部簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例制定について、議案第12号 長野原町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例制定について、一括して内容説明をいたします。

今回の条例制定の目的は、令和6年4月1日からの公営企業会計移行に伴うものでござい

ます。

まず、議案第11号 長野原町中部簡易水道事業及び長野原町東部簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用する条例制定でございます。

1枚めくっていただきまして、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定に基づき、町の経営する中部簡易水道事業及び東部簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第12号をご覧ください。

議案第12号 長野原町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例制定について、内容説明いたします。

条例制定の目的については、公営企業会計に移行するものでございます。

1枚めくっていただきまして、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定に基づき、町が経営する下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する新規の条例制定でございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第11号、議案第12号の内容説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

これより、議案第11号及び議案第12号の2件を一括採決します。

お諮りします。議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第12号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第18、議案第13号 長野原町公営企業の法適用移行に伴う関係条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○議長（黒岩 巧君） 議案第13号 長野原町公営企業の法適用移行に伴う関係条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、令和6年4月1日より、町の簡易水道事業及び下水道事業の地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行させるため、関係条例の一部を改正する条例制定でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（篠原博信君） それでは、議案第13号 長野原町公営企業の法適用移行に伴う関係条例の一部を改正する条例制定について、説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、町長の説明、また全員協議会での説明のとおり、令和6年度からの簡易水道事業及び下水道事業の地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行させるために、関係条例の一部改正を行うものでございます。

議案書3ページから18ページ、タブレットの2ページから17ページまでは、一部改正の改正文でございます。

新旧対照表で説明いたしますので、議案書19ページ、タブレット18ページをご覧ください。左側が現行で、右側が改正後となります。改正部分については下線で表示してございます。

主に改正後について、説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに、長野原町公営企業の設置等に関する条例の一部改正となります。

第2条では、水道事業を簡易水道事業へ、また、第2号として、下水道事業を追加するものです。

第4条では、見出しを簡易水道事業に改正し、第1号では水道事業を簡易水道事業に、第2項では、次の簡易水道事業を設置するという事で、議案書20ページ、タブレット19ページの表中に中部簡易水道及び東部簡易水道事業を加え、議案書21ページ、タブレット20ページの第5条では、下水道事業は次の各号のとおりとするという事で、第1号から第3号に公共下水道事業、浄化槽整備事業、農業集落排水事業の下水道事業を加えるものです。

続きまして、議案書の22、23ページ、タブレットの21、22ページでは、条ずれによる改正、また、第9条では、地方自治法の規定条項の改正を、附則といたしまして、長野原町簡易水道事業設置条例、長野原町公共下水道設置条例、長野原町農業集落排水施設の設置に関する条例を廃止するものです。

次に、議案書24ページ、タブレット23ページをご覧ください。

長野原町簡易水道事業給水条例の一部改正の新旧対照表でございます。

第2条に、給水区域として、中部簡易水道と東部簡易水道の給水区域を加え、第2項として、管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が公益上必要と認めるときは、前項に定める給水区域外へ分水することができるを加えます。

第3条では、全員協議会でも説明しました用語の定義の改正でございます。営業用、官公署、臨時用、一般家庭用の定義を他の条例との表記を合わせるための改正、議案書25ページ、タブレット24ページでは、第7、8、9号で、使用休止、使用廃止、消費税等相当額の定義を加えるものとなります。

第6条については、町長を管理者に改正するものでございます。

議案書26ページ、タブレット25ページをご覧ください。

第8条第1項、第2項、第3項、第10条では、町長を管理者に改正するものでございます。議案書27ページ、タブレット26ページでは、第11条第1項、第2項、第3項、第12条第1項、第2項、それと第13条では、町長を管理者にする改正を行いたいと思います。

続きまして、議案書28ページ、タブレット27ページをご覧ください。

第14条では文言修正を、第15条、第17条、第18条では町長を管理者に改正、議案書29ページ、タブレット28ページでは、第20条、第21条、第26条、第27条で町長を管理者へ改正、第

25条では、全員協議会でも説明しましたが、消費税の関係で、100分の110を乗じて消費税等相当額を加えての改正と、ただし1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとするを加えるものでございます。

続いて、議案書30ページ、タブレット29ページをご覧ください。

第28条、第30条については、町長を管理者に、第32条では料金の徴収方法で、現行の料金は納入通知書または集金の方法により毎月徴収するを、料金は納入通知書、口座振替、集金または地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法により2か月分をまとめて徴収するに改正するものです。

第33条では、100分の110を乗じてを、消費税等相当額を加えてに改正するものとなります。

続いて、議案書30ページ、タブレット29ページをご覧ください。

第28条、第30条については、町長を管理者に、第32条では料金の徴収方法の改正を、それと33条の消費税の関係の改正でございませう。

続きまして、議案書31ページ、タブレット30ページでは、第34条では町長を管理者への改正と、第3項では消費税についての改正、第35条については同様な改正を、第36条では管理料の前に休止を加えるものと消費税についての改正を、第37条では町長を管理者に改正するものです。

続きまして、議案書32ページ、タブレット31ページでは、第38条から42条にかけまして、町長を管理者に改正するものです。

続きまして、議案書33ページ、タブレット32ページでは、第43条、第45条では町長を管理者に、第45条では規則への委任を規程への委任に改正するものです。

続きまして、議案書34、35、それとタブレット33、34ページでは、表中の2ヶ月の「ヶ」の字を漢字に改正するものとなります。

続きまして、議案書36ページ、タブレット35ページでは、休止管理料の表を加えるものとなります。

続きまして、議案書37ページ、タブレット36ページでは、北軽井沢簡易水道事業給水条例の一部改正の新旧対照法です。

まず、見出しに長野原町を加え、第1条では北軽井沢の前に長野原町を加え、第2条では管理者についての条文を加え、第3条では第2号の営業用から次ページ第12号までの用語の定義の改正と、第9条では文言改正を、議案書39ページ、タブレット38ページでは、第18条で町長を管理者に、第26条、料金の100分の110を乗じてを消費税等相当額を加えて、ただし

1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする、また、第33条の料金の徴収方法の文言整理の一部改正でございます。

続きまして、議案書40ページ、タブレット39ページでは、第34条、第35条、第36条、第38条第2項では、100分の110を乗じてを消費税等相当額を加えてに改正を、第39条については、管理料の前に休止を加えるものでございます。

議案書41ページ、タブレット40ページでは、第43条、第45条、第48条で、町長を管理者に改正するものです。

議案書41ページから43ページ、タブレット40ページから42ページの料金表等の2ヶ月の「ヶ月」の字を片仮名から漢字に改正するものでございます。

それと、議案書43ページ、タブレット42ページの現行の別表第5、第38条関係の表について、現在40万円の分担金を納めていただく条例となっておりますが、この負担金については、北軽の音楽村という別荘地に町管理の配水管から分岐して引き込むときに納めていただいていた負担金となります。音楽村の別荘地の中に、別荘の方の自費で町の配水管から50ミリの管を埋設し、町に配水管を移管されていますので、この負担金は発生しませんので、今回の条例改正で削除いたします。

続きまして、議案書44ページ、タブレット43ページをご覧ください。

長野原町浅間高原水道給水条例の一部改正の新旧対照表となります。

まず、見出しに事業を加え、第2条では管理者の条文を加え、第3条第2号から次ページ、第7号までは用語の定義の改正を、議案書47ページ、タブレット44ページは……47ページでは、町長を管理者にするものでございます。

続きまして、議案書48ページ、タブレット47ページをご覧ください。

長野原町簡易水道基金の設置及び管理に関する条例の一部改正の新旧対照表でございます。

第2条で、用語の定義として、管理者についての用語の定義を加え、以下条ずれと、第6条では、企業会計予算になりますので、現行の長野原町簡易水道特別会計歳入歳出予算から長野原町水道事業会計予算（収益的収入及び支出）に改正し、基金の処理については、長野原町簡易水道事業の経費に充てるものとするものでございます。

第8条では、町長を管理者に改正するものでございます。

続きまして、議案書50ページ、タブレット49ページでございます。

長野原町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の新旧対照表でございます。

第3条第9号、第4条第7号では、町長を管理者に改正するものでございます。

続きまして、議案書51ページ、タブレット50ページをご覧ください。

長野原町農業集落排水処理事業に関する条例の一部改正の新旧対照表でございます。

現行の第1条の長野原町農業集落排水処理施設の設置に関する条例が廃止となりますので、目的を趣旨とし、地方自治法第244条の2の規定に基づき、農業用水の水質保全及び農村生活環境の向上のために設置することを趣旨とするものでございます。

第3条では、見出しに用語を加え、第1号では管理者の定義を、第2号では汚水の定義を、第3号では排水処理施設の定義を加え、第4号では施設を設備に改正し、5号では使用者の条文改正によるものでございます。

続きまして、議案書52ページ、タブレット51ページをご覧ください。

第4条、第5条、第6条、第8条では、町長を管理者に改正、第10条では、見出しの規則への委任を委任とし、町長を管理者に改正するものです。

続きまして、議案書53ページ、タブレット52ページをご覧ください。

長野原町公共下水道条例の一部改正の新旧対照表でございます。

第2条第2項では管理者の定義を加え、第6項では文中の規則を規程に改正、第7項に消費税等相当額の定義を加え、第3条第3号では町長を管理者に改正するものです。

続いて、議案書54ページ、タブレット53ページになります。

第5条、第6条では、規則を規程に、町長を管理者に改正するものです。

続いて、議案書55ページ、タブレット54ページになります。

第7条では、町長を管理者に、第8条では、文言改正と町長を管理者に改正、第11条では、町長を管理者に改正するものです。

議案書56ページ、タブレット55ページでは、第13条、第14条で、町長を管理者に改正するものです。

続きまして、議案書57ページ、タブレット56ページでは、第15条で町長を管理者に、第16条では町長を管理者にと文言改正、17条につきましては、100分の110を乗じてを、消費税等相当額を加えた額を徴収する。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとするに改正するものです。

続きまして、議案書58ページ、タブレット57ページでは、第19条、第20条では、町長を管理者に改正、議案書59ページ、タブレット58ページでは、第21条、第22条、第23条について、町長を管理者に改正するものでございます。

議案書60ページ、タブレット59ページでは、第23条の2項、第24条では、町長を管理者に改正し、27条では規則への委任を委任、それと町長を管理者に改正するものです。

続きまして、議案書61ページ、タブレット60ページでは、長野原町浄化槽整備条例の一部改正の新旧対照表でございます。

第2条の見出しに用語を加え、第1号に管理者の定義を加え、第7号に消費税等相当額の定義を加え、第4条では、町長を管理者に改正するものとなります。

続きまして、議案書62ページ、タブレット61ページでは、第4条第5項、第5条、第6条、第7条では、町長を管理者に、議案書63ページ、タブレット62ページでは、第8条で、100分の110を乗じて得た額を消費税等相当額を加えて得た額に改正し、第8条第2項第2号、第9条、第11条、第12条では、町長を管理者に改正するものです。

続きまして、議案書64ページ、タブレット63ページ、第13条、第15条、第16条、第18条では、町長を管理者に改正するものとなります。

議案書65ページ、タブレット64ページでは、長野原町公共下水道の構造等に関する条例の一部改正の新旧対照表です。

第3条、第4条中の規則を規程に改正するものです。

続いて、議案書66ページ、タブレット65ページでは、第5条、第7条で規則を規程に改正するものです。

議案書67ページ、タブレット66ページでは、長野原町農業集落排水処理事業基金条例の一部改正の新旧対照表でございます。

第2条で、用語の定義として管理者の定義を、以降条ずれと、第7条で運用益金の整理として、長野原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算を長野原町下水道事業会計予算(収益的収入及び支出)に改正し、第8条では、町長を管理者に改正するものです。

続いて、議案書69ページ、タブレット67ページでは、長野原町公共下水道基金条例の一部改正の新旧対照表でございます。

第2条では、用語の定義で管理者の定義を加え、以下条ずれと、第7条で運用益金の整理として、長野原町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算を長野原町下水道事業会計予算(収益的収入及び支出)に計上して運用できるようにするものと、第8条では、町長を管理者に改正するものです。

続きまして、議案書71ページ、タブレット68ページでございます。

長野原町浄化槽整備基金条例の一部改正の新旧対照表でございます。

第2条では、用語の定義として管理者の定義を加え、以下条ずれと、第7条で運用益金の処理として、浄化槽整備事業特別会計予算を長野原町下水道事業会計予算(収益的収入及び支出)に計上し、経営に充てられるようにするものと、第8条では、町長を管理者に改正いたします。

議案書73ページ、タブレット69ページでは、長野原町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正の新旧対照表でございます。

第6条、第7条、第9条では、町長を管理者に改正、次ページの表中の特殊世帯の中に町長という文言がありますので、町長を管理者に改正するものでございます。

続きまして、議案書75ページ、タブレット71ページでございます。長野原町公共下水道事業分担金徴収条例の一部改正の新旧対照表でございます。

第6条、第7条、第9条では、町長を管理者に改正、これも同じく1ページの表中、特殊世帯の中の町長を管理者に改正するものでございます。

続きまして、議案書77ページ、タブレット73ページでございます。長野原町浄化槽整備事業分担金徴収条例の一部改正の新旧対照表でございます。

第6条、第7条、第9条で、町長を管理者に改正するものです。

議案書78ページ、タブレット74ページでございます。長野原町特別会計条例の一部改正の新旧対照表でございます。

現行の第3号、長野原町簡易水道事業特別会計簡易水道事業、第4号、長野原町農業集落排水事業特別会計農業集落排水事業、第5号、長野原町公共下水道事業特別会計特定環境保全公共下水道事業、第8号、長野原町浄化槽整備事業特別会計浄化槽整備事業を、企業会計化に伴い削るものでございます。

なお、議案書79ページ、タブレット75ページ以降に、参考資料といたしまして、今回の条例改正の改正部分を抜き出したものを添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

最後に、ページが戻りますが、議案書18ページ、タブレット17ページをご覧いただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

雑駁な説明となりましたが、以上で議案第13号 長野原町公営企業の法適用移行に伴う関係条例の一部を改正する条例制定についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長(黒岩 巧君) 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第19、議案第14号 長野原町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第14号 長野原町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、長野原町立応桑小学校と北軽井沢小学校が令和6年4月に統合することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 議案第14号 長野原町立学校設置条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

今回の条例制定につきましては、先ほどの町長の提案のとおり、来年4月に応桑小学校と北軽井沢小学校が統合し、浅間小学校として開校することに伴い、本条例制定をお願いする

ものでございます。

1枚おめくりください。こちらが条文です。タブレットでは左側です。

次ページの新旧対照表をご覧ください。タブレットの右側です。

統合後の町内の小中学校及びこども園の設置は、右側改正後の別表のようになります。あわせて、地番の表記を統一するものでございます。

なお、附則として、本条例は令和6年4月1日から施行させていただきたく、お願い申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

2時10分、14時10分に再開します。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時10分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

---

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第20、議案第15号 長野原町こども館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第15号 長野原町こども館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、長野原町立応桑小学校と北軽井沢小学校の統合に伴い、両校に併設している施設について、名称等変更が必要なことから、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 議案第15号 長野原町こども館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

今回の条例制定につきましては、町長の提案のとおり、来年4月に応桑小学校と北軽井沢小学校が統合されることに伴い、両校に併設されているこども館を廃止し、浅間小学校に新設するため、本条例制定をお願いするものでございます。

1枚おめくりください。こちらが条文です。タブレットでは左側です。

次ページの新旧対照表をご覧ください。タブレットでは右側です。

表の右側、改正後は、中央こども館と浅間こども館の2か所となります。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行させていただきたく、お願い申し上げます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第15号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第21、議案第16号 長野原町史編さん審議会条例の制定についてを議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第16号 長野原町史編さん審議会条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 議案第16号 長野原町史編さん審議会条例制定につきまして、ご説明いたします。

今回の条例制定につきましては、先ほどの町長の提案のとおり、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、昭和51年3月に発刊された現行町史の続編を制作するための準備として、審議会を設置するものでございます。

1ページをご覧ください。こちらが条文でございます。

第1条では、趣旨及び設置について、第2条では、所掌事務を規定するものでございます。第3条から第6条にかけて、委員及び会議について規定しております。

2ページをご覧ください。

第7条では、委員以外から意見聴取ができることを、第8条では、庶務担当についてを、

第9条では、報酬及び費用弁償について規定しております。

第10条では、補則を定めております。

なお、附則として、本条例は公布の日から施行させていただきたく、お願い申し上げます。

町史の発刊までには、相当の期間を要すると思われまますので、長期計画を立て、少しずつ準備を始めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第16号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第22、議案第17号 工事請負契約の変更について（浅間小学校校舎改修工事）を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第17号 浅間小学校校舎改修工事に係る工事請負契約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在実施している校舎改修工事は、年内の完成を目指し、鋭意進めているところでございます。このたび、工事も終盤を迎え、工事費が確定したことから、917万4,000円を追加し、2億1,047万4,000円に変更契約を締結するものでございます。

契約の目的は、長野原町立浅間小学校校舎改修工事、契約の相手方は、吉澤・黒田特定建設工

事共同企業体、代表者、吉澤建設株式会社代表取締役、吉澤孝でございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第17号について、起立により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、起立により採決します。

お諮りします。議案第17号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒岩 巧君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第23、議案第18号 工事請負契約の変更について（浅間小学校外構工事）を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第18号 浅間小学校外構工事に係る工事請負契約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在実施している外構工事は、年内の完成を目指し、鋭意進めているところでございます。

このたび、工事も終盤を迎え、工事費が確定したことから、352万円を追加し、8,360万円で変更契約を締結するものでございます。

契約の目的は、長野原町立浅間小学校改修工事（外構工事）、契約の相手方は、都建設株式会社、代表取締役、星野勝義でございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第18号について、起立により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、起立により採決します。

お諮りします。議案第18号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒岩 巧君） 起立全員であります。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第19号～議案第28号の一括上程、説明

○議長（黒岩 巧君） 日程第24、議案第19号より日程第33、議案第28号までは、令和5年度の一般会計、各特別会計及び事業会計の補正予算であります。

本日のところは一括上程し、議案の提案説明にとどめ、議案調査に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、町長の提案説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第19号 令和5年度長野原町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,635万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ51億2,251万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第20号 令和5年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ467万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億4,343万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第21号 令和5年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ618万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億772万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第22号 令和5年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ383万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億387万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第23号 令和5年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,215万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第24号 令和5年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,023万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第25号 令和5年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,031万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第26号 令和5年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億354万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第27号 令和5年度長野原町浅間高原水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、資本的収入及び支出の資本的支出に476万2,000円を追加し、不足する資本的収入については、過年度分損益勘定留保資金476万2,000円を補填するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第28号 令和5年度長野原町北軽井沢簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、

提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、資本的収入及び支出の資本的支出に515万2,000円を追加し、不足する資本的収入については、過年度分損益勘定留保資金515万2,000円を補填するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 提案説明が終了しました。

---

#### ◎散会について

○議長（黒岩 巧君） 本日はこれにて散会とし、次回は15日でございます。

14日まで休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（黒岩 巧君） 以上をもちまして散会とします。

ご協力ありがとうございました。

散会 午後 2時28分

第 4 回 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

## 令和5年12月第4回長野原町議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和5年12月15日(金曜日)午前10時開議

開議の宣告

議事日程の報告

#### 第1 諸報告

追加第2 発委第1号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出について

追加第3 発委第2号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出について

第4 議案第19号 令和5年度長野原町一般会計補正予算(第4号)について

第5 議案第20号 令和5年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

第6 議案第21号 令和5年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算(第2号)について

第7 議案第22号 令和5年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

第8 議案第23号 令和5年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

第9 議案第24号 令和5年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

第10 議案第25号 令和5年度長野原町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

第11 議案第26号 令和5年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

第12 議案第27号 令和5年度長野原町浅間高原水道事業会計補正予算(第1号)について

第13 議案第28号 令和5年度長野原町北軽井沢簡易水道事業会計補正予算(第1号)について

第14 委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について

第15 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	杉崎能久君	2番	湯本宗一君
3番	土屋匡君	4番	萩原広美君
5番	星河明彦君	6番	富澤重男君
7番	人澤信夫君	8番	黒岩巧君
9番	浅沼克行君	10番	牧山明君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原睦男君	副町長	梶野寛丈君
教育長	小林敦子君	総務課長	唐澤正人君
未来ビジョン 推進課長	佐藤忍君	町民生活課長	本出昌也君
出納室長	中村剛君	税務課長	土屋猛君
農林課長	佐藤信利君	建設課長	矢野今朝治君
上下水道課長	篠原博信君	教育課長	萩原喜隆君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 野村 義 書記 高橋 里香

開議 午前10時00分

◎議長挨拶

○議長（黒岩 巧君） 皆さん、おはようございます。ご多忙のところ大変ご苦労さまでございます。

さて、寒さも厳しい季節を迎え、皆様方におかれましては、体調管理に十分注意されますようお願いいたします。県内における新型コロナウイルス感染者数は、ここ3週増加傾向にあります。また、インフルエンザ感染者数は、直近の一定点当たりの報告数が46.45となっており、県内では吾妻地域に注意報が、その他全ての地域に警報が発令されています。議会としても、従前どおり感染予防対策を励行し、引き続き議会活動には新しい生活様式などに基づく取組を心がけていただきたいと思います。

それでは、本会議を始めたいと思います。

定例会最終日となりました。本日は委員会報告、また、初日に提案されました令和5年度一般会計、各特別会計等補正予算の内容説明や審議、一般質問等をお世話になるわけでございます。本日で全ての日程が終了できますようご協力をお願いいたします。

なお、本日の会議についてですが、希望する方につきましてはマスク着用を許可します。

---

◎町長挨拶

○議長（黒岩 巧君） それでは、初めに町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 皆さん、おはようございます。

本日は12月議会最終日ということでございますけれども、議員の皆様におかれましては、師走の大変お忙しい中ご出席くださりまして、誠にありがとうございます。

議員の皆様もご存じのとおり、本年度の施政方針において、脱炭素先行地域選定にチャレンジしたいという旨を書かせていただきましたけれども、このたび包括連携協定を結んでおりますNTTドコモグループの力を借りて準備を開始することといたしました。

この脱炭素先行地域に選ばれますと、一自治体に最大で50億円の交付金が交付されるという、国の本気度が感じられるすごい施策だというふうに思います。ただ、50億円を獲得することが目的ではなくて、2050年、カーボンニュートラル実現を目指して、いかに町民の行動変容を起こすことができるか、そして、それが町民の皆さんの幸せにつながっていくことができるか、そのあたりに注力をして計画をつくっていきたいと思います。

とはいえ、そう簡単に選定されるものではなくて、幾つものハードルを越えていかななくてはならないことと、あと議員の皆様にもご理解いただくことが重要でありますので、早めの段階で皆様には報告させていただきたいと思ひまして、この挨拶で声にさせていただきました。

これは今生きる我々のためではなくて、今現在、子供たち、あるいはこれから生まれてくる子供たちのためにやるということを認識していただき、議員の皆様にはご協力を賜りたいことをお願い申し上げたいと思います。

さて、今日はいまだかつてない、ちょっと記憶にないんですけども、8人の皆様が一般質問をするという予定でございます。後ほどご指導並びにご提言を賜りますことを重ねてお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきますと思います。

今日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

---

### ◎開議の宣告

○議長（黒岩 巧君） ただいまの出席議員は10名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（黒岩 巧君） 本日の議事日程は配付のとおりとなっておりますが、ただいま総務文教常任委員長より発委第1号及び発委第2号が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、順序を変更した上で、追加日程第2、発委第1号及び追加日程第3、発委第2号として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

発委第1号及び発委第2号を日程に追加し、追加日程第2、第3として議題とすることに決定しました。

追加議事日程及び本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

### ◎諸報告

○議長（黒岩 巧君） 日程第1、諸報告は、付託請願・陳情の委員会報告です。初日に付託した2件です。

初めに、総務文教常任委員会の報告を求めます。

委員長、入澤信夫君。

〔総務文教常任委員長 入澤信夫君 登壇〕

○総務文教常任委員長（入澤信夫君） 議長の指名をいただきましたので、総務文教常任委員会において審査した結果を報告いたします。

#### 記

1. 委員会開催日 令和5年12月5日（火）午後2時30分 開会

長野原町役場 委員会室

2. 出席者 ご覧いただきたいと思います。

3. 審査結果

（1）受理番号20号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充

しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情

群馬県医療労働組合連合会中央執行委員長 出浦匠人

採択（意見書の提出）

（2）受理番号21号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の

採択を求める陳情

行橋市議会議員 小坪慎也

採択（意見書の提出）

4. その他

（1）委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について

議長へ申し出ることとした。

(2) その他

特になし

5. 閉 会 (午後3時10分)

以上、朗読をもって報告いたします。

○議長(黒岩 巧君) 総務文教常任委員長の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いします。

なお、質問の際はマイクのスイッチを入れるよう、議員各位のご協力をお願いします。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒岩 巧君) 質疑を終結します。

付託陳情2件、採択2件、その他であります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒岩 巧君) 異議なしと認めます。

委員長の報告のとおり決しました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終結します。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

委員長、牧山明君。

〔産業建設常任委員長 牧山 明君 登壇〕

○産業建設常任委員長(牧山 明君) 議長の指名をいただきましたので、産業建設常任委員会において協議した結果を報告いたします。

記

1. 委員会開催日 令和5年12月5日(火)午後2時36分

長野原町役場 小会議室

2. 出席者 ご覧いただきたいと思います。

3. 協議事項

1) 委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について

議長へ申し出ることとした。

2) その他

陳情の進捗状況を担当課より説明を受けた。

諸団体への視察について、協議し進めていくこととした。

#### 4. 閉 会（午後3時17分）

以上、朗読をもって報告といたします。

○議長（黒岩 巧君） 産業建設常任委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

委員長の報告のとおり決しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終結します。

---

#### ◎発委第1号の上程、説明、採決

○議長（黒岩 巧君） 追加日程第2、発委第1号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出についてを議題とします。

初めに、提出者による趣旨説明を求めます。

総務文教常任委員長、入澤信夫君。

〔総務文教常任委員長 入澤信夫君 登壇〕

○総務文教常任委員長（入澤信夫君） 議長の指名をいただきましたので、発委第1号の意見書提出について趣旨説明をさせていただきます。

この意見書は、医療・介護施設への支援を拡充し、全てのケア労働者の賃上げや人員増を求めるために、幾つかの項目について国へ意見書を提出するものです。

1. 医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。

2. すべての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。

提出先については、添付資料下段に記載の関係機関となっております。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（黒岩 巧君） 本案は、委員会審査の結果により提出され、委員会報告も了承されております。直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。発委第1号は原案のとおり関係機関へ提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

---

#### ◎発委第2号の上程、説明、採決

○議長（黒岩 巧君） 追加日程第3、発委第2号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出についてを議題とします。

初めに、提出者による趣旨説明を求めます。

総務文教常任委員長、入澤信夫君。

〔総務文教常任委員長 入澤信夫君 登壇〕

○総務文教常任委員長（入澤信夫君） 議長の指名をいただきましたので、発委第2号の意見書提出について趣旨説明をさせていただきます。

この意見書は、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求めるために、以下の項目について国へ意見書を提出するものです。

1. 無年金である外国人の増加は、将来的に地方財政負担につながる。脱退一時金を請求した方は永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返り、政府においては、地方財政を圧迫しないよう制度の是正を行うこと。

提出先については、添付資料下段に記載の関係機関となります。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（黒岩 巧君） 本案は、委員会審査の結果により提出され、委員会報告も了承されております。直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

発委第2号は原案のとおり関係機関へ提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

---

◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第4、議案第19号 令和5年度長野原町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案は初口に上程し、提案説明まで終了しています。順次、担当課長より内容説明を求めます。

初めに、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） それでは、議案第19号 令和5年度長野原町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明をいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,635万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ51億2,251万7,000円とするものでございます。

それでは、1枚おめくりをいただきまして、タブレットですと2ページをご覧いただきたいと思えます。

第1表、歳入歳出予算の補正の歳入でございますが、11款1項地方交付税では7,484万9,000円の追加。

15款国庫支出金では、1項国庫負担金、2項国庫補助金を合わせまして6,037万5,000円の追加。

16款県支出金では、1項県負担金、2項県補助金を合わせまして6万7,000円の減額。

18款1項寄附金で、4,099万9,000円の追加。

22款1項町債で、20万円の追加でございます。

合計で1億7,635万6,000円の増額でございます。

次に、資料の2ページ、タブレットですと3ページをご覧いただきたいと思えます。

歳出でございます。

1 款 1 項議会費では45万6,000円の追加。

2 款総務費では、1 項総務管理費から 3 項戸籍住民基本台帳費まで合わせまして9,004万9,000円の追加。

3 款民生費では、1 項社会福祉費、2 項児童福祉費を合わせまして5,676万円の追加。

4 款衛生費では、1 項保健衛生費で502万9,000円の追加。

6 款農林水産業費では、1 項農業費と 2 項林業費を合わせまして175万6,000円の追加。

7 款 1 項商工費では 8 万3,000円の追加。

8 款土木費では、1 項土木管理費から 5 項都市計画費まで合わせまして953万1,000円の追加。

9 款消防費では339万5,000円の追加。

10 款教育費では、1 項教育総務費から 3 ページ、タブレットですと 4 ページになりますけれども、6 項保健体育費を合わせまして929万7,000円の追加。

合計で 1 億7,635万6,000円の増額でございます。

4 ページをご覧いただきたいと思います。タブレットですと 5 ページをご覧いただきたいと思います。

第 2 表の地方債の補正の変更でございます。

変更では、起債目的の道路維持事業で、2,000万円を2,020万円に変更でございます。

それでは、7 ページをご覧いただきたいと思います。タブレットですと 8 ページをご覧いただきたいと思います。

事項別明細書の 2、歳入でございます。

11 款 1 項 1 目地方交付税では7,484万9,000円の追加。

15 款国庫支出金では、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金で、番号制度国庫負担金416万9,000円の減額。2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援の地方創生臨時交付金で6,454万4,000円の追加。

16 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金で、保険基盤安定負担金で34万円の減額。2 項の県補助金、4 目農林水産業費の県補助金で、森林整備担い手対策事業補助金等で27万3,000円の追加です。

資料の 8 ページ、タブレットですと 9 ページをご覧いただきたいと思います。

18 款 1 項寄附金、1 目一般寄附金で99万9,000円の追加。3 目ふるさと応援寄附金のふるさと応援寄附金で4,000万円の追加。

22款1項町債、3日の過疎対策事業債で20万円の追加でございます。

次に、9ページをご覧ください。

事項別明細書の3、歳出は、議会事務局長より説明をいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 議会事務局長。

○議会事務局長（野村一義君） 資料の9ページ、タブレットでは10ページをご覧ください。

3の歳出をご覧ください。

1款1項1目議会費では45万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

説明欄をご覧ください。

議会運営・管理事業における2節一般職給から18節退職手当組合負担金につきましては、人事院勧告に伴う給料表改正及び期末手当等支給率の改定等によるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では50万4,000円の追加でございます。説明欄をご覧いただきたいと思っております。一般管理事業で、1節の報酬と3節の期末手当では、会計年度任用職員の変更に伴い減額でございます。2節の給料から資料の10ページ、タブレットですと11ページにかけまして、18節の退手組合負担金まで、こちら人事院勧告に伴う増額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、出納室長。

○出納室長（中村 剛君） 続きまして、出納室関連の補正予算についてご説明いたします。

このたびの補正は、4目会計管理費から5万5,000円の減額をお願いするものでございます。内容につきましては、説明欄のとおり、会計年度任用職員の人事異動に伴う人件費の補正でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 続きまして、5目企画費では2,974万9,000円の追加をお願いするものでございます。説明をご覧ください。企画一般管理では62万2,000円の追加で、2節一般職給から18節退職手当組合負担金まで、職員5名分の人事院勧告に伴う給料表改正及び期末勤勉手当支給率の改定等によるものでございます。次の地域振興事業では22

万7,000円の追加で、パートタイム会計年度任用職員2名分の人事院勧告に伴う給料表改正によるものでございます。

次ページをお願いいたします。

次の物価高騰重点支援事業（第3弾）では、2,890万円の追加で、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による家計支援策として、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策の重点支援地方交付金を活用し、令和5年11月1日を基準日とした町民1人当たり5,000円分の長野原町暮らし応援商品券（第3弾）を発行するため、所要の予算の追加をお願いするものでございます。7節報償費で商品券の取扱事業者への換金分を、10節需要費で消耗品と商品券、ポスター及び商品券発送用の封筒等の印刷製本を、11節役務費で商品券等の郵送料等でございます。

なお、商品券につきましては、12月下旬までにお手元に届くよう調整してまいります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 12日川原湯簡易郵便局管理費では22万9,000円の追加でございます。説明欄の川原湯簡易郵便局の管理事業では、1節の報酬から3節まで人事院勧告に伴う増額でございます。8節の費用弁償では、通勤費の不足により1万円の増額でございます。

18目のふるさと応援基金費では、6,052万2,000円の追加でございます。説明欄のふるさと応援基金事業で、7節の報償費では、感謝券の換金費用の不足で350万円の追加。11節の役務費では、手数料の不足で1,000円の追加。ふるさと応援寄附金の増額に伴い、12節のシステム運営委託料の不足で1,994万9,000円の増額。電算委託料の寄附金の受付、こちら資料の12ページです。タブレットでは13ページでございますけれども、返礼品の管理、寄附金の決済委託料の不足で、合わせて1,707万2,000円の追加でございます。24節積立金では、寄附額の2分の1の額、2,000万円を増額するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、税務課長。

○税務課長（土屋 猛君） 続きまして、2項徴税费についてご説明いたします。

資料の12ページ、タブレットですと13ページをご覧ください。

1目税務総務費では105万3,000円の追加補正をお願いするもので、説明欄をご覧ください。税務一般管理では、2節給料、3節職員手当等及び18節退職手当組合負担金では、人事院勧告に伴う支給率の改定で、職員8人分の105万3,000円の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） 次に、2款3項1目戸籍住民基本台帳費では補正額195万3,000円の減額補正で、次のページにかけまして、説明欄の2節、3節及び18節は人事院勧告に伴う追加を。12節委託料では機器入替えに伴う保守料及びファイアウォール設定変更、機器撤去廃棄作業費の追加を。また、13節では番号制度に伴うシステム改修費を計上していましたが、国の仕様で今年度実施ができないものが生じたため、670万3,000円を減額いたしまして、また一部、今年度実施をいたします戸籍付票部分につきましては、12節へ364万1,000円を振り替えさせていただきました。また、郵便局委託事業では、電気代等の委託料で不足が生じるために、5万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次のページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では補正額4,546万5,000円の追加で、説明欄の社会福祉総務一般では人事院勧告に伴う人件費の追加及び8節旅費では会計年度任用職員の通勤費の変更による減額。10節需要費ではパンフレット追加に伴う印刷製本費の追加を。福祉医療費給付事業では、11節役務費で受給者証送付に伴う郵送料の追加を。低所得者世帯支援給付金事業追加分では、国の重点支援地方交付金事業として、非課税世帯へ7万円を支給する事業でございます。18節の交付金7万円掛ける610世帯分といたしまして、4,270万円及び事務費を合わせまして4,452万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、2目老人福祉費では補正額102万6,000円の追加で、介護保険特別会計への繰出金として25万6,000円の追加を。在宅福祉事業では、緊急通報装置システムサービスの設置者増加によります77万円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、3目障害者福祉費では補正額1,140万4,000円の追加で、障害者自立支援給付事業では、給付費の前年度額確定によります国庫及び県補助金の精算返還金といたしまして1,130万4,000円の追加を。児童発達支援施設管理事業では、ブランコなどの遊具に不具合が生じたため、補修といたしまして10万円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、4目後期高齢者医療費では45万2,000円の減額補正で、後期高齢者特別会計繰出金の減額によります減額補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 続きまして、16ページをご覧ください。タブレットでは17ページ

です。

3 款民生費、2 項児童福祉費、3 目児童措置費では、中央、応桑、北軽井沢のこども館運営事業において、会計年度任用職員 1 名の退職により 1 節報酬と 8 節旅費で減額を。3 節及び 4 節で給与改定に伴う増額により、全体で 68 万 3,000 円の減額でございます。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） 続きまして、4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費では補正額 75 万 5,000 円の追加で、説明欄の保健衛生総務一般では、次のページにかけまして、人事院勧告による追加で 75 万 5,000 円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、3 目環境衛生費では補正額 44 万円の追加で、ごみ回収に伴うコンテナやごみかご等の破損によります追加といたしまして、44 万円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、9 目簡易水道費では 383 万 4,000 円の追加で、簡易水道特別会計への繰出金といたしまして追加補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、農林課長。

○農林課長（佐藤信利君） 続きまして、同ページ下段をご覧ください。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費では 20 万 9,000 円の減額をお願いするもので、説明の農業委員会活動事業では 2 節給料から 4 節共済費及び次ページ、18 節退手組合負担金は人事院勧告による追加でございます。ページ戻りまして、最終行、9 節公債費は、予算の不足に伴い 5 万円の追加をお願いするものです。

資料 18 ページ、タブレット 19 ページに移りまして、11 節役務費は、農業者などに対する農地利用のアンケート実施に伴い、通信費 6 万 8,000 円の追加をお願いするものです。次に、農業者年金業務受託事業では、1 節報酬から 8 節旅費にかけまして、会計年度任用職員の当初予算から現状に合わせて補正をしたことにより、39 万 9,000 円の減額となります。

2 目農業総務費では 55 万 4,000 円の追加をお願いするもので、説明の農業総務一般では、2 節給料から 18 節負担金にかけまして人事院勧告による追加でございます。

3 目農業振興費では 6 万 7,000 円の追加をお願いするもので、説明の農業振興事業では、18 節補助金は、農地利用集積促進事業による賃貸借の該当者確定に伴い 6 万 7,000 円を追加するものでございます。

資料 19 ページ、タブレット 20 ページをご覧ください。

6日農業集落排水事業費では105万6,000円を追加するもので、説明のとおり農業集落排水事業特別会計への繰出金をお願いするものです。

2項林業費、1目林業総務費では28万8,000円の追加をお願いするもので、説明の森林整備担い手対策事業では、18節補助金で、町内在住者2名が林業事業体に新規雇用されたことにより、福利厚生の実の補助として28万円の追加をお願いするものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 続きまして、7款1項商工費、1目商工総務費では8万3,000円の追加をお願いするものでございます。説明をご覧ください。商工総務一般では、2節一般職給から次ページの18節退職手当組合負担金まで、人事院勧告に伴う給料表の改正及び期末勤勉手当支給率の改定等によるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、建設課長。

○建設課長（矢野今朝治君） 引き続きまして、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費では131万5,000円の追加をお願いするものでございます。3節職員手当と4節共済費、18節負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金につきましては、国の人事院勧告に伴う給与改定、住所変更に伴う住居手当、通勤手当の追加による人件費7名分の追加をお願いするものでございます。

次に、2目国土調査費では、会計年度任用職員1名の追加と異動に伴う人件費1名の不足分といたしまして、394万6,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、21ページ、タブレットでは22ページになります。

2項道路橋梁費、2目道路維持費では、国の人事院勧告に伴う給与改定により不足します会計年度任用職員、道路パトロール員2名の人件費38万5,000円の追加をお願いするものでございます。なお、8節の旅費については、職員の入替えに伴う通勤手当の追加でございます。

次に、5項都市計画費、2目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計への繰出金388万5,000円の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） それでは、資料の22ページ、タブレットですと23ページをご覧い

ただきたいと思います。

9 款 1 項消防費、1 目の常備消防総務費では235万4,000円の追加でございます。説明欄の常備消防事業では、18節の負担金につきまして人事院勧告による人件費の増額に伴う増額でございます。

2 目非常備消防の総務費では、9万5,000円の追加でございます。説明欄の非常備消防総務事業では、2 節の給料から18節の退手組合負担金まで、人事院勧告に伴う職員1名の人件費の増額でございます。

3 目非常備消防費では、131万円の追加でございます。説明欄の非常備消防事業では、電線の火災の増加による対応のため、また予防消防強化で、消防団運営費補助で131万円の増額でございます。

4 目の消防施設費では131万円の減額でございます。説明欄の消防施設事業につきまして、10節の修繕費では現場等の精査により20万円の減額。14節工事請負費では工事の発注箇所の精査により減額でございます。こちら3月の非常備消防費の振替えでございます。

5 目防災費では94万6,000の追加でございます。説明欄の防災事業では、資料の23ページ、タブレットですと24ページでございます。こちらは9月の定例議会でご意見ありました、地域防災計画の概要版の作成委託料で増額でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 続きまして、10款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費では323万7,000円の追加でございます。

説明をご覧ください。

事務局総務一般では、1 節で非常勤職員の報酬及び会計年度任用職員の報酬につきまして給与改定による追加を、3 節から18節まで給与改定に伴う一般職員の人件費の追加をお願いするものでございます。

24ページをご覧ください。タブレットですと25ページになります。

4 項幼稚園費、1 目こども園管理費では448万2,000円の追加でございます。説明をご覧ください。こども園管理総務一般では、2 節から18節まで給与改定に伴う一般職員の人件費の追加をお願いするものでございます。

続きまして、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費では92万9,000円の追加でございます。説明をご覧ください。社会教育総務一般では、1 節から18節まで一般職員及び会計年度任用

職員の給与改定に伴う人件費の追加をお願いするものでございます。

25ページをご覧ください。タブレットですと26ページになります。

2月公民館費では37万円の追加でございます。説明をご覧ください。公民館総務一般では、1節と3節で給与改定に伴う会計年度任用職員の人件費の追加をお願いするものでございます。

続きまして、3日文化財保護費では20万6,000円の追加でございます。説明をご覧ください。文化財保護事業では、1節で給与改定に伴う会計年度任用職員の人件費の追加をお願いするものでございます。

続きまして、26ページにかけまして、6項保健体育費、3日給食センター費では7万3,000円の追加でございます。説明をご覧ください。学校給食事業では、2節から18節まで一般職員の給与改定に伴う人件費の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 最後に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） それでは、次に給与費の明細書のご説明をさせていただきます。

資料では27ページ、タブレットでは28ページでございます。

特別職の比較欄の合計では、町長ほか特別職と議員の期末手当と非常勤特別職員の報酬の増額で、比較欄合計122万8,000円の増額でございます。

資料の28ページ、タブレットですと29ページでございます。

こちらの一般職の総括のア、こちらが資料の29ページ、タブレットですと30ページでございます。会計年度任用職員以外の職員、上段では人事院勧告に伴う給料と期末勤勉手当増額等、比較欄の合計のとおり1,304万7,000の増額でございます。下段の表につきましては職員手当の内訳となっております。

資料の30ページ、タブレットですと31ページをご覧くださいと思います。

イの会計年度任用職員でございます。上段の表では職員数2名の増加と人事院勧告に伴う報酬、期末手当等の増額、比較欄の合計のとおり500万4,000円の増額でございます。下段の表につきましては職員手当の内訳となっております。

また、資料の31ページ、タブレットですと32ページにつきましては、会計年度任用職員以外の給料及び職員手当の増額の状況でございます。

資料の32ページ、33ページ、タブレットですと33ページと34ページでございます。

こちらについては給料及び職員の手当の状況となっております。後ほどご覧いただきました

いと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 内容説明が終了したので質疑を行います。

なお、質疑を行う箇所が多数ある場合、一度に質疑を行う箇所を3か所以内に分けて質問されますよう議員各位のご協力をお願いします。

9番、浅沼克行君。

○9番（浅沼克行君） 寄附金なんですけれども、ふるさと応援基金についてお伺いします。

補正額が4,000万補正されているんですけれども、その詳細について教えてもらいたいと思います。

それと、その関連なんですけれども、支出のふるさと応援基金費、これについて補正額が6,000万強ということなんですけれども、それで総額で1億895万になっているんですけれども、これを差し引くと費用のほうが多くなると思うんですけれども、このところはどのような具合になっているんだか、ちょっと説明をお願いします。

それと、ふるさと応援基金の委託していると思うんですけれども、委託の手数料というのは何%ぐらい支払われているのか、その点についてお伺いします。

それと、農業集落排水事業です。これについて、いつも問題になっていることなんですけれども、加入率がいつも問題になるんですけれども、今年度加入者数はどんなふうになっているのか、お願いします。

それと、もう1点いいですか。これ、初めのは関連のあれだから、いいですか、もう1点。

○議長（黒岩 巧君） はい。

○9番（浅沼克行君） それと、林業総務費なんですけれども、森林整備担い手事業ということで28万8,000円ということで計上されているんですけれども、国は林業について推進をしているようなんですけれども、町としては現状はどのようなになっているのか。

長野原町も森林はかなりのものを占めていると思うんですけれども、そういった中でやはり森林整備というものを推進しなければならないと思っているんですけれども、町の現状を教えてください。

以上、3点です。よろしく願いします。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 浅沼議員のご質問にお答えいたします。

最初のふるさと納税の歳入4,000万でございますけれども、当初では1億計上させていた

だいておりました。ただ、現在、11月末で1億3,200万円ほどの寄附金を頂いています。また、12月、あと4か月を見込みまして、4,000万の追加をさせていただいたところでございます。

歳出でございます。こちらの手数料については、まず12節のシステム運用委託、こちらは自動販売機ということで約11.8%でございます。電算委託料につきましては、この寄附金の受付電算委託ですか、こちら4社の事業者と契約をしまして、こちら約5.5%でございます。

資料の12ページですか、タブレットでは13ページなんですけれども、返礼品の管理委託料につきましては、これ、返礼品込みの契約となっておりますので約45%ですね。寄附金決済電算委託料については、こちら4社と契約をしております1.5%ですね。

以上でございます。

○9番（浅沼克行君） あれは、それと。

○総務課長（唐澤正人君） それと、こちらの、今回の補正が6,052万2,000円、その他で4,000万円ということで、現状で見ますと約2,000万円ほど町の持ち出しということになっているんですけれども、歳出では3月までを見込んで、今こちら計上させていただいています。ただ、歳入については過大見積りにならないように、歳入欠陥にならないような金額で今計上させていただいておりますので、またこちらは3月の議会で実績に応じて変更させていただきますので、こちら持ち出しということはないように今調整はしております。

よろしくお願いたします。

○9番（浅沼克行君） それと4,000万の詳細については。

○総務課長（唐澤正人君） 4,000万ですか、当初で1億円の計上で、11月末現在で今1億3,200万円のふるさと納税が入っておりますので、今後4か月分を見込んで4,000万円の計上をさせていただいております。

よろしくお願いたします。

○9番（浅沼克行君） 内容はどういう。

○議長（黒岩 巧君） 自由に発言しないでください。

○総務課長（唐澤正人君） 内容につきましては、自動販売機、こちらが昨年の約2.5倍になっていますので、こちらの歳入を見込んでおります。

よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（篠原博信君） 浅沼議員の2点目の質問で、農集排の加入の件なんですけれども、すみません、ちゃんとした資料が手元にないのであれなんですけれども、4件ほどは加入申込みがあったと覚えています。

それと、今年度から浄化槽の新設、それと転換の補助をやっているんですけども、そちらのほうも、農業集約排水事業の事業範囲の中で今2件ほど転換のほうを行ってございます。そうすると、全体的には6件ほどの浄化槽の整備が整っている、整ったというか、多くなったという状況でございます。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 農林課長。

○農林課長（佐藤信利君） 浅沼議員の3点目のご質問にお答えさせていただきます。

林業の推進ということなんですけれども、やはり町内7割ぐらい森林がありまして、そういったところで、やはり放置されている部分があります。やはりなかなか資金的なものが大変難しいところがあり、今回森林環境税というところがありまして、令和元年から森林環境譲与税ということで町のほうに配分をされております。そのお金を原資といたしまして、今現在整備をしていっているような状況になっております。

内容といたしましては、やはり国のほうで進めている制度がありまして、森林経営管理制度というのがありまして、そちらのほうで整備をしていったり、あとは町有林を中心に林業整備という形で実施をしております。それから、人材育成というような形で、議会のほうでも報告をさせていただいていますが、やはり資格を取ったり、あとは装備を用意したりというところの補助をしております。

引き続き、今後も譲与税等を活用して推進をしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） 9番、浅沼君。

○9番（浅沼克行君） ふるさと応援基金なんですけれども、総務課長の説明、大体分かったんですけれども、要は現在だと歳出が多くなっていますよね、これでいくと。3月の最終で調整してプラスになるという、そういうことでいいんですか、そういう考え方で。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 浅沼議員のご質問にお答えいたします。

現時点で支払った金額に対して手数料が発生しますので、こちらは最大限の見込みで、1億7,000万円ぐらいの計算で今手数料のほうは算出させていただいています。そちらも歳入で

入ってきた実績に応じて歳出のほうは支払いますので、そのあたりは3月で歳入を見込んだ段階で、また充当のほうは組み替えさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 9番、浅沼君。

○9番（浅沼克行君） じゃ、現在実質見込みとといいますか、見込みというのはどのくらいのものが出るということを予定しているんですか。

○議長（黒岩 巧君） 浅沼議員、農集と林業の関係については、2問目の質問はよろしいですか。

○9番（浅沼克行君） そっちは結構です。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） まず、歳出のほうにつきましては約1億7,000万円ほど、1億6,947万2,000円を見込んでおります。こちらが、先ほどご説明した1億7000万が寄附になった場合として計算をさせていただいています。

ただ、歳入を最大限見込んでしまうと過大見積りにもなりますので、そちらは歳入をちょっと抑えぎみで計上させていただいて、今一般財源を充てさせていただいていますけれども、3月で実績に応じてこちらは組み替えさせていただきたいと考えています。

まず、ちょっとお待ちください……こちら、ふるさと応援基金の残高なんですけれども、令和5年度末で今1億6,800万円ほどを見込んでおります。今年度、補足として、手元に残る金額といたしましては、積立てすれば4,500万円ほど積み立てる予定ではおります。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。

10番、牧山明君。

○10番（牧山 明君） 資料の7ページ、国庫支出金、国庫補助金で6,454万4,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金なんですけど、今の説明の中で大きくつかめたのが、資料の11ページの価格高騰重点支援事業（第3弾）2,890万円で、残りどのように振り分けられたのか、ちょっと説明の中ではつかめなかったもので、その辺のところの説明をお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 牧山議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、こちらの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、資料でいきますと11ページの価格高騰重点支援事業（第3弾）、そのほかに、資料でい

きますと14ページになります。タブレットですと15ページ、一番下段になりますけれども、低所得世帯支援給付金事業、こちら低所得世帯に7万円の給付する事業になりますが、こちらが交付金の充当先になっております。

よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

○10番（牧山 明君） はい。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。

1番、杉崎能久君。

○1番（杉崎能久君） 課をまたいでしまうんですけども、10ページ、企画費の価格高騰重点支援事業の印刷製本費、通信運搬費、それとあとは14ページ、社会福祉総務費の、こちら印刷製本費と通信運搬費なんですけれども、これは単純に紙を印刷する料金と、通信運搬というのは、これは郵便局のほうに依頼して配る、そういった金額になるんでしょうか。

○議長（黒岩 巧君） 未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） まず、11ページの価格高騰重点支援事業のほうですけども、10節の印刷製本費につきましては商品券の印刷になります、主なものは、商品券の印刷とポスター等、あと商品券を送るときの封筒の印刷になります。通信運搬費につきましては、議員おっしゃるとおり、商品券を郵送するための郵送料となります。

よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 1番、杉崎君。

○1番（杉崎能久君） これを商品券出すたびにこの金額が毎回かかっているということでしょうか。

○議長（黒岩 巧君） 未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 議員おっしゃるとおりでございます。

この分は交付金が充当できておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 1番、杉崎君。

○1番（杉崎能久君） 町は今DXを推進しているというふうに私は認識しているんですけども、これ、例えば町のアプリとかホームページ上で、何かこれを見せれば町のほうで使えるといった施策も考えられると思うんですね。

これ、毎年合わせて180万ですか。あとは社会福祉のほうで見ると、これもちよっとざっとでしか見ていませんけれども、70万ぐらい、これはかかっていると思うんですけども、

何か今後、例えば議会、今タブレットを使ってペーパーレスというところでやっていて、一応来年の6月をめどに、完全に紙を廃止するという方向では動いてはいると思うんですけども、町のほうも何かアプリやスマホ、あとタブレットを使って、何か町民の方がそういうふうに使えるという考えとか、施策とか、今ありますか、そういうお考えはあるのかどうか。

○議長（黒岩 巧君） 未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） ご質問にお答えさせていただきます。

現在、町ではそういった事業は検討はしておりませんが、県内他町村見ますと、何とかペイとか、そういうものを使っているところもあると思うんですけども、こちらの交付金の事業につきましては、国からも地域に合った、実情に合った施策をとということで、長野原町としては、今広く町民全員にということで商品券というような形をさせていただいております。議員おっしゃるような方向も検討できると思いますけれども、今後の課題かなと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 補足をさせていただきます。

議員がおっしゃっていることはすごく私も重々分かるんですけども、議員もご存じのとおり、昨年アプリとプラットフォームを構築して、そのアプリとプラットフォームが今全国で長野原町のまねをしたいというムーブメントが起きているという話をさせていただきましたけれども、まず第一歩がそこだというふうに捉えております。あれだけ全国でムーブメントが起こっているにもかかわらず、町内ではまだ、町内じゃないですね、町内とか、全てのダウンロード数で3,700ダウンロードしか行われていなくて、町民の中にもかなり多数の人がまだダウンロードもしていないという状況でありまして、あのプラットフォームを中心にこれから展開をしていきたいというふうに思っています。

毎回毎回、この郵送料、印刷料を使うのかというご質問ですけども、今現在ではそれも致し方ないというところでありまして、郵送料のかなりこの金額が増しているのは、簡易書留で送っているということが大きな理由の一つになっていると思うんですけども、かなりブラッシュアップしていくという話で、しかも毎年毎年、このやっていくかということの質問の中に、毎年毎年この交付金が来るのかということも大きなポイントになるんですけども、コロナの大変な時期に国が各自治体に交付金を頂きました。その後、価格高騰、資材

高騰の対策のために3回目の交付金をなされているんですけども、これを三、四年で、かなりレアのケースです。こんなことは以前なかったということも認識していただきたいんです。

ある程度、自由に使えるお金でありました。どんなことにも使えるような話。ですから、議員の言うように、これが合計で約4億円ぐらいになるんですけども、全てこの商品券をもらった合計ですと、赤ちゃんでも高齢者でも1人7万5,000円をもらったことになるというふうに思います。これは全国の自治体を見てもほぼないと思います。群馬県ではトップクラスです、この金額は。

ただ、これが正しいかどうかというのは、多分何年か後に分かるんだろうと思いますけれども、その4億をかけてDXを推進することもできたと思うんです。ただ、町民が大変なときにどういう判断をしたかという、全てこのお金は町民の皆さん一人一人に還元をしようという町の思いから、全てを商品券に突っ込んだというのが長野原町の施策であって、いつかも言ったように、イカのモニュメントを作った自治体もあるし、整備のウラダイとして突っ込んでしまった自治体もあるわけであって、そのあたりをしっかりと理解していただいた上で、今後どういうふうに展開していくかというところを見守っていただきたいなと思っています。

DXは推進していきたいです。ただ、議員が多分一番よく分かっていると思うんですけども、お金も莫大にかかる場所なので、このあたりはデジ田ですとか、いろいろな補助金獲得していくために努力してまいりますので、ぜひ議員の立場からアドバイスいただくと助かりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第19号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分に再開いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

---

◎議案第20号～議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第5、議案第20号より日程第13、議案第28号までの各特別会計補正予算につきましては一括議題とします。

本案は、初日に上程し、提案説明まで終了しています。

これより担当課長の内容説明を求めます。

議案第20号 令和5年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について及び議案第21号 令和5年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）について、町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） それでは、議案第20号 令和5年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

表紙をご覧ください。

今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ467万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億4,343万6,000円とするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、第1表をご覧ください。

歳入ですが、6款1項繰越金では補正額14万5,000円の追加補正を。

7款諸収入、4項雑入では補正額452万9,000円の追加補正を。

歳入合計として補正額467万4,000円の追加をお願いするもので、次のページの歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費では補正額124万5,000円の追加を。

3款国民健康保険事業費納付金では、1項医療給付費分、2項後期高齢者支援等分、合わ

せまして126万8,000円の減額補正を。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金では補正額469万7,000円の追加を。

歳出合計といたしまして、補正額467万4,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、5 ページをご覧ください。タブレットでは6 ページとなります。

歳入ですが、6 款1 項1 日繰越金では補正額14万5,000円の追加を。

7 款4 項5 日療養給付費等負担金では、452万9,000円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、次のページの歳出でございます。

1 款1 項1 日一般管理費では補正額124万5,000円の追加補正で、説明欄の1 節、3 節では人事院勧告による会計年度任用職員の人件費の追加を。12節委託料では制度改正によりますシステム改修費といたしまして、110万円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、3 款1 項1 目一般被保険者医療給付費分では補正額277万9,000円の減額補正で、納付金の実績に合わせた減額を。

また、2 項1 日一般被保険者後期高齢者支援金等分では補正額151万1,000円の追加補正で、同じく納付金の実績に合わせた追加をお願いするものでございます。

次のページの9 款1 項6 目保険給付費等交付金償還金では、補正額452万9,000円の追加補正で、保険給付費の前年度額確定による精算返還金といたしまして452万9,000円の追加補正を。また、10目その他償還金では補正額16万8,000円の追加補正で、調整交付金の前年度額確定によります追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第21号 令和5 年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

表紙をご覧ください。

今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ618万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1 億772万9,000円とするものでございます。

1 枚おめくりをいただきまして、第1 表をご覧ください。

歳入ですが、1 款診療収入、1 項外来収入では、補正額589万2,000円の追加を。

7 款1 項繰越金では、補正額29万6,000円の追加補正を。

歳入合計として、補正額618万8,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次のページの歳出でございますが、1 款総務費、1 項施設管理費では、補正額29万6,000円の追加補正を。

2 款 1 項医業費では、補正額589万2,000円の追加補正を。

歳出合計といたしまして、補正額618万8,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、5 ページをご覧ください。タブレットでは6 ページとなります。

歳入ですが、1 款 1 項 2 目社保診療収入では補正額589万2,000円の追加補正で、7 款 1 項 1 目繰越金では補正額29万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

続いて、次のページの歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費では補正額29万6,000円の追加補正で、説明欄の一般管理費では人事院勧告による人件費の追加補正をお願いするもので、次の2 款 1 項 1 目医業費では補正額589万2,000円の追加補正で、コロナやインフルエンザ流行に伴います、医薬品の追加購入に伴います追加補正をお願いするものでございます。

なお、次ページ以降につきましては給与費明細書となりますので、後ほどご確認ください。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 議案第22号 令和5年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてから議案第24号 令和5年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、上下水道課長。

○上下水道課長（篠原博信君） それでは、議案第22号 令和5年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ383万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億380万7,000円とするものでございます。

議案書1 ページ、タブレット2 ページをご覧くださいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金では383万4,000円の追加で、歳入合計383万4,000の追加でございます。

次ページをご覧ください。

歳出でございます。

1 款 1 項簡易水道費では383万4,000円の追加で、歳出合計383万4,000円でございます。

議案書3 ページ、4 ページ、タブレット4 から5 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましては、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、議案書5 ページ、タブレット6 ページをお願いします。

2 の歳入でございます。

4款1項1目1節の一般会計繰入金では、383万4,000の追加でございます。

次ページをご覧ください。

3の歳出でございます。

1款1項1目簡易水道総務費では55万4,000円を追加するもので、2節給料、3節職員手当、4節共済費、18節負担金及び交付金では人事院勧告等に伴う追加を。12節委託料では業務委託をし、現在進めておりますインボイス制度対応に伴うシステム改修で、適格請求書等の発行履歴検索や照会画面等のシステム改修の追加費用として40万円の追加でございます。

なお、このインボイス制度対応業務につきましては、簡易水道事業、浅間高原水道事業、北軽井沢簡易水道事業の3会計で、給水人口割で安分し、委託料を支出してございます。業務全体の増額としては81万4,000円となりますが、簡易水道分として40万、この後、説明いたします浅間高原水道分で16万2,000円、北軽簡易水道事業分で25万2,000円の計上となっております。

2目簡易水道管理費では328万円の追加をお願いするもので、10節需用費では、漏水修繕等の費用が不足するため250万円の追加を。15節原材料費では、鋳鉄管用漏水補修器具の購入で78万円の追加をお願いするものでございます。

次ページ以降の給与明細書については、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、議案第23号「令和5年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,215万3,000円とするものでございます。

議案書1ページ、タブレット2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。

5款1項他会計繰入金で105万6,000円の追加で、歳入合計105万6,000円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款1項農業集落排水事業費で105万6,000円の追加で、歳出合計105万6,000円でございます。

議案書3ページ、4ページ、タブレット4から5ページにかけては、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

議案書5ページ、タブレット6ページをご覧ください。

2の歳入でございます。

5款1項1目一般会計繰入金で、105万6,000円の追加をお願いするものでございます。

次ページをご覧ください。

3の歳出でございます。

1款1項2目農業集落排水施設管理費では105万6,000円の追加をお願いするもので、2節給料、4節共済費、18節退手組合負担金については人事院勧告等に伴う追加を。3の職員手当等については、職員の借家への入居に伴う住居手当の追加と人事院勧告等に伴う追加。26節の公課費では、中間消費税支払いに不足が生じることから68万5,000円の追加をお願いするものでございます。

次ページ以降の給与費明細書については、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、議案第24号 令和5年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,023万3,000円とするものでございます。

議案書1ページ、タブレット2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。

5款1項他会計繰入金で388万5,000円の追加で、歳入合計388万5,000円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款1項公共下水道事業費で388万5,000円の追加で、歳出合計388万5,000円でございます。

続きまして、議案書5ページ、タブレット6ページをご覧ください。

2の歳入でございます。

5款1項1目一般会計繰入金で、388万5,000円の追加をお願いするものでございます。

次ページをご覧ください。

3の歳出でございます。

1款1項1目公共下水道事業費では510万円の追加をお願いするもので、14節工事請負費では、新規の公共ます設置工事費として400万円の追加を。24節積立金では、下水道事業加入分担金の基金への積立てとして110万円の追加でございます。

2目公共下水道施設管理費では121万5,000円の減額をお願いするもので、2節給料、3節職員手当、4節共済費、18節負担金及び交付金では人事院勧告等に伴う追加を。26節公課費

では、中間消費税を計算したところ残余が生じるため、130万円の減額をお願いするものでございます。

次ページ以降の給与費明細書については、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 議案第25号 令和5年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第2号）について及び議案第26号 令和5年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） それでは、議案第25号 令和5年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

表紙をご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,031万6,000円とするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、第1表をご覧ください。

歳入ですが、7款繰入金、1項一般会計繰入金では補正額25万6,000円の追加補正を。

8款1項繰越金では補正額15万円の追加補正を。

歳入合計として40万6,000円の追加補正をお願いするもので、次のページの歳出ですが、

1款総務費1項総務管理費では補正額25万6,000円の追加を。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費では補正額15万円の追加を。

歳出合計といたしまして、40万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、5ページをご覧ください。タブレットでは6ページとなります。

歳入の7款1項5目その他一般会計繰入金では補正額25万6,000円の追加補正を。

8款1項1目繰越金では、補正額15万円の追加補正をお願いするものでございます。

次のページの歳出でございますが、1款1項1目一般管理費では補正額25万6,000円の追加で、説明欄の諸備品購入費ですが、介護で使用いたしますパソコン機器に不具合が生じまして、購入費といたしまして25万6,000円の追加を。

2款1項7目居宅介護福祉用具購入費では補正額15万円の追加補正で、居宅介護福祉用具購入費の不足が見込まれるために追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第26号 令和5年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

表紙をご覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億354万7,000円とするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、第1表をご覧ください。

歳入ですが、3款繰入金、1項一般会計繰入金では補正額45万2,000円の減額補正を。

歳入合計として45万2,000円の減額補正をお願いするもので、次のページの歳出ですが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金では補正額45万2,000円の減額を。

歳出合計といたしまして、45万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、5ページをご覧ください。タブレットでは6ページとなります。

歳入の3款1項2目保険基盤安定繰入金では、補正額45万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次のページの歳出ですが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金では補正額45万2,000円の減額で、説明欄の保険料等負担金ですが、今年度の所得確定したことによります保険基盤安定負担金の額確定によります減額補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 議案第27号 令和5年度長野原町浅間高原水道事業会計補正予算（第1号）について及び議案第28号 令和5年度長野原町北軽井沢簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、上下水道課長。

○上下水道課長（篠原博信君） それでは、議案第27号 令和5年度長野町浅間高原水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正については、第2条の収益的収入及び支出の支出では、第1款、第1項営業費用を19万円減額し、第2項営業外費用を19万円追加するもので、予算の組替えとなりますので合計額は変わりません。

第3条の資本的収入及び支出では、資本的支出第1款、第1項建設改良費で476万2,000円を追加し、計3,119万3,000円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額476万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費で5,000円の追加で333万8,000円とするものです。

議案書4ページ、タブレットのほうも4ページをご覧ください。

予算明細書の収益的収入及び支出の支出では、1款1項1目1節の修繕費では20万6,000

円の減額を。4目1節の法定福利費、2節の負担金では、会計年度任用職員1名分の人事院勧告等に伴う追加でございます。

2項3目1節の納付消費税及び地方消費税では、中間消費税の支払いに不足が生じるため、19万円の追加をお願いするものでございます。

次ページの資本的収入及び支出の支出では、1款1項1目1節の委託料で、インボイス対応の業務委託費に不足が生じるため16万2,000円の追加を。4目1節の工事請負費では、老朽管布設替工事に伴う仮設費及び水源井戸ポンプ交換に伴い460万円の追加をお願いするものです。

なお、資本的支出額に対する不足する額476万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたします。

次ページ以降につきましては給与明細書になりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、議案第28号 令和5年度長野原町北軽井沢簡易水道事業会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今回の補正については、第2条収益的収入及び支出では、第1款、第1項営業費用を70万円減額し、第2項営業外費用を70万円追加するもので、予算の組替えでございますので合計金額は変わりません。

第3条の資本的収入及び支出では、第1款、第1項建設改良費に515万2,000円を追加し、合計額を4,309万4,000円とし、資本的収入金額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとなります。

第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費では、職員給与費について25万8,000円を追加し、425万6,000円とするものでございます。

議案書4ページ、タブレットのほうも4ページをご覧ください。

予算の明細書の収益的収入及び支出の支出でございます。

1款1項1目1節の修繕費では96万2,000円の減額を。

4目1節給料、2節手当、3節法定福利費、5節負担金では人事院勧告に伴う追加を。4節給与引当金等繰入額では33万2,000円の減額をお願いするわけですが、公的移行に伴い勘定科目の精査をしたところ、4節の給与引当金等繰入額については2節の手当に計上しなければいけないことが分かりまして、4節給与引当金等繰入額33万2,000円を減額し、2節手当へ追加する予算の組替えとなります。

2項3日1節の納付消費税及び地方消費税では、中間消費税額の支払いに不足が生じるため70万円の追加をお願いするものです。

次ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出でございますが、1款1項1日1節の委託料では、インボイス対応の業務委託に不足が生じるため25万2,000円の追加を。4日1節の工事請負費では、老朽管布設替工事に伴う仮設費用及び配水池の流量計交換に伴う費用で、490万円の追加をお願いするものです。

なお、資本的支出金額に対して不足する額については、過年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

次ページからの給与費明細書については、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 内容説明が終了したので質疑を行います。

なお、質疑を行う場合は、どの会計の何ページかをお知らせいただいた上、質問を行う箇所が多数ある場合は、一度に3か所に分けて質問をされますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。

5番、星河明彦君。

○5番（星河明彦君） 2点お伺いします。

まず、1点目なんですけど、水道の関係でインボイス制度についてお伺いします。

今回、システムで追加で予算ということなんですけれども、もともと総額でインボイス制度のシステムで幾らを見ていたのか、今回の追加で総合計で幾らなのかをまとめて教えていただきたいのが1つ。

2点目、議案第24号の公共下水道の400万円の工事がありますけれども、これのスケジュールを、大枠のスケジュールで結構ですので教えていただきたいと思います。

以上、2点です。

○議長（黒岩 巧君） 上下水道課長。

○上下水道課長（篠原博信君） 星河議員の質問に答えたいと思います。

まず、インボイス制度の委託なんですけれども、当初が発注額が319万円です。インボイス制度をシステム改修している間に、町と業者との間で話ししている間で、もう少しこういう機能を追加できないとか、そういうこともありまして、変更後が390万5,000円になる予定となっております。

以上が1点目の質問でございます。

2点目の公共下水道の工事スケジュールなんですけれども……すみません、公共ますの新規の取り出しということで、今現在3件の申込みが来ていまして、それを行うための補正の追加でございます。

新築物件ということもありますので、スケジュール的には、予算が通りましたらすぐ発注をして、新築で住めるまでの間にやりたいと思いますので、年度内には仕上げで使えるようにはしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 5番、星河君。

○5番（星河明彦君） すみません、インボイス制度をもう一回、今回追加の部分の金額をもう一回教えてもらえますか。

○議長（黒岩 巧君） 上下水道課長。

○上下水道課長（篠原博信君） すみません、当初が319万円ですね。変更で390万5,000円です。

○議長（黒岩 巧君） 5番、星河君。

すみません、今回この水道事業で幾ら追加、ここで幾ら追加、ここで幾ら追加、それをもう一度お願いします。

○議長（黒岩 巧君） 上下水道課長。

○上下水道課長（篠原博信君） すみません、簡易水道で40万、浅間高原のほうで17万、北軽で26万となります。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） いいですか。ほかにございますか。

10番、牧山明君。

○10番（牧山 明君） ちょっと今さら聞いていいかどうかと迷った質問なんですけれども、今、説明の中で過年度損益勘定留保資金というのが何回も何回も出てきているんですが、基本的に決算時のどういうものがこれに含まれているのか、ちょっと簡単に説明をお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 上下水道課長。

○上下水道課長（篠原博信君） 牧山議員の質問に答えたいと思います。

過年度分損益勘定留保資金につきましては、1年間の決算をしてトータルで黒字とかなる

わけですけれども、それで過去の積み上げもございまして、全体的にはかなりの、かなりというか、お金が留保してございます。

こちらのほうでちょっと計算式がありまして、その計算すると留保資金が幾らだとか、あとは建設改良のほうの積立金積んだり、あとは利益の積立金だとか、現金で持っている分とか、計算するわけなんですけれども、今現在、浅間で言いますと7,000万ぐらい、留保資金としては確保している状況でございます。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。ほかにございますか。

7番、入澤信夫君。

○7番（入澤信夫君） 農業集落事業なんですけれども、昨年、大分未納の人がいて、件数とその金額を教えてくださいと思います。去年より減っているのか、増えているのか。

それと、議案25号の介護保険の介護福祉用具、これ、ベッドとか車椅子は十分足りているのか、また貸出しはどの程度になっているのか、ちょっとお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 上下水道課長。

○上下水道課長（篠原博信君） 入澤議員の質問にお答えいたしたいと思います。

農業集落の未納金額ということなんですけれども、申し訳ありません、ちょっと今日ここで資料持ち合わせてございませんので、後で報告することによってよろしいでしょうか。

ただ、減っているか減っていないかという部分については、正直なところ減っているという感覚はございません。そんなに増えてもいないんですけれども減ってもいない、そんな状況でございます。

○議長（黒岩 巧君） 町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） それでは、入澤議員の2問目の質問でございますけれども、今回補正をしておりますのが、福祉用具の購入費というところでございます。

こちらにつきましては、腰かけ便座ですとか、入浴補助用具、簡易浴槽であったりとか、そういったものを購入した際に補助をするお金なんですけれども、今回ちょっと申請が多くなってまいりまして、不足が見込まれたために補正をしております。

ご質問のありました車椅子ですとか、そういったところの貸出しですか、足りているかというところなんですけれども、社会福祉協議会のほうでこちらは事業を行っております、福祉用具の貸与につきましては、現在、全部貸し出しているというものはありませんので、足りているというようなお答えになるかと思うんですけれども、そんなに余しているわけで

はなくて、ちょうどいい感じで今、回しているかなという感覚でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 7番、人澤君。

○7番（入澤信夫君） じゃ、未納額のほう、去年も三、四十万ぐらいだと思ったんですけども、また詳しいことお願いします。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 上下水道課長。

○上下水道課長（篠原博信君） そうすれば、ちょっと資料を調べて、報告のほうさせていただきたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

これより議案第20号から議案第28号まで9件を一括採決します。

お諮りします。議案第20号 令和5年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第21号 令和5年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第22号 令和5年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第23号 令和5年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第24号 令和5年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第25号 令和5年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第26号 令和5年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第27号 令和5年度長野原町浅間高原水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第28号 令和5年度長野原町北軽井沢簡易水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

◎委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について

○議長（黒岩 巧君） 日程第14、委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員会及び各常任委員会から配付のとおり申出があります。

各委員長からの申出のとおり扱うことをご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、申出のとおり決しました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時とします。

よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

---

◎一般質問

○議長（黒岩 巧君） 日程第15、一般質問を行います。

今回通告のありました質問者は8名であります。

---

◇ 杉 崎 能 久 君

○議長（黒岩 巧君） 通告順に一般質問を許します。

最初に、1番、杉崎能久君。

〔1番 杉崎能久君 登壇〕

○1番（杉崎能久君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして、補助金方針（ガイドライン）の策定について質問をいたします。

長野原町において補助金は大変重要な役割を持っています。補助金は、行政では補完し切れない、公益上必要があると認められた特定の事業や活動を奨励するための財政支援であり、また町の施策を効率的に実現するための貴重なツールでもあります。

他方で、補助金の交付をしたことによる成果や効果が不明瞭であることや、長期にわたって特定の団体に交付され続けると既得権益化するという側面があることには留意する必要があると考えます。

長野原町は、町政の方針を定める町の最上位計画である第五次長野原町総合計画において、「財政の健全化に努める」としています。人口減少に歯止めがかからない今、財源の確保は今後ますます難しくなってくる、そういうふうに考えております。将来を見据え、今後も持続可能な行財政運営を行う上で、一つ一つの補助金に対する厳格な審査を行う必要があると考えます。

補助金の交付に対するガイドラインを設置し、適正かつ透明性の高い補助金支出を行うべきだと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 杉崎議員のご質問にお答えいたします。

補助金は、地方自治法において公益上必要がある場合において補助することができると規定されており、当町では、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則に基づき、予算の範囲内で補助金の交付を行っております。

現状として、議会におきまして、補助金を含む予算案の承認で一定の客観性が保たれていると認識しております。また、議員がご指摘のガイドラインの策定については、以前、監査委員のご指摘を受け、昨年、既に策定を行い、監査委員への説明が済んでいるところでございます。

今後、継続的な補助金制度について、定期的に評価と検証を行うことは必要であると考えております。

また、財政健全化を図りつつ、補助金の目的及び対象事業を明確にし、行財政運営を適正に行ってまいりますので、杉崎議員をはじめ議員各位のご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 1番、杉崎能久君。

○1番（杉崎能久君） ということは、ガイドラインが既にあるという認識で進めていきたいと思えます。

その上で、今出している補助金を交付している団体、これの金額というのは、町長としては妥当であるというふうな認識でいてよろしいでしょうか。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） すみません、失礼しました。

何をもって妥当かとかというのは、ちょっと非常に微妙なところあるんですけども、そうでなければ執行はしておりませんので、そういう考えでいていただいていた方がいいと思えます。

ただ、補助金といっても、いろいろな団体にいろいろなケースで、もうかなりこれ多岐にわたりますので、そのあたりを全ての方にしっかりとご理解いただくというのは極めて難しいことなのかなと思えます。

例えばの話なんですけれども、杉崎議員は、今年度の予算ベースで出されている補助金の資料を持っていかれたというふうに職員から報告受けているんですけども、数年間の決算ベースの補助金で、結構大きな補助金が出されているところというのか、団体というのか、何と言ったらいいんでしょうかね。この三、四年の中で一番多く出されているところは、酪農業に出されている金額が断トツに多いです。令和2年度なんか2億7,700万ぐらい。令和3年度でも4億2,300万。令和4年度では3,500万。今年度は多分少なくなっていると思えますけれども、これは畜産クラスターの関係の補助金、国が絡んでいる補助金というものもあるので、額は多くなっていると思えます。

そのほかに、例えば社会福祉協議会、これ年間2,000万前後、町から補助金が出されていると思えます。つなぐカンパニーながのはらに対しても約1,300万ぐらい。これ、ほぼ人件費ですけどもね。有害鳥獣駆除捕獲補助金、猟友会の皆さんに出ているものだと思うんですけども、これも約1,000万ぐらい出ております。

例えば、これ感覚の問題になってくると思うんですけども、社会福祉協議会、これが妥

当なんですか、いや、福祉のことなんだから当たり前でしょうという感覚の人もいますし、もう少し精査をしたほうがいいんじゃないかという人もいるかもしれません。先ほどガイドラインとか審査とかという言葉出ていましたけれども、ガイドラインや要綱、あるいは規則を基にして審査するのは、私を含め役場の人間の役目だというふうに認識しています。その審査がしっかりと行われているかどうかというのをチェックするのが、町でいえば監査委員の役目だと思います。

例えば、国の補助金が絡んでいるものであれば、会計検査院、国の組織から抜き打ちといえますか、突然検査がやってきます。例えば、県の補助金が絡むものであれば、県の何という機関なんだろう、監査委員みたいな方が多分検査に入るんだと思います。なので、妥当かどうかというのは、はっきりと私の口からも言えませんけれども、適正な審査の上、補助金を出しているということは、申し上げておきたいというふうに思っています。

2問目の質問でいうと、そんな程度でよかったですでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 1番、杉崎君。

○1番（杉崎能久君） 補助金って、私が考える趣旨というのは、例えば出来上がったばかりの組織だったりとか、組織力が脆弱だったり、経済の基盤というんですか、そういった初期段階の支援措置だというふうに思っているんですよ。その団体が自立できるまで、団体が自走できるまでの期間について一定額を支払うべきものだというふうに私は考えているんですね。

ガイドラインが既に策定されているということなんですからけれども、それは町のホームページとかで見られたりとかするんですか。私、いろいろ探したんですけども、ちょっと出てこなかったの。

これ、具体的に何がやりたいのかといいますと、やっぱりこれ町民の方からの税金が原資だとは思っていますよ。なので、そうやって税金を使って交付する以上、やっぱり透明性の確保とか説明責任というのは、要求されてしかるべきだというふうに私は思うんですね。

町の監査委員のほうで予算ベース、そして決算で上げて、我々議員のほうで異議なしというふうに言われてやっているというふうにおっしゃっていたと思うんですけども、その中身の金額であったりとか、あとは補助率とか、あとは補助の期間とか、そういったものも明確にしていけないといけないと思うんです。

どの団体に幾らを何年続けてやっているのか、ちょっとごめんなさい、そこまで調べては

いないんですけども、基本的には金額を渡すときに終期を定めるという方針で進めたほうが私はよいと思うんです。

あとは、基本的には事業費の補助であつたりとかというのも考えるべきだと思うんですね。何かこうやってイベントをやりたいとか、事業をやりたいとか、そういったときに限って、じゃ、この事業で幾ら幾らかかるんですというふうに資料なり何かが提出されて、それを基に金額を算出して出すと、そういった流れでやっていくべきなんじゃないのかなというふうには考えております。

あと、ちょっと気になったのが、補助金を交付している団体、この団体とこの団体ってやっていること一緒なんじゃないのとか、要するに事業の整理とか統合みたいなのも視野に入れたほうがいいんじゃないのかなというふうには私は思いました。

なので、まとめますと、やはり一番は、町の税金の透明性であつたりとか、この事業でこの金額が妥当であると、その算出根拠は幾らなのかとか、そういったところも加えて出していきたいというふうには考えております。

町長ももうご存じかと思うんですけども、今年度から部活動の地域移行、これも始まっています。そこで、やはりコーチの方だったりとか、先生方に支払う、ペイしなきゃいけないお金というのも当然出てくるというふうには考えておまして、その際にやはりますますこの民間の団体の力であつたりとか、町を盛り上げたいという考えている有志の方々の力、これ活性化するためには必要だと思うんですね。そういった方々が町に補助金を申請したいんですけども、そういったときにやはりガイドラインがあると非常に便利かなというふうには思います。

この2つの観点から、やはり目に見える形でこういった金額を出しますよと、私も調べたんですけども、基本的な指標、必要性、妥当性、有効性、公平性、これがあるかどうかというところにはかかってくると思うんですけども、やはりより具体的な指標があるとよいんじゃないかなというふうに思います。やっぱり補助金の在り方、これをもう一度見詰め直していただきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 杉崎議員、ありがとうございます。

ようやく質問の意図、目指すところが見えてきた感じがするんですけども、補助金という形で一くくりにしないほうがいいのかというふうに思いました。具体的に、イベント等

の補助金と、あと部活動の地域移行という話が出ましたけれども、杉崎議員のおっしゃることを目指していくのであれば、例えば先ほど社会福祉協議会なんていうふうに言いましたけれども、社会福祉協議会に終期を決めるようなことはあり得ないと思うんですね、補助金なしで到底やっていける組織ではありませんので。なので、先ほどイベントに対する補助金ですとか、部活動の地域移行に対しての補助金、これはこれから新たにつくり上げるに当たって、その中でこの補助金に対しては透明性、妥当性、そういったものをつくっていくべきなんだと思います。

今でも、杉崎議員が言っているガイドラインというのは、恐らく我々が出している要綱や規則のことを言っているのだろうというふうに思うんですけども、それは見える状態にありますけれども、昨年策定したガイドラインというのは、町民の皆さんが見られる状態にはなっていないのは確かなことです。ただ、今の監査委員ではなくて、前監査委員のときにご指摘を受けて、町としてガイドラインを策定して、前の監査委員の方にはご了解をいただいております。

ただ、全体としてのガイドラインなんで、それもまた補助金の性質が違ってきますんで、多分杉崎議員が満足できるようなガイドラインではないのかなという感じもしています。なので、部活動の地域移行に関しては、ちょっと話がずれてしまいますけれども、これは私は郡のスポーツ協会長も仰せつかっておるところから、吾妻郡が結構手をつないで、統一感のある意思疎通が図られたものでやっていかなくちゃいけないということを含めて、今、吾妻郡共同で話し合う場所をつくったところなので、まだ補助金を幾ら出すとか、そういうことに関しては詰められていないんですけども、そのあたりをつくり上げていくときには、まさに杉崎議員やほかの議員の皆さんのご意見やアドバイスいただきながらやっていって、それにはしっかりとした透明性、妥当性というのは、つくことは全く可能だと思いますんで、そのようにやっていきたいなと思います。

私は何か想像で言うと、北軽井沢の若い人たちでイベントを立ち上げた、あのことに対しての質問が含まれていたのかなというふうに思っていたんですけども、違うのかな。ちょっとそのことを意図しないのだったらあれですけども、そのことについてちょっと私の考えをお伝えしたいんですけども、北軽井沢の高原まつり、今花火がメインのお祭りで、かなり長年わたって続けられてきたイベントであったんですが、私が町長になった頃から、あのイベントをやめたい、やめたいという声が頻繁に出ておりました。

これはそのときの産業課長はもう辞めちゃっていますので、ここでその気持ちが分かるの

は、私と当時観光協会長であった黒岩議長ぐらいしか分からないと思うんですけども、北軽井沢の花火も炎のまつりも、もうやめたいんだと。でも、私と議長は何としても、この町の宝物なので踏ん張ってやってくれないかということで、やめるやめない、やめるやめないで何年も来た経緯があります。その大きな理由としてはマンパワーの不足でした。

いつも同じ人たちが頭を下げてお金を集めて、車の誘導をして、それについてくる若者たちがいなかったのか、そういう活動をしていなかったのか、ちょっとそこまでは何とも言えないんですけども、とにかく後をついてくる人がいなかったから、そういう状態になってしまったと思うんですけども、今回のイベントに関してはあれほどのマンパワーが動いた。なぜそうなったかという、今年、北軽井沢高原まつりはやらないという決断を北軽井沢観光協会がしたところ、恐らくあの祭りに思い入れを持っている人たちが立ち上がって、私たちの力で何とかしようというところで、あれだけのムーブメントが起きたんだというふうに私は理解しております。

あれは本当にすばらしいことだったというふうに思いますけれども、ああいう動きに対しての補助金、今の時点では地域活性化補助金、5万円を上限とした、あの補助金ぐらいしかないんですけども、ただ、今年度も、議員もご存じだと思いますけれども、北軽井沢高原まつりに対して137万のまさに補助金ですね。これは予算化されていたんです。なので、あれだけのマンパワーがあって、だとしたら花火は打ち上げることは可能だったというふうに私は思っています。

でも、なぜやらなかったのか。これは想像の域ですけども、それをあの組織をサポートしていただいた方、観光協会の幹部の方、私も尊敬している方ですけども、その方は多分、町に頼って始めたんじゃないんだ、自分たちの、何とかして自分ごととして捉えてやるからこそという多分教えだったんだろうというふうに、想像の域です。それで、あれだけのムーブメントが生まれた。じゃ、来年は観光協会と手を組んでやろうじゃないか、またそういう動きが起きたら、私はそんなすばらしいことはないなというふうに思っています。

補助金なのか、事業なのか、このあたりというのは、補助金の制度、妥当性だとか、そういうのをかっちりきっちり決めていくのではなくて、まさにそのあたりこそ、議員の皆さんとか首長、我々の政治的な動きで地域を盛り上げていくということが大切なんじゃないかなとも思いました。

恐らくきっちりかっちり、行政としてはそれを目指すべきなどころはあると思いますけれども、余計使いづらくなってしまうという可能性もありますので、ちょっとそのあたりとい

うのは、もう少し深い議論をした上で実行していったほうがいいかなと思いました。ちょっと満足のいく回答にならなかったかもしれませんが、私の答弁とさせていただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

---

◇ 星 河 明 彦 君

○議長（黒岩 巧君） 次に、5番、星河明彦君。

〔5番 星河明彦君 登壇〕

○5番（星河明彦君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて2点質問をさせていただきます。

1点目、地域の学習についてです。

具体的には、上毛かるたの競技大会について教育長にお伺いをいたします。

今年度より上毛かるた競技長野原町大会の開催が中止となり、上毛かるた教室の開催へと変更になりました。同様に、長野原のかるたも低学年の実施がなくなっております。

群馬県のこと、長野原町のことを知るすばらしい教育方法だったと思いますが、なぜ今回このような開催方法になったのか。メリット、デメリットをどのように捉まえ判断したのかをお伺いいたします。

2点目です。ハッ場ダム周辺の公園利活用について町長にお伺いをいたします。

ハッ場ダム建設に伴い、ダム周辺には公園が整備をされました。公園の管理は、長野原町から委託され、つなぐカンパニーながのはらが行っております。

管理委託は現状を維持することではありますが、町長ご存じのとおり、つなぐカンパニーのプロジェクトで有志の皆さんが花を育てる活動を行っております。この活動は、公園管理の現状維持から一歩前進した活動であります。花のあるところには人が集まります。これは観光客のことを指しております。長野原町として、この花プロジェクトを拡大していく考えはありませんか。

以上、2点お伺いをいたします。

○議長（黒岩 巧君） 教育長、答弁願います。

教育長。

〔教育長 小林敦子君 登壇〕

○教育長（小林敦子君） 星河議員の1点目のご質問にお答えいたします。

星河議員もご存じのとおり、人一倍郷土を愛し誇りに思っていた浦野匡彦氏が、群馬の子供たちの愛すべき郷土の歴史や文化を伝えたいという思いから、昭和22年に発行されました。上毛かるた大会は、群馬県子供会育成連合会が運営し、昭和23年から絶えることなく続けられております。

この上毛かるた競技大会は、ほかの市町村では、子供会活動として練習を重ね大会に出場してはいましたが、長野原町では学校単位で大会に出場するという、県内でも特殊な方法で開催されてきました。そのため、教職員への負担が大きく、教職員の働き方改革と相まって、各学校から他町村と同じように地域の子供会への移行要望が毎年毎年出されておりました。

このような状況を改善するために、令和元年から移行について検討をまいりました。しかし、現在の長野原町の現状は、子供の減少で子供会を解散する地区があり、子供会に移行しても、練習どころかチームを組むことさえできない状態になっていました。また、地域によっては、大会に参加することができない児童生徒もいることが明らかになり、たくさんの課題が浮き彫りになってきてしまいました。

そこで、教育委員会としては、学校と地域で協力しながら、この歴史ある上毛かるた大会を続けられるよう、地域に代わり教育委員会が主催となり、11月から、参加したい小学生だけでなく、中学生も参加できるように配慮し、部活のない毎週月曜日の午後、各学校に迎えに行き、住民総合センターで上毛かるた大会に向けて練習をしております。中学校の生徒の参加もあり、よい交流が生まれているところでございます。

そんな中で、「長野原町かるた」も検討をまいりました。昨年度より、つなぐカンパニーながのはらの行事として、長野原かるた大会が幅広い年齢層の出場者で実施されたこともあり、今年度から教育委員会と共催及び後援という形で一本化させていただくことになりました。

これまで、学校を通して、全ての子供たちに上毛かるた、長野原かるた大会を実施してまいりましたので、このように見直さなければならないこの現状に残念な思いもございますが、少子化の状況、学校現場の声を加味すると変更せざるを得ません。

しかし、すばらしい教材として郷土学習にかるたを大いに活用していただきたい、学校教育に上毛かるたや長野原町かるたと触れ合う機会をなくさないように考慮していきたいと思っております。

星河議員はじめ、議員の皆様のご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 星河議員の2点目のご質問にお答えいたします。

八ッ場ダム周辺に整備された公園は全部で8か所で、このうち、町がつなぐカンパニーながのはらへ施設管理業務を委託しているのは、川原畑地区の八ッ場沢自然公園と温井沢桜公園、林区の八ッ場林ふるさと公園の3か所でございます。

議員のご質問のとおり、つなぐカンパニーながのはらでは、町からの委託事業の交流連携業務で実施しております「つなぐプロジェクト」の中で、「花が繋ぐ未来～花育～長野町花いっぱいプロジェクト」を、昨年度実績では温井沢桜公園で7回、八ッ場林ふるさと公園で3回作業を行っております。

このプロジェクトの効果として、リーダー、理事、事務局の連携強化や、プロジェクトとしても町民も巻き込み、コンスタントに活動できていることから、まさに人と人とのつながりに重きを置く充実した企画であると思っておりますが、このプロジェクト終了後の花壇管理については、星河議員も参画し、課題や活動支援等について協議しているところであると聞いておりますので、協議結果を踏まえた上で、町としてどのように連携・協力ができるか考え、決めていきたいと思っております。

町としても、八ッ場ダム周辺に整備された公園につきましては、引き続き町民に憩いと交流の場を提供し、明るく住みよい健康的な町づくり及び地域振興に資することを目的に公園管理を実施し、さらに魅力ある公園にしていくことで、多くの方々にご利用いただきたいと思いますので、星河議員をはじめ議員各位のご理解、ご協力のほどよろしくお願申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 5番、星河君。

○5番（星河明彦君） それでは、まず、かるたからですね。

私が心配しているのは、これ衰退していつちゃうんじゃないかなというふうに思っているんです。教育長おっしゃるとおり、子供会ではできませんからね。

今の参加者を見ると22人しかいないんですね。全体で見たら8%ですよ。こういう、子供たちは大会があるから大会に向けて一生懸命練習をするわけですね。そういったところで覚えていくわけですよ。それが群馬県全体に広がって、群馬県の誇りとして上毛かるたという

のがあるんですね。

ですから、先生の負担というお話もありました。それも十分分かります。ただ、先生の業務の中にもいろいろな業務があると思うんですね。事務作業だったら、もっと簡素化できるようなコンピューター化をすとか、先生の業務の負担を減らすところが違うんだと思います。私は、この上毛かるた、それから長野原町のかるたを使って郷土愛を教え込むというのは一番大事なことだと思うんですね。そこを削っちゃまずいんじゃないのかなというふうに思いました。

群馬県も郷土愛をということで、読み札一つ一つを解説した本を学校で配っていますよね。そういう動きをしています。ですから、もうちょっと先生の仕事の在り方の中身を分析して、取れるところは別のところがあると思うんです。実際に、応桑小学校とかでも地域の方のボランティアでこれだけ時間が少なくなりましたとかというところがあると思うんですね。

まして、先ほど教育長おっしゃった浦野先生ですから、生みの親。林の、そして浦野家と関係の深い町長がいるわけですから、これは群馬県の模範となって、長野原町は上毛かるたを子供たちにこんな教え方をしているんですと、リーダー的立場になってやっていくのが本来ではないのかなというふうに思いました。

その中で、まず22人しかいないんですね、今参加されている方が。これをどうとらまえていますか。予想より多かったのか少なかったのか。

今後、じゃこれをどう増やすか、増やしていかなきゃいけないと思うんですけれども、それはどうなのか、どのようにお考えなのかをお伺いしたいのと、それと長野原町のかるたについても、行きたい人が行ってやってくださいじゃ行かないと思います、子供たちも。つなカンがやるかるた大会というのは、また別物だと思います。学校で教えるものと、学校で教えてもらったかるたの大会があるから、じゃ僕も私も行ってみようというのと、全然参加率、それから覚えるということも違うと思います。

長野原かるたや長野原の郷土のことを学ぶということも大事な教育だと思いますので、もう一回そこはちょっと考え直していただきたいなというふうに思うんですね。

幾つも大会があってもいいじゃないですか、1つだけじゃなくても。というふうに思いました。

それから、公園についてです。住民主体の活動が芽生え、育てて花が咲いてきたということだと思うんですね、この花プロ。協議の結果を踏まえ判断するというふうにおっしゃっていましたがけれども、町長が施政方針の中でおっしゃっている、共に創っていくという言葉

があったと思うんです、地域づくりの中でね。今回の事例で、町としてそのプロジェクトの方たちと「共に創る」。町は具体的に「共に創る」というのは、じゃ何をするんだろうと。私はちょっと考えてみた、町長じゃないですけども。そうすると、町としてできるべきこと、このプロジェクト活動を進めていくことにできることというのは、一つはこんな公園、こんな花のある公園になったらいいねというふうにあるべき姿を示してあげて、当然その活動するとなったら予算が必要ですから、その予算取りをしてあげなきゃいけないというふうにいるんですね。

先ほどもちょっと言いましたけれども、あそこの温井沢公園、非常にいいところなんですけれども、全く認知度がないんですね、一般の方から。町内の方でも知らないんじゃないかなというぐらい認知度が低いんです。ですから、花の名所にしちゃえばいいじゃないですか。桜の木がいっぱい植わっているわけですね。近くでいえば、東吾妻町の親水公園があるじゃないですか、桜とスイセンが咲いて。そこには毎年いっぱい人がやってくる。それから、シャクナゲ公園にも人がいっぱいやってくるんですよ。あんな、道教えてくれと言っても分からないぐらいのところにも、人がいっぱい来るんですよ。そんな公園を一つ町としてつくったらどうでしょうかというのが私の問いです。

以上です。お願いします。

○議長（黒岩 巧君） 教育長。

○教育長（小林敦子君） 星河議員の1つ目にお答えします。

それで、まずは大会が幾つあってもいいのではないかというのもありましたし、学校の授業の中にかるたを使ったふるさと学習というのがありまして、それは、週のカリキュラムの中に、群馬県の本当に宝でありますかるたをそこに入れ込んでやっているのは確かです。ですから、学校がやらないというのは誤りだと思います。

そして、また長野原町のそこのホールでもありましたけれども、浦野先生に来ていただいて、そして講演をしていただいて、子供たちにも親たちにも、そのよさも、昨年ですか、やっていたりしました。

そして、長野原町のこのかるた大会の思いというのは、今星河議員もおっしゃったようにすごい深いものがあります。そして、それをまず先生方に、ぜひこれ最後のところにも、すばらしい教材、これ根づいてきているものをしっかり先生方も承知していただき、そして授業の中に入れていってもらっています。

ですから、社会見学とか、長野原町かるたも、それから上毛かるたも、その場所に行って

これがかかるた大会のいわれなんだというような授業も実際にまだしております。ですから、先生たちも、群馬県の人たちは全てこの上毛かるたを知っているという、日本でも有名ですけども、そういった本当に心の中にしみ込んでいるかるたを、また長野原かるたもそうしていただきたいですね。

ですから、かるたの大会が幾つもあればいいというものでは私はないと思うんですよ。しっかり地域である群馬県のよさを知って、子供たちがそこに身になっていくからこそ、いいのではないかなと考えております。でも、その辺も理解していただけるとありがたいなと思っております。

そして、長野原町かるたなんですけども、このあれが回ったと思うんですけども、昨年、長野原のかるたを町教育委員会で主催したものと、つなカンで開催したものは、大体1週間か2週間ぐらいの違いでですか、ありました。そして、子供たちだけ、先生と子供たち、教育委員会だけでやったときの子供たちの顔と、つなカンさんで家族でみんなやってんべと言って参加したかるた大会が、どこが違うのかと思う。楽しさとか、それで小さい子から高齢者までが参加できたということで、すごく活気があったんです。今年もありますので、2月18日午後1時から住民総合センターのほうにございますので、ぜひ参加して見ていただきたいなと思っております。今回は共催として第1回目ですので、ぜひ皆様も見ていただけたらありがたいなと思います。

そして、子供たちと一緒にかるたを楽しむんだということを改めてつなカンさんから教えていただきました。参加した方々もすごく楽しかったと言っておりますので、また、これじゃまずいということに課題がありましたら、また教育委員会で皆さんと相談して変えることも可能かなと思いますけれども、とにかく子供たちの笑顔と、そして意欲と、そこをかって、ぜひこの合同の大会をさせていただきたいなと思っております。ぜひ協力していただければありがたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 星河議員は、多分八ッ場エリアで整備された公園のことはよく知っている、ご存じなんだと思いますが、新しい方やダムの方を知らない人のために少し、そもそもあの公園というのはどういうものだったかというところから、ちょっと話させていただきたいなと思います。

八ッ場ダムの事業で5地区、八ッ場水没5地区のエリアに、合計で8か所の公園が整備さ

れました。これは普通に考えたら物すごいことです、こんな小さな町に。の半分の地域に8か所もできたと、これはすごいことだと僕は思います。しかも、町の単費を使う必要はない事業でありましたので、その地域の思いですとか考えを取り入れて、かなり自由度の高い整備だったというふうに思います。これは各地域に建設された地域振興施設も同様です。

当初の計画ですと、地域振興施設も地元の地域で運営もやっていこうということが基本でした。公園もしかり、そういう計画でした。でも、私が町長になったときに、その計画を見て、申し訳ありません、ダム地域の人、気分を悪くするかもしれませんが、こんな事業計画はあり得ないというふうに思ったんです。各地区に幾つもの公園をつくるよりも、八ッ場エリアの一つにすてきな公園をつくったほうがいいのじゃないか、率直な私の意見でした。がしかし、私が町長になったときは、もう既に設計もある程度進んで、もう計画もある程度固まってきている公園もありました。私はそれを見て、私のその思いを突き進んでいったら、逆に分断が生まれるだろうという思いになり、そのまま期間内に何とか仕上げることに注力をしてやってきたという経緯がございます。

何でそうなったかという、議員よくご存じのとおり、5地区全員で一緒に考えようというスタートではなくて、5地区それぞれの考えでやっていこうという、これをいい悪いというのを私が言うと、先人の方々を冒瀆することになってしまうので言いませんけれども、そういう手法でやってきたがために、あの地区が公園をつくるんだったら、うちの地区もつくりたい、そうやっていったんだらうなということは想像します。それを今から、それがよくなかった、悪かったというのは言いませんけれども、そういう状況だったということを皆さんには分かっていたいただきたいなと思います。

ただ、地域が維持管理をしていくんだという当初の計画でありましたけれども、私が町長になったとき、そんなことは不可能だということはもう明白な事実だというふうに思いましたので、ダム完成の時期に当たるまでに議会でも何度も答弁しました。誰がどう管理をしていくのかということに関して、2期目の公約で掲げた、地域振興を担う、町全体をつなぐ新しい、新たな形の組織をつくっていききたいという旨を議会には了承をさせていただき、それ公約でしたからね。その組織に公園管理を任せたいという旨も報告、ご了承いただいた経緯がございます。そのとき、星河議員がいたかどうかというのは、ちょっと申し訳ありません、記憶にございませんけれども、そういう経緯です。それが今現在のつなぐカンパニーなのがのはらだったということです。

そのつなぐカンパニーなのはらのテーマが「繋ぐ」「育てる」、これは私が会長として

立ち上げたものですから、そのテーマの下、立ち上がったプロジェクトになりました。そういう「繋ぐ」「育てる」、これはハッ場エリアだけではなくて、応桑、北軽井沢にもつなげていこうと、そういう組織だったから、あんなにすばらしいプロジェクトが生まれたんだなと思います。

もちろんいろいろな大変な点あったことは、星河議員、理事でありますので、よくご存じだと思います。事務局や理事の皆さんのご努力、そして何といたっても花プロのリーダーの存在が非常に大きかったと私は思います。リーダーになっていただいた方、ちょっと名前は控えますけれども、リーダーになっていただくまで、私ほとんど面識もない、顔は存じ上げておりましたけれども、ほとんど面識ない方でした。でも、つなカンという組織がああいう組織だったからこそ、ハッ場エリアではない、北軽井沢の方、しかもあんなに熱量持って頑張ってくれた、ああいうリーダーを発掘できたんだというふうに思っています。そして、その方についてくる人も出てきたんだと思っています。

私自身、つなカンの会長を務めているとき、その花プロにも、キックホフのときと、あと2回作業にも参加させていただきました。恐らく星河議員よく分かっていると思いますけれども、温井沢桜公園に初めてスコップを入れたとき、愕然とした思い、今でも忘れません。もう石がごろごろしていて、20センチ掘るにも至難の業のような土地だったです。それが今すごいですね。あんなに花が咲き乱れるようなことになるって、私には想像もできませんでした。ここで言うのも何ですけれども、リーダーはじめ花プロのメンバーの方にはもう感謝の念に堪えません。

ただ、冒頭でも言いましたけれども、今まさに今後どのようにしていくかということを経理、理事人って参画をして決めようとしているところなので、今の時点で私が方向性を決めていくというのは、まさにつなカンに対しての冒瀆だと思っていますので、これは冒頭で言ったように、つなカンが方向性を決めたところでどう協力をできるのか、そこに「共に創る」という僕の思いが加わってくるのか、そのあたりを考えたい、今このぐらいしか言えないような気がします。

なので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 5番、星河君。

○5番（星河明彦君） コロナになりました。ごめんなさい、最後はもう町長にまとめてもらおうかと思っています。

コロナで、全部世界中の国が一旦止まって、落ち着いて、その止まったときに冠婚葬祭の

在り方から各種行事、地域の活動、学校行事、全てがリセットされたと思うんですね。ここになってやっと動き始めてきたというところだと思います。先ほどの北軽の祭りもそうかなと。昔からあった行事ですけれどもね。時代とともに進化していかなきゃいけないことと、時代が変わっても守るべき伝統というのがあるんですね。

私が今回この2つの質問させてもらいました。守るべき伝統というのは上毛かるただと思うんです。先ほど教育長のほうから、地域のことを教育されているということでしたから、ここに住む学生たちは進学とともに一旦は町を出ていく方がほとんどだと思います。ああ、ここに戻ってきたいなという種を心の中にしっかりと植えつけてほしいなと、そんな教育をしていただきたいなというふうに思います。

あと、日々新たに進化させるというのは、今度公園のことです。観光というところからも目を向けると、いつ来ても何も変わらない、いつ行っても前と変わっていないといたら、だんだんお客さんというのは離れていってしまうと思うんですね。八ッ場のイベントもいろいろ花火を打ち上げてもらったり、放流イベントやったりというイベントを新たにやっています。そこにプラスアルファ、もっと投資をして、先ほど言った私の案としたら花のプロジェクトで花の公園をつくったらいいんじゃないのかな、そこにお金を投資したらどうなのかなというふうに思ったところです。

ですから、最後にもう一度なんですけど、守るべき伝統文化と日々進化させることのすみ分けというのをもう一回、教育長、見直しをしていただけませんか。子供たちに本当に、ああ、長野原で生まれ育ってよかったなというような子供たちをたくさんつくっていただきたいなというふうに思います。上毛かるたはその手段の一つですからね。と思います。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 教育長。

○教育長（小林敦子君） 星河議員、ありがとうございます。心にしみたお言葉いただき、さすが、そうだなと思いました。

星河議員のお父様のマサルさんという方がいらっしゃったんですけども、林のおみこしを作ったり、かるた大会を神社でしたり、本当に私たちの子供たちのために力を注いでくれた方が林というところはたくさんいました。そして、それがずっと続くと思いました。しかし、人口減少、またコロナの影響ということで、本当に改めて再スタートする気持ちで地域おこしをしないとイケないんだなということを感じさせていただきました。

それと、また22人という子供たちは、コロナで閉じ籠もっていた子供たちがこんなにも出

てきてくれたなどということも、とてもありがたいと思います。それとあと、まだまだインフルエンザやコロナにかかって、集団の中に入れる保護者の心配というのも拭い捨てることができないという現状はございます。

多忙化、多忙化とって、先生方が大切にしなければならないことは引き続きやっていたかなければいけないなと思っておりますので、今、星河議員のお言葉で一層教育に力入れていきたいと思います。

また、いろいろご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 少しかるたのことにちょっと付け加えたいというか、どちらかという私も星河議員のような考え方をするタイプの人間だというふうに思っています。例えば僕らの時代は、誰もが、全校生徒が上毛かるたを一生懸命やるような時代でした。部活動も、当たり前のように、運動部しかないですから、もう有無を言わず運動部に入るような時代でした。でも、大人になってから聞いたことがあるんですけども、私は運動部でやるのはつらかった、ブラスバンド部があったらそれに入りたかった、そういう話を聞いたときは嬉しかったですけれども、いろいろな見方があります。ダイバーシティ、多様性の観点からいくと、押しついたりするののもどうなのかなとか思いますけれども、議員おっしゃるとおり、今、長野原町に上毛かるたがいいのか悪いのかというよりも、愛着を持って、誇りを持って生きていくようなスタイルというか、それを醸成していこうと思う大人たちとかというのが少ないような気がします。なので、それが上毛かるたなのか、何なのかというのは何とも言えませんけれども、まずは根本的なところ、我々大人も見直していくことが必要なのかなと思います。

ちょっとずれちゃうんですけども、今大人だけの上毛かるたの全国大会というのがあるのをご存じかと思えますけれども、今年、ちょっと記憶が定かじゃないんですが、8回目だったと思います。高崎で行われました。いつも会場の選定に困っているらしいです。なので、私はちょっとまだ代表にはお会いできていないんですけども、その関係者にぜひ長野原町、発祥の地でやってくれという話をしております。

天明泥流ミュージアムの第一小のところにちょうど畳の一段高い畳があるんですけども、そこを決勝戦の場所にして、ほかの場所も天明泥流ミュージアムの会議室でやって、もう僕の中ではストーリーができていますけれども、その話をさせていただきました。ちょっとまだ決定段階にはなっていませんけれども、10回の記念大会でそうさせていただきたいと

いう言葉を今いただいていますけれども、そのあたりのところでもう一度、子供たちのハートを、子供たちに振り向いてもらう機会をつくるとか、やり方、見え方、見方というのは、ちょっといろんな方向から探っていくのがいいのかなというふうに思います。恐らく、恐らくですよ、私の大おじが上毛かるたを作ったんですけれども、その方、天国で怒られるかもしれませんけれども、上毛かるたなんかやりたくない子供がいるかもしれません。多分いるでしょう。なので、この今の時代に合った考え方も必要なのかなんていうふうに思います。

あと、花プロジェクトに関して星河議員がこれほど熱い思いを持っているというのが、申し訳ありません、正直意外でした。つなカンというのは、これから、これまでもそうなんですけれども、星河議員のような熱い思いを持った熱量が必要な組織なんです。星河議員は理事としてダムオープン化のリーダーになってくれていたはずですが、去年まで。今年お辞めになっちゃって僕は残念だなと思っていますけれども、つなぐカンパニーながのはらがあるがゆえに、先ほど星河議員が言った放流イベントや花火、あるいはスカイランの間あった、これ、つなぐカンパニーながのはらがなければ、あんなに簡単にダムの施設を使うことはできないです、これはもう町民の皆さん分かっていないですけれども。つなぐカンパニーながのはらがいるから、あれほど簡単な手続であれだけのイベントができるということは、議員の皆様に分かっていただきたいんですけれども、その理事である星河議員がそこまで熱い思いを持っているのであれば、これからの花プロジェクト、花プロジェクトと言わないのかもしれませんが、このプロジェクトが終了するというのは、これはつなカンのルールですから致し方ないですけれども、今後もあの花プロジェクトに関して、将来像、未来予想図を描くまさにリーダーになっていただきたい、そこまで言うんだったら。そういう思いを町長として、ちょっとお願いになってしまいますけれども、ぜひそこに力を貸していただきたい、そのお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきますと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） ここで暫時休憩いたします。

再開は2時10分、14時10分です。

よろしく申し上げます。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（黒岩 巧君） 一般質問を再開します。

---

◇ 入 澤 信 夫 君

○議長（黒岩 巧君） 次に、7番、入澤信夫君。

〔7番 入澤信夫君 登壇〕

○7番（入澤信夫君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、質問させていただきます。

移住定住について質問します。

先月、小川町役場へ移住定住の視察に行つてまいりましたが、自然減が非常に多いとのこと。長野原町もそうだと思いますが、空き家バンクなどで移住者を募っているが、魅力を発信するところ、移住サポートセンター等、今は未来ビジョン推進課でやっていると聞きましたが、今後町としての考えをお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 入澤議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、町では移住者向けの施策として空き家バンク事業や、これに関連して住宅改修支援助成金、家財等処分助成金、このほかにも移住支援金、起業支援事業補助金等を実施しております。

これらの事業を積極的に活用するためには、町内の不動産業者等と連携し、空き家バンク登録物件の増加や補助制度の充実など、移住等希望者と空き家等のマッチングに向けた仕組みづくりが必要であります。現在は議員ご指摘の移住サポートセンター的なものはなく、未来ビジョン推進課の事務事業として対応している状況でございます。

このような中、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、今年度立ち上げました町プラットフォームコンソーシアムの移住定住部会において、今までにない交流スタイルの検討を議題として意見交換や施策検討をしており、今後協議検討した施策の報告がありますの

で、それらを参考にしながら、町全体の資源を生かした交流人口の拡大等を進めてまいりたいと考えておりますので、入澤議員をはじめ議員各位のご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 入澤信夫君。

○7番（入澤信夫君） 長野原町も、10月末までに男マイナス18、女マイナス8、計26人、世帯が21軒と減っております。

自然減が年70から80人ぐらいで、3年ちょっとで町民が5,000人を割ってしまうと思うんですよね。4,000人台になって、15年後には3,000人台ぐらいになってしまうと思うんですよね。現在、空き家バンクなどで移住者を募っていると思いますが、今までに10軒ほどリフォームし、現在貸出し1軒、販売1軒、空き家リフォーム2軒とのことですが、10人ほどの出入りがあるとのことで、10人、20人の人が来てくれても、死亡、転出を考えれば、約3倍ぐらいの移住定住者がいなければどんどん減ってしまうと思うんですよね。死亡3人に対して、出生は1人ぐらい。

今、長野原町では、サポートセンターは未来ビジョン推進課でやっているということなんですけれども、相談窓口等つくって、今後移住者が増えるようなお考えをお聞きします。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 先日の、先日というか、いつだったかちょっと忘れてしまって、先週かな、お昼のときに議長がいいことをおっしゃるなというふうに思ったんですけれども、データを基にした分析、あるいはそれに対する施策、それに対して一般質問というのをすべきなんだという話をなるほどなと思ひまして、入澤議員もかなり短期間のデータを集めてきてくださったんだと思うんですけれども、もう少し広いデータを紹介したいと思うんですけれども、大体我が町の移住者、年間300人ぐらいいます。それと同じぐらいの転出者もいるということになります。

具体的に申し上げますと、ちょっと手元に持ってきたんですが、平成30年度の移住者271人、転出者が295人、令和元年度、転入者・移住者が281人、転出者295人、14人マイナスですね。次の年が、移住者が243人、転出者が301人、58人減です。がしかし、令和3年度、移住者は273人、転出者が239人、34人が転出者を上回っております。次の年、去年ですね。移住者323人、転出者309人、14人転入者が上回っております。今年度、数字はつくっていませんけれども、これがデータだと僕は思っています。

これは何がいいのかどうかというところまでの検証は済んでいませんけれども、でも何で

人口が減っていくのか。これは生まれる数よりも死亡する数が圧倒的に多いからです。でも、今回移住定住が質問でありましたので、私は少子高齢化のほうがもう徹底的な大問題だと思っていますので、ただでも今回は移住定住に特化した質問であると思いますので、私もそれに即した答弁をしたいと思えますので、ぜひとも入澤議員、そしてこの後の浅沼議員にも、そういう質問でお返ししていただきたいなと思います。

それと、15年後3,000人台になってしまうという話をしましたけれども、長野原町が誕生した明治22年、これは町村制施行した年の人口は何人だったかという、3,021人でした。今の65%の人数ですかね。これは時代の変化とか、いろいろな状況があるんで何とも言えませんけれども、人口が3,021人であっても自治体として成り立っていたということです。昭和初期で大体今と同じぐらいの人数です。明治からだんだん徐々に徐々に増えていって、7,000人を超えてくるのが戦後直後ぐらいからです。

だから、何を言いたいということではないんですけども、私はもうこの10年間常に言っていたことは、人口減少克服を諦めてはいけないし、私は絶対に諦めないけれども、もっと重要なのは、人口がたとえ減ったとしても、その中で我々はどのようにしたら生き生きとして生きていけるのかということ全員で考えていこうじゃないかということをお願いしてきました。ただでも、まだその答えは出ておりませんが、恐らくこの小川町、自然減が非常に多いというふうには言っていますので、数字としての結果はまだ出ていないし、うまくはいつているというふうには私はちょっと考えていないんですけども、なぜそう思うかという、移住定住に対しての特効薬はないからだと思っています。しかも、移住定住で大成功を起こしている自治体もほんのわずかだと思います。それはなぜか。簡単です。日本の人口のパイが決まっちゃっているからです。

いつか星河議員が私におっしゃっていましたが、それを外国人で補うという考え方にかじを切ったならば、それはまた別かもしれませんけれども、今の状況で移住定住で克服していくというのは非常に難しいものだと思います。ただ、それを手をこまねいて見ているというのはちょっと違いますので、どうなのかなということを考えたときに、もちろん移住者が来てくれた、箱を整備するというのは大切なことだと思います。議員が言うサポートセンター、そういう形をつくっていくというのは大切だろうと思いますけれども、先ほど星河議員が誇り、愛着という言葉言っていましたけれども、そこなんじゃないかなと私は今思っています。町民の長野原町に対する誇り、愛着、まさにシビックプライドの醸成が、これからそこが非常に重要なんじゃないか。その上で、家やハードじゃなくて、町民の受入れ態勢、

受け入れる懐、受け入れるためのホスピタリティー、そのあたりを育てていく、そのあたりのことを意識を変えていくということをしなければ、そこが一番重要なんじゃないかと思います。

外国人が結構この町にも来ていますけれども、もしかして、議員の皆さんは違うと思えますけれども、一本、線を引いているんじゃないかなとか、都会から来た移住者と、一本、線引いちゃっているんじゃないかな。そんな気がしてなりません。議員の皆さんに言っているんじゃないですよ。そのあたりを変えていかないと、来てくれた人も多分出ていっちゃうんだらうなと思います。

形を整えるのも本当に大切だと思います。でも、僕はそのあたりのところをつくっていくことが大切なんだろうなと。これはプラットフォームコンソーシアムでいろんな人の意見を聞いて気づいたことの一つです。明確な回答を申し訳ありませんが、残念ながら言えません。でも、そのあたり、重要なポイントになってくるんじゃないかなと思いましたので申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 7番、入澤信夫君。

○7番（入澤信夫君） 先月、小川町に行ったんですけれども、やっぱり自然減が令和4年度で450人ぐらい減っているということで、また9年前、先輩議員の方が長野県の筑北村へ視察に行ったと思うんですけれども、そのときの筑北村では、伝統的な祭り、狐の嫁入りとかが若者不足、担い手不足で中止になったと。そのときに空き家バンク制度を始めたらどうだということで始めた。長野原町もそうだと思うんですけれども。空き家の利用希望者へ情報提供をし、また面談をして契約をすると。実際に物件を見学した人へのアンケートを取った結果、家庭菜園やガーデニングをしながら田舎暮らしがしたいとのことが多かったみたいです。

長野原町もそんなようなことをして、クライנגルテンみたいなものをつくってやったらどうかなとは思ってますよね。また、婚活などのイベントで魅力を発信して遊びに来てもらって、1人でも多くお嫁さんに来てもらおうとか、そんなようなことも考えてはどうかと思いますけれども、町長のお考えはどのようなのですか。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 先ほども申し上げたように、クライングルテンのような箱をつくっていく、受け入れるハードをつくっていく、大切だと思うんですけれども、私の考えはそれ以

前の問題だというふうに思っています。

それと、お嫁さんをたくさん呼んでという話をしましたけれども、冒頭でも言ったように、今移住定住の問題ですけれども、少子高齢化の対策のほうが私は喫緊の問題だと思っています。喫緊の問題じゃないな。40年後の長野原町を考える上で、そこのほうが重要だと思っています。ちょっともうそういう答え、少子高齢化に対しての答えは、申し上げないと言いましたけれども、まさにこれは完全なデータを取っていませんけれども、結婚された方は、大体の方はお子さんを産んでいるんだらうなという感覚を取っています。

でも、私も、当町の若い方々を見ていても、それまでに至らない人が増えてきてしまっているからなんだろうなと。それまでというのは、結婚をしない方が増えてきちゃっているからというところなんだろうなと思いますんで、長野原町も婚活イベント等何度も何度もやりました。ただでも、まさにそれは目に見えるような実績は出ていませんけれども、そのあたり、どうにしていったらいいんだらうというところを考えていきたいなと思っています。

これ、移住定住の質問とちょっとずれているのでこのあたりにしますけれども、ぜひ議員皆さんからもアイデアをいただきたくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきたいと思っています。

よろしく申し上げます。

---

#### ◇ 浅 沼 克 行 君

○議長（黒岩 巧君） 次に、9番、浅沼克行君。

〔9番 浅沼克行君 登壇〕

○9番（浅沼克行君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして質問させていただきます。

質問事項ですが、長野原町の移住定住の現状と今後についてお伺いいたします。

今年の長野原町議会の行政視察研修におきまして、埼玉県小川町の移住定住政策について研修をしてまいりました。以前より、長野原町におきましても、このことについては各種の取組を行ってきたと思います。しかしながら、なかなか目に見えた成果が出てきていないのが現状かと思っています。この現状をどのように捉え、打破し、推進していくのか、そして今後はどのような対策を立てていくのか、お伺いいたします。

なお、この質問は先ほどの入澤議員と重複することもあると思いますので、私なりに切り口を変えながら質問させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 浅沼議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問の移住定住施策の現状や現在実施中の町プラットフォームコンソーシアムにつきましては、先ほど入澤議員の質問に対して答弁させていただいたとおりです。

今後どのように現状を捉えて対策をしていくのかということですが、私はまず町民の方々が今の地域に誇りや愛情を持つことのできるような町づくりにより、定住人口を維持していきたいと考えております。その町民の方々が来訪者等へ町の魅力を伝えることで、長野原町を好きになって愛着を持っていただき、生まれ育った地域に限らず、長野原町に移住して地域に貢献していきたいという気持ち、先ほど申し上げましたけれども、いわゆるシビックプライドを醸成することで、転出者の減少、Uターンや定住の増加等から定住志向や地域への参加意識が高まり、地域活動の活発化等の効果が期待できると考えております。

移住定住につきましては、コンソーシアムの部会の意見等を踏まえつつ、浅沼議員をはじめ議員各位と共に考えてまいりたいと思っておりますので、引き続きご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 9番、浅沼君。

○9番（浅沼克行君） 先ほどからお話があるんですけども、小川町へ行った議員の方は皆さん分かっていることかと思うんですけども、多少小川町の状況についてお話しさせていただきます。

人口が2万8,000人であり、首都圏より60キロ圏内ということで、非常に首都圏に近い。そして、周囲を緑豊かな外秩父の山々に囲まれている、非常に自然が豊かなところであるなということを感じています。そして、小川町にはホンダ自動車の小川町工場があり、世界のホンダ、エンジン工場の町と言われて注目されている町であります。それとともに、都内に近いということがあり、進学就職等が都内へのものが非常に増えているということを知っています。そして、学校の再編統合が進んでいる。そして、人口につきましては30年間で1万人の減少、高齢化率が41.6%ということでもあります。

そして、先ほどからお話ありますが、移住定住については移住サポートセンターというところが請け負ってやっているということでございます。そして、人口につきましては先ほど町長からも人澤議員からもお話があったとおりでございます。そして、移住定住のパーセントでいいますと、それは埼玉県でもトップであるということでもあります。そして、その重要な要素には、小川町に知り合いの方がいるということが非常に重要な要素になっているということでございます。そして、仕事といった面も非常に重要で、その仕事の紹介はどのようになっているのかということも言っております。

この今言った中にでも、長野原町と関連している面が非常にあるなということを感じています。ホンダの工場、これ、すばらしいんですけども、なかなかこの工場誘致といったものを長野原町に当てはめることも難しい面があるなという気がしていますが、これもホンダに限らず、中小でもいいと思うんですよ。以前は長野原町にも中小の工場があったと思います。そういうものもだんだん1つ減り、2つ減りしていった状況が現在かなという気がしています。

それと、学校の再編・統合、これも長野原町も現在進行中のことであります。先ほどから言っていますように、子供の減、少子高齢化ということが非常に進んでいる状況でございますので、この点につきましても非常に似たところがあって、そういったことを先やっている地域、自治体のことは、いろんな面で参考になるのかなという気がしています。

そういう中で、やはり町長も言っていますように、この人口を増やす、極端に増やすといったことは、非常に難しいことだなという気がしています。ここの小川町におきましても、こういった移住定住政策をすることによって人口の減少を緩やかなものにしていきたいといったことが趣旨ではないかなということをお私、最後まで、ここ勉強した最後の結果がそういうふうに感じています。

長野原町におきましても、このハッ場ダムで極端に減った人口をまたその人口に戻すということは、もう非常に至難の業ではないかなということを感じています。しかしながら、この移住定住をやめてしまうといったことでは元も子もないのかなと。今までに手を打ってきたこと、長野原町も多々あります。そういったことを一つ一つ育てながらいくということが常に必要なことではないかなということを感じています。

ぜひとも今までやったこと、実際に成果が出ていないところあるかもしれませんが、先ほど町長がおっしゃったように、社会減ですか、これについてはここのところ、最近近年のあれでは14増えていると、毎年若干ずつ増えているんだというお話ありました。これはすばら

しいことだなという気がします。そういったことをこれからも、岩下でもありまして増になるような形、施策、そういったものを町を挙げて、地域を挙げて頑張っていかなければならない、そんなふうには思っている次第でございます。

ぜひとも、町を挙げて、そして移住サポートセンターのような移住定住についての各種情報の提供ができるところ、現在未来ビジョン課が対応しているようでございますが、ぜひともそれを、組織を充実させたものにしていただき、今後の移住定住政策につなげていってもらえればいいのかというふうに思いますが、今後ともよろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 浅沼議員、ありがとうございます。

先ほど入澤議員とちょっとダブってしまうことが結構多いんであれなんですけれども、先ほど入澤議員に転入者と転出者の数字の話をさせていただきましたけれども、小川町が何をもちってトップと言っているところがよく分からないんです。完全に移住してきた人が定住しますというひもがついているわけでもありませんので、先ほどのことを聞くと、高齢化率も長野原町よりは大きい。しかも、減少率は小川町のほうが大きいですね。すごくびっくりしたんですけれども、ただでも、どこの自治体ももがき苦しんでいるんだなということは、小川町の話聞いてよく分かったんですけれども、私もネットで小川町のサポートセンターを運営しているNPO法人の霜里学校についてちょっと調べてみたんですけれども、形は違ったとしても、我々がやっているつなぐカンパニーながのはらにすごく似ているなという印象を受けました。

私は何回か講話をするときにつなぐカンパニーながのはらの話をするということもあるんですけども、聞いた方はみんなすばらしいですねと言ってくれるんです。それは内情を多分知らないからなんだと思います。恐らく議員の皆さんも、この間1日行って、多分すばらしいなと思ったんだと思うんですけれども、本当の中はどうなっているのかというところまでは恐らく分からないんだと思うんです、1日ぐらいであれば。みんなどこの自治体ももがき苦しんでいる中、そういう取組を行っているという。

さっきホンダの工場という話がありましたけれども、入澤議員に言っていないところがあったんですが、北軽井沢に関しては5年までいっていない、もう3年、全て連続で転入者のほうが上回っています。でも、転出者も多いわけなんです。その中には、この近年でウイスキー工場なんかを始める人も、この時代にですよ、ウイスキー工場を北軽井沢で始めるなんていう人も出てきています。軽井沢から移ってきて、お総菜屋を始めた店舗もあります。と

思えば、1泊2日68万でヘリで東京から運んでくるなんていう高級キャンプ場を始めたなんていうところもあります。町がそんなことももちろんできませんけれども、北軽井沢に対しての魅力を感じているという人は少なくないんだなというふうに思います。

ただ、先ほども申し上げたように、地元の人、そもそも元から住んでいる僕らはどうなんだろうということを考えたときに、戻ってしまいますけれども、愛着だったり、誇りだったり、ブランドだったり、アイデンティティーだったり、そのあたりもう一度、だってこんな素晴らしい町じゃないですか、議員。そのあたりをもう一度見直してやっていく。そう考えると、先ほども星河議員、あるいは議長も理事として頑張ってやってくださっていますけれども、つなぐカンパニーながのはら、今はまだいろいろ言われることが多いですけれども、私は素晴らしい会になっていくだろうというふうに信じています。多分そういうところで頑張っているところを見て、移住してくる人というのは当然いるんだろうなと思います。

また、経験話をすると皆さん嫌がりますけれども、私は20代の頃、十数か国の国と50地域以上の地域で働いたり、すぐに移動しちやったりという経験がありますけれども、すぐに移動したところというのはどういうことがあったかという、すれ違ったときに中指立てられて、ジャップと言われながら唾吐かれたことがあったんです。そこはその口にもう移動しました。多分そういうことなんだろうと思います。自然が素晴らしい、景色が美しい、建物がきれいで決めてはいないです。人がすばらしかったから、ここにはちょっと長くいてみようと思ったことは今でも覚えていますんで、受け入れる態勢、もう一度、我々は外国人に対してどういう態度取っているんだろう、都会から来たちょっと高級そうな人にどういう態度を取っているんだろう、そのあたり思い直してみてもどうなのかなとは思っています。

これ、申し訳ありません、浅沼議員、答えを言えません。思いだけを申し上げさせていたきたいと思いました。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 9番、浅沼君。

○9番（浅沼克行君） 町長から、答えは出ないんだと、最終的にそういうあれが出ました。確かにそういったことを言えるのではないのかなと私も感じているところはあります。しかしながら、人口が日本全体で減っているというところも事実でありまして、群馬県におきましても、190人割れがもう目前だということまで現在来ています。そして、群馬県におきましても年間で1,351人が減少しているという中で、自然増の市町村は県内1つもありません。県内ゼロということでありまして。そういう状況があつて、今年度におきまして社会増減

で870人増になるというもくろみがありますけれども、これは先ほど町長言うように、外国人の転入といったことが主なようでございます。

いろんな面で、これから日本人の人口を増やしていくというのは非常に厳しい状況があるなどということは思っています。現に福祉の関係などでは、からまつ荘などにおきましても、ベトナム人の介護士を今後採用していくということで現在決まっています。2年後にはその方々が長野原に来てお仕事をするような状況になるものだと思います。そういったことで、いろんな面で外国人の方に頼らなければならない時代が来ているのかななどということは思っているところでございます。

それとともに、やはり移住定住政策というのは、日本全国の自治体がみんな競争しているところでございます。そういう中で、やはりどういったことを、人並みのことを言っていたんではなかなか厳しいかなど。やはり差別化を図ること、長野原町にしかできないような状況をつくっていくこと、このことが非常に重要であるなどということは感じています。長野原町の魅力といったものを的確にいろんな方々に広く伝えていく、こういったことが重要であるなどという気がします。

町長もよく言いますが、長野原町、この町をブランド化するといったことが、全てのことにこのことは町の活性化につながってくるんじゃないかなという気がします。おのずとそういうことがいろんな地区に知られてくることによって、あ、長野原町、どういう町なんだろう、興味を持ってもらう。そして、長野原町に来てもらって、長野原町っていいところだな、興味が沸いたなどということを思ってもらう。そして、最終的には住んでもらうのが一番いいと思いますけれども、それにはやはりいろいろ町の空き家バンクであるとか、そういったことを登録しているわけですかから、そういったところでお試しに住んでもらう。そういったことも、これも各地区いろんなことで、地区でもやっていることかと思いますが、そういったことも必要ではないかなという気がします。

それと、私がこの移住定住についてちょっと調べて思ったことは、やはり皆さん言っていますように、自治体の元気度、町長も言いますが、つなカンといったものがどういう存在であるかといったことをいろんな広い方々に知ってもらう、そういったことが必要ではないかなというふうに思います。先ほどから教育長からもお話あったんですけども、つなカンで上毛かるたの大会を実施しているんだと、私初めてちょっと聞いたんですけども、そういったことも元気度の一つになるかなという気がします。

私も、これからも議会の活動を通じまして、つなカンに対して力いっぱい応援していき

いということは常口頃思っているところであります。ぜひともつなカンの組織を、現在1,300万ほどのものを拠出していますが、それ以上のものがかかっても、これ、いろんな面で費用対効果のことを考えていって、やむを得ないことであれば、どんどん議会を通じて私も賛成していくつもりでございますし、ぜひともこれが絶対必要なんだということがあれば上げてもらって、やってもらっていっても結構ではないかなという事は思っています。つなぐカンパニーに対しては、そういった形で今後の「繋ぐ」「育てる」、人と人のつながりをつくっていく、そういったことで、議会、町、つなぐカンパニー、そして町民、地域の方々、そういった方々との結びつきを広くしていく、そのことが今後必要なことかなという気がしています。

ぜひとも、地域の今後の活性化を私も議会活動を通じていろんな面で協力していきたいと思えますし、町当局もそういった意味で頑張ってもらいたいなという気がしていますが、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 浅沼議員、ありがとうございます。

浅沼議員から、つなカンのことをこれだけ背中を押していただけるということが、そういう考えがなかったんで、すごくうれしかったです。

かなり今勇気づけられたんで、ちょっと調子づきますけれども、私、毎年お正月に、町長になったときからお正月、仕事始めに毎年毎年町の目標を立てていたんです。もう8年前ぐらい、今でも私が立てたことだと全部覚えているんですけども、町長になって2年目、もう8年前ぐらいですか、どういう目標を立てたかという、発信力を高めようという目標を立てたんです。その年の議会の一般質問だったか何だか、ちょっと覚えていないんですけども、私がこう答弁したんです。100歳のおばあちゃんでもインスタをやっている町にしたいって。ついては、この議場にいる議員全員とこっちにいる課長全員がインスタを毎日発信しようということを言ったらドン引きされちゃったんです。それはやろうともせずに終わってしまいました。でも、何か今もう時代が過ぎているんで、できるんじゃないかななんて思っています。なぜかという、黒岩議長も湯本議員も今SNSをばんばん発信していますよね。素晴らしいですね。

全町民が発信をするからすごいんじゃないかと、100歳のおばあちゃんでもインスタやっているなんていう姿を見たら、それだけで何か発信力が出ちゃうんじゃないかなと思っちゃう

んですけれども、さっき言った差別化というのは、プロモーションがやっぱり重要なのかなと思いますので、そのあたりをもう少し、今インスタをやることじゃないのかもしれませんが、インスタももう古いですからね。みんなでT i k T o kやるのかもしれませんがね。

何がいいのか分かりませんが、そのあたりをもう一度、我々、杉崎議員なんか聞けばすごいいいアイデアが出てくるかもしれない。そういうのを議員と町でつくり上げられたら、こんなすばらしいことないと思うのが一つと、先ほど浅沼議員言ったように、これから多分外国人の力を借りないとやっていけなくなるかもしれません。北軽井沢、応桑の農家等も、外国人の力なくしてもうやっていくことができません。

この間、牧山議員も萩原議員も参加していただいた酪農部の意見交換でも、外国人の話になりました。恐らくそれで人を増やすということじゃないです。町の元気をつくるためにも、外国人の力、外国人の受入れに関して、町としてこれから考えていくことというのが大きなポイントになってくるだろうと思います。多分、大きなハードルも出てくると思いますけれども、そのあたりをもう一度考えさせていただきたいし、議員の皆さんにもご協力をいただきたい。お願いを申し上げて、答弁とさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

---

#### ◇ 土 屋 匡 君

○議長（黒岩 巧君） 次に、3番、土屋匡君。

[3番 土屋 匡君 登壇]

○3番（土屋 匡君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき、長野原町におけるデジタルトランスフォーメーション施策及び通学に関する保護者の負担軽減についてお伺いします。

長野原町では、デジタルトランスフォーメーション施策として、昨年7月、NTTドコモとICT等の活用による地域問題解決に向けた連携協定を締結し、また本年4月には、部外の専門家であるドコモソリューションズ群馬支店の堀谷氏を長野原町DXアドバイザーとして委嘱するなどして推進しているところです。

推進状況及び当面の目指すべき体制について考えをお聞かせください。

また、高齢者と言ったら非常に語弊があると思うんですけれども、アナログ重視の世代、

アナログ重視の町民等への情報伝達や導入、普及についての考えをお伺いします。

次に、通学に関する保護者の負担軽減についてですが、長野原町では遠距離通学補助制度によって通学距離に応じた助成金の補助を行っています。現在、長野原町においても少子化が進み、児童生徒の減少が止まらない状況にあります。小学校においては集団での登下校を行っていますが、地域によっては通学する児童がいないところもあります。例えばですが、小学校に入学する児童、つまり小学校1年生が1人で通学することになった場合、当然のこととして、町の定める条件が満たされなければ助成はありません。

学校統合によってスクールバスが運行している状況です。全てをバスにということは申し上げませんが、ケースによって利用できる等の柔軟性を持った対応はできないでしょうか。考えをお聞かせください。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○議長（黒岩 巧君） 土屋議員の1点目のご質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、今年度、株式会社NTTドコモグループの堀谷順平氏に長野原町DXアドバイザーを委嘱し、長野原町にとって最適なデジタル田園都市の実現・推進等に向けたアドバイス等をいただいております。

具体的には、町アプリ等の独自プラットフォームの導入・運用に関すること、プラットフォームコンソーシアム運営及び検討内容に関するサポート及び提言や、町内の事業者に対するデジタル及びデータ利活用に関するセミナーの開催等、積極的に活躍していただいております。そのほか、私のDX関連の営業活動にも同行していただいております。

アナログ重視の方やデジタルデバインド解消に向けた取組では、町内各地区ごとに開催したスマホ教室のサポート等を引き続き実施していただく予定でございます。デジタルが全てではありませんが、デジタルでの情報伝達がいかに便利かということを引き続き周知してまいりたいと考えております。

今後の展望としては、デジタルを活用した町民サービスの利便性向上等に関し、町職員の相談役を担っていただくことと、地域の課題解決及び町施策に対するデジタル技術活用案の提言や、実装済みのプラットフォームに関する利用促進及び定着に向けたアドバイス、さらには脱炭素社会実現に向けたDXを絡めた事業・施策アイデアに関する提言等をしていただ

きたいと考えておりますので、土屋議員をはじめ議員各位のご理解、ご協力のほどよろしく  
お願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 教育長、答弁願います。

〔教育長 小林敦子君 登壇〕

○教育長（小林敦子君） 土屋議員の2点日のご質問にお答えいたします。

当町では、小学校通学で4キロ以上、中学校で6キロ以上の児童及び生徒に対し、通学距離に応じて助成を行っております。

令和3年に統合した中央小学校では旧第一小学校区の児童を、今年統合した長野原中学校では旧西中学校区の生徒をそれぞれスクールバスにより送迎を行っております。

また、来年4月に統合予定の浅間小学校では、去る8月29日開催の学校統合準備委員会で、町から通学方法の提案を行い、PTA役員、また教職員、関係者で協議調整を行った後、去る11月20日の保護者説明会で説明し、ご了解をいただいたところでございます。

学校通学に関して、関係者より多くのご意見やご要望をいただきましたが、町として一定の基準を設けた中で協議をさせていただきました。

しかし、通学上危険が伴う状況が予想される場合には、安全確保の対策を講じていきたいと考えております。

土屋議員をはじめ議員各位のご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 3番、土屋君。

○3番（土屋 匡君） どうもありがとうございました。

まず、町長の答弁のほうなんですけれども、町アプリのダウンロード件数が3,700件を上回っているという話を聞きました。町の人口が11月末現在で5,262名、そして世帯数が2,573軒、人口比でいうと70.3%、世帯数でいうと143.8%の人が町アプリをダウンロードしたということです。これらが全て長野原町とは考えられませんが、非常に推進はいいのかなという感じはしました。

その中で、やはりどうしても気になるのは、全てがと町長もおっしゃっていましたが、やはりどうやってこれを普及させていくのかということが課題なのかなというふうには思っております。

そしてまた、健康ウェアラブル端末貸与制度ですけれども、11月15日にスタートして、12月の初めには40件不足だったというふうに聞いていたんですけれども、先日聞いたところによると60件をもう超えているということで、非常に普及しているのかなというふうには考

えます。

また、どういう方が利用しているんだということをちょっと聞いたんですけども、たしか12月のときは若い人も結構多いですよということなんですけれども、今現在高齢者の方とか、そういった方と均等に利用してくれているということでした。ぜひ、こちらのほうは引き続き推進、または周知で定着に向けて取り組んでいただけたらというふうに考えます。

また、これとは関連しないかもしれないんですけども、広報ながのはらの縮刷版というのかな、これの第3刊が多分令和2年3月発行されたと思うんですけども、こちらのほうはDVDでたしか発刊されたと思います。これも非常に、1刊、2刊は冊子だったんですけども、有意義というふうに考えております。

それで、町長にお伺いしたいんですけども、DXを絡めた事業という答弁があったんですけども、具体的にはどのようなことを考えているかということをもしお聞かせいただければと思います。

そして、通学の関係なんですけれども、安全性を、対策を考えて今後考慮してくれるということだったんで、これが全てだとは思うんですけども、今年の10月でしたか、埼玉県の児童虐待禁止条例という条例が出たのを多分記憶にあると思うんですけども、こちらは結果として改正案は撤回になりました。その中に、非常に興味深かったのは、要は子供だけの登下校、こちらのほうが対象になっていたということです。

この条例は廃案にはなっているんですけども、小学校4年生から6年生については努力義務という文言がありました。つまり小学校1年生から3年生は児童だけで通学させることは問題だという、これ、廃案にはなっているんですけども、非常に興味深かったんで、ちょっと披露させていただきました。

要は、それはどうして危険かという、町場のほうでは交通量だとかというのがあると思うんですけども、山間部、特に我が長野原町においては、それ以外の例えば鳥獣だとか、そういったことの危険性というのも非常にあると思いますんで、そのあたりのお考えをお聞かせいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 土屋議員の2問目の質問は、具体的に何をしていくのかというところが質問だと思いますんで、それ申し上げますけれども、先ほどの答弁で申し上げたように、NTTドコモグループにはかなり力を貸していただいて、こちらとしてもありがたいと

いうふうに思っています。

先ほどの答弁の中でも、また冒頭の挨拶の中でも、脱炭素先行地域という話をさせていただきましたけれども、町民の行動変容を起こすことをデジタルで何とかできないかなという感じを思っておりまして、そのあたりが結構目標になるのかなとも思っているんですけども、私が掲げている8つの目標、「災害に強いまちづくり」だとか「農林福連携のバイオマス産業都市構想」「デジタル化の推進」「空き校舎の利活用」、8つの目標がありますけれども、ドコモの皆さんと考えるに当たって、あの8つの目標全てに当てはまる施策を打てるんだろうなというふうに感じています。

ただ、お金がかかることなので、先ほど杉崎議員にも言いましたけれども、そのあたりのところをクリアしていかなくちゃ、今デジタルに関しては国が結構補助金を出していますんで、それを獲得していくことはもちろんなんですけれども、構築した後の維持管理運用に関してもお金はかかってきますので、国の補助金がなくなった途端に我々の負担というのは顕著に出てきますので、そのあたりのことも考えながらDXというのをやっていきたいと思えます。

でも、元になるのは、先ほどからも申し上げているように、長野原町のアプリとプラットフォーム、ここにひもづけていくことが重要だと思っていますんで、そのためには3,700でも1,000でも1,800でも駄目なんです、100パーをまずを目指さない。例えば100パーの人に先ほど杉崎議員が商品券の配り方の話ししましたけれども、100%の人が使わなければ多分、それ違うのかな、100%じゃなくてもいいんです、100%に近い方たちにやっぱり使うことを、そこは目標に目指していきたいというふうに思っています。

それと、土屋議員、語弊があるという言葉を使いながらも高齢者という言葉を使っておりましたけれども、今は高齢者とか若者とかというふうに区別はしないほうがいいんだろうと思います。なぜならば、高齢者の方でもデジタルを使う人はばんばん使っています。そもそも論が、人間というのは変化を嫌うというか、変化を怖がる生き物なので仕方ないと思うんですけども、恐らく、ちょっと個人差ありますけれども、一歩踏み出させるかどうかの問題じゃないかなと思います。

確かに、議員も多分記憶にあると思いますけれども、30年前のパソコンのセットアップやれといったら、ちょっと嫌だったですよ。あれを90歳の方にやってくれと、多分不可能だろうとは思うんですよ。何かバグったときの修理とか、そういうのも多分難しいだろうと思いますけれども、今もうデジタルに関してはかなり簡単にもなっていますんで、その

ためにも議員の皆さんも率先して使う姿を見せていくとか、そういうところをお願いをしたいなと思っています。

もちろん個人差ありますんで、もうスマホの使い方から教えて差し上げないといけない人、たくさんいると思いますけれども、そもそもがもう何年か後にはいわゆるガラケーと言われる電話はなくなっていくと思いますんで。携帯電話だって、我々が子供の頃アニメの世界のものだったです。でも、黒電話から携帯電話に替わったぐらいの技術なんていうのは、多分今だと1年ぐらいの進歩で進化し続けているんだと、まさに日進月歩という言葉が合うようにもう劇的な変化で変化しているので、その変化に順応しながら、対応しながらやっていくということが大切だと思いますんで、そのサポートは我々町の職員であったり、議員の皆さんであったり、やっていくべき、ちょっと心細い人には我々が背中を押してあげる、助けてあげる存在になるべきだというふうに思います。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 教育長。

〔教育長 小林敦子君 登壇〕

○教育長（小林敦子君） ありがとうございます。

土屋議員の2点目のご質問にお答えいたします。

今、上屋議員さんがとてもデリケートな部分、ソフト面ですね。その質問をいただき、本当にありがたかったなと思います。それはまず子供たちの気持ちや、それから子供たちが通学するのに当たって、烏獸、応桑地区は特にイノシシ、それから熊、それから鹿ですか、そういったものがよく車とぶつかっておりますので、そういったこともとても心配はしております。

それには、通学路に草とか見通しのよいということが求められるのかななんて思っております。ここにもいらっしゃる入澤議員さん方の環境整備の方をお願いするとか、それからPTAの方々にご協力いただいたり、もちろん教育委員会も整備をしたいと思っておりますけれども、そういった見通しで、誰もが、子供たちが通学しやすい通学路にしていかなければいけないなと思っておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

そして、来年度、今、年長組で子供が1人で通学するという事態も起きました。そのところもすごく土屋議員さんが心配してくださっていて、本当に私たちもそれを聞いてどきどきしたり、どうしようかということで、補佐、課長がそのおうちに伺いまして、どんな対策をしたらいいかというようなことをお母さん、家族の方と相談をさせていただきました。そし

で、なるべくいい方法でということで、解決とはいきませんが、方向性は出てきて納得していただいたりしております。

それともう一つ、こども館の整備ということに力を入れております。来年、浅間小の隣に武道館がございます。その武道館にこども館、今まで応桑こども館、北軽こども館の2つが今度一つになりますので、その整備をさせていただき、広い柔道場を自由に春から冬まで使う。

ただ、応桑地区はとても寒くなってきていますけれども、また夏は温暖化ですごく暑くなっています。町長のご意見もありまして、部室をぶち抜きまして、その中にエアコン等つけて、ほんの、シーズンのには本当に1か月ぐらいだと思うんですけども、今まではエアコンなんてほとんど学校には、上のところはつけなかったんですけども、エアコンをつけて、暑いときにはそこで宿題をしたり学んだり、そして寒いときはまたそこを使う。寒いところは、大きな暖房機はあるんですけども、そういった、でも春や夏で動きのしやすいところには武道館で伸び伸びと遊ぶと。そして、お迎えのお母様方がいつでも、そのこども館に迎えに来れば、安心の居場所という形で帰りは迎えにいつでも来られるような、いつでも子供たちがそこを利用できるような、そういった場所に少し幅広くして、今度は民間というんですか、委託もしましたので、相談しながら、子供たちが住みよい、安心できる場所にしたと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

ありがとうございます。

○議長（黒岩 巧君） 3番、土屋君。

○3番（土屋 匡君） どうも答弁ありがとうございました。

町長のおっしゃっていたとおり、高齢者と若者という考えを私が表現してしまったのはまずかったですけれども、以前飯能市へ議会改革の関係で視察に行ったときに、そのときにおっしゃったことが、慣れということをおっしゃったんです、私が質問したときに。それで、まさに町長も言っているとおり、変化を怖がらず一歩を踏み出す、そういったことが本当に必要なのかなと思いました。

私のお伺いしたかったことは以上なんで、質問はこれで打ち切らせていただきます。

それとあと、教育長、ありがとうございました。

通学方法にかかわらず、いろいろな対策方法についてご検討いただけているということなんで、これについても質問のほうは打ち切らせていただきたいと思います。

本当にこれからも、要は私たちが納得することではなくて、子供がどうやったら安全に学

べるのかと、そのことが課題だと思いますので、ぜひ今後もよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（黒岩 巧君） 答弁は。

町長。

○町長（萩原睦男君） 土屋議員、ありがとうございました。

一つ、ちょっと申し上げることを忘れて申し訳ありません。

今、町のことばかり、私、話ししてしまいましたけれども、議員の皆さんもデジタルトランスフォーメーションの改革によって、まさに今日皆さん持っていますけれども、議会をタブレット化していこうという、この導入を決断されたということは本当に素晴らしいことだなというふうに思いました。

実は、この導入は我々職員もかなり喜んでいました。もう役場内の会議は何か月か前から完全にタブレット化しちゃっていますけれども、なぜそうなのかという、ペーパーだと、SDGsの紙を無駄にしないとか、そういうこと云々よりも、あれほどの大量な紙を、決算書とか予算書なんてすごいですよね、を作って、それをひもだとか、ホチキス留めだとかにして、その後、1か所間違っただけでもホチキスを取り外して、それを差し替えてなんていう、かなり生産性に欠ける作業をしなくてはならなかったんです。タブレットになったら秒です。もう何秒かでできてしまうことなので、これはもう本当に大きなものだったなというふうに思います。まさに議員の皆様は、デジタルトランスフォーメーションだけじゃなくて、SDGs、ペーパーレス化プラス生産性の向上にも努められるような画期的な今回決断だというふうに、これは議員皆さんに本当に感謝申し上げたいと思います。

先ほど議員も言ったように、慣れというふうにおっしゃってございましたけれども、恐らく黒電話から携帯に変わって、今皆さん黒電話の時代に戻りたいと多分思う人少ないと思うんですね。多分慣れというのはそうさせてくれると思います。私、今日の議会で、議員の皆さんの通告書だけを紙で、あとは全部タブレットでやりました。けれども、もう何か既に戻りたくないです。そういうことなんだろうと思います。多分そうなっていくだろうと思います。なので、ぜひともそのあたりは本当に感謝を申し上げるのと、これからも引き続きよろしく願い申し上げますということをお伝えしたいと思っていました。

今年じゃないかもしれないです。去年の施政方針だったという記憶があるんですけども、情報格差の解消というのは、デジタルと地域コミュニティの再構築、これ、並行してやっていかなくちゃいけないと思うということを述べさせていただいた記憶があります。今年設

計をやって、来年リノベーションをやって、再来年スタートする、例えば応桑の利活用のあの校舎、何ていう名前になるか分かりませんが、そこでまさに子供たちや議員たちが、すみません、高齢者と言っちゃいますけれども、高齢者の方々にアプリとか機器を、スマホを教えている、そんな光景を何か今思い浮かべております。

まさに、デジタルが地域コミュニティーの再構築に力を貸してくれるんじゃないかなとも思っていますんで、今夢を語れるときだと思いますが、そんなに簡単じゃないこともたくさんあると思いますけれども、DX以外もそうですけれども、皆さんと力を合わせて歩んでいきたいと思しますので、これからもぜひともご協力、ご支援賜りますことをお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 教育長。

○教育長（小林敦子君） 土屋議員さん、ありがとうございました。

ぜひこれからも、準備よりも統合してからのほうがずっと大変だと思いますので、ご協力をよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（黒岩 巧君） ここで暫時休憩いたします。

再開は3時30分、15時30分に再開いたします。

よろしく願いいたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時30分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

5番、星河明彦君は所要により退席されましたので、皆様にお知らせいたします。

---

◇ 萩原 広美 君

○議長（黒岩 巧君） 一般質問、次に、4番、萩原広美君。

[4番 萩原広美君 登壇]

○4番（萩原広美君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせ

ていただきます。

先日、議会終了後、議会の皆さんと来春開校する浅間小学校の視察に参りました。校庭の遊具も建ち並び、完成に向け校内の工事も進んでいて安心いたしました。ただ、校舎裏にあるプールですが、今年は工事等で手入れが行き届いていなかったせいなのか、長い草が枯れた状態で見え目もよくありません。元の父兄卒業生からも、怖いとか気味が悪いとの意見が聞かれました。地域の方々から、プールの話になりますと、何とかならないものでしょうかというお話です。来春、浅間小学校の開校に当たり、今までよりも低年齢の児童の行動範囲の中にあるようになります。興味本位で近づいたら危険ですし、野生動物の温床になっていくことはないでしょうか。

せっかく立派な建物もありますし、平成2年11月に完成されたということで、もったいないとは思いますが、あのままにしておくことは心配があります。利活用は考えていないでしょうか。

また、解体撤去にどのくらいかかるのかお尋ねしたところ、正式には見積りは取っていないというお話です。今後、解体撤去の予定はないか、教えてください。

○議長（黒岩 巧君） 教育長、答弁願います。

教育長。

〔教育長 小林敦子君 登壇〕

○教育長（小林敦子君） 萩原議員のご質問にお答えいたします。

旧西中学校校舎は、昭和54年3月に完成し、統合に伴い、今年の3月まで多くの生徒が学びの場として長年にわたり利用されてきました。また、平成3年1月には屋内プールが完成し、中学生ももちろん、小学生や幼稚園児が身体能力向上を図るため利用されておりましたが、施設の水漏れ等老朽化に加え、中央小学校屋内プールの整備により、平成22年以降利用が減少し、現在は空き施設となっております。

議員ご指摘の来春の浅間小学校の開校に向け、小学生児童が利用されることで、敷地内にこのまま残置することは極めて危険であるため、今後解体を含めた対策を早急に検討するとともに、児童に対する安全対策を併せて行っていきたいと思っております。

萩原議員をはじめ議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 4番、萩原君。

○4番（萩原広美君） まだ少し時間がかかるということ、お話みたいなんですけれども、プール跡地に畑の考えとかございませんか。

敷地面積が2,441平方ということで、大体2反以上の畑になると思われます。北軽小も応桑小も、以前は学校に畑があり、トマト、アサガオ、ヘチマや稲を作っていたことがあると聞きました。種をまき、芽が出て、花が咲き、収穫するということが実際に目で見て触れることができる体験は、ここでしか味わえないことだと思いますし、9月の議会に「心を豊かにするのが大切」という町長の言葉そのものだと思います。また、当地は農業の先輩方がたくさんおられる地域です。父兄の方はもとより、地域の方々に協力を仰ぎ、交流を持ちながら学校の畑が維持できていけたらと思います。

そして、冬になりましたらスケート場として活用し、低学年の子の靴を結んであげたり、手を引いて滑り方を教えたりと、兄弟ではないですけども、兄弟以上の関係ができ、長い間の伝統も引き継いでいけると思います。そして何よりも、冬になりますと特にゲーム漬けになりがちな子供たちを外に出し、運動不足の解消になると思います。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 教育長。

○教育長（小林敦子君） 萩原議員のご意見、すごくそのとおりだと思います。

あそこ、西中学校の裏のプールと校舎の間の駐車場のところに駐輪場があったんですね。その周りが畑になっていたんですね。それで、トマトができていたり、本当少し山んぼ、応桑地区は田んぼがないからなんて言って、少し子供たちが田植えの経験をしたりというようなことも、中学生が少しやっておりました。

それから、今は本当にぼうぼうなんですけれども、あそこのところに結構いい土が入っていると思います。そこもうまく利用すれば、本当に畑、地域の方々が応桑小学校みたいにハナインゲンじゃないですけど、ハナインゲンとか、それから地域の作物を協力して作ってくれるかななんて期待したこともございますが、プールができてからなかなか先生たちの、また星河議員に怒られるかもしれないですけども、多忙化とかもありまして、なかなか部活と両方はやっていけないみたいな形で、だんだんその活動が少なくなってきたんだと思います。これこそ地域の方々の力があれば、そういう、全部とは言わないですけども、畑は可能かなとは思っております。しかし、先生方のご意見も聞かないと難しいかなと思います。

それから、あそこのプールなんですけれども、私も園児を連れてそこまで歩いて、本当に夏は毎日というように、子供たちを連れてサブプールに入らせていただきました。夏休みは少ししか使えなかったんですけども、7月の夏休みに入るまで本当に毎日使っていて、子供たちがあつという間に4歳、5歳が浮けるようになったという経験がございます。すごく

今思うと宝の持ち腐れだなと思っておるんですが、ただ応桑地区の水温が上がらなくて、水だけだと子供たちがすぐ紫に、チアノーゼになってしまうということと、それからお湯をガスで沸かして、それを入っていたということもあるんですね。ですから、本当に水だけを使うというのは1週間足らずだったと思います。

そういったいろいろな課題がありまして、それとあとはもう一つ、サブプールのほうは大丈夫だったんですけども、大きな25メートルのプールは、どういうんですか、何回も何回も業者さんに来ていただいたんですけども、水漏れがあつて、自然に水が少なくなってきたら、本当に課題の多いプールでした。

最近行ってみますと、とてもいい建物だなと思いますけれども、屋根を見るとプラスチック材はほとんどちよっと触ればざざっと壊れてしまったりしています。それで、地域の方も萩原議員と同じように、ハウスにしたらどうだとか、ゲートボールに使わせたらどうだとか、駐車場にしたらどうだとか、いろいろたくさん意見をいただいております。ただ、安全安心ということだとなかなか難しい、そしてまた費用もかかる、工事費もかかるということで、先ほども話しましたが、解体を含めてもう少し考えていきたいと思っております。

本当に隣近所を見ますと、すばらしい畑、そして裏も別荘で、とてもいいところなので、うまく活用できればいいということは再三考えておりましたけれども、そんな状態で危ないということも、怖いと、今萩原議員さんがおっしゃった、お化け屋敷じゃないですけども、それから鳥獣のすみかになっていくということも考えますと、どうも解体の方向にあるのかなと思っておりますが、また検討してまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（黒岩 巧君） 4番、萩原君。

○4番（萩原広美君） 平成22年まで使用されていたということで、それは今年の長野原中学に入った子供たちが生まれた年でもあるんですね。いろいろもちろん問題もありますし、お金もかかることではあります。前向きに考えていただけたらと思います。

そして、新しい浅間小学校に子供たちが楽しく安全に通い、スムーズに学校生活を過ごせていけることを祈念いたしまして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） 教育長。

○教育長（小林敦子君） ありがとうございました。

前向きに考えていきたいと思っておりますので、ご理解等よろしく願いいたします。

◇ 牧 山 明 君

○議長（黒岩 巧君） 次に、10番、牧山明君。

〔10番 牧山 明君 登壇〕

○10番（牧山 明君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

質問事項は、みどりの食料戦略と長野原町の農業振興に対する取組はということとさせていただきます。

酪農、高原野菜を中心とした農業は、町の基幹産業に位置づけられています。新型コロナの世界的パンデミックやロシアのウクライナ侵攻による燃料、食料、飼料などの生産資材の高騰から、日本農業は厳しい状況が続いていて、生産基盤の脆弱性が指摘されています。

持続的、安定的に農業生産を維持するためには、みどりの食料システム戦略の発想と慣行農業の持続的発展が欠かせません。町はいつから何をどのように取り組んでいくのか、町長の考えをお聞きします。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 牧山議員のご質問にお答えいたします。

全国的に農業の担い手不足や少子高齢化の影響、そして依然として続く不安定な世界情勢から、生産基盤の脆弱性が顕在化しています。また、地球温暖化による近年の気候変動など、農林水産業の持続可能な農業の構築に深刻な問題となっております。

みどりの食料システム戦略は、2050年までに目指す姿として、二酸化炭素排出量ゼロを掲げ、環境負荷軽減を推進しております。

当町では、既に環境に優しく災害に強い町づくりを目指すバイオマス産業都市構想の実現を重点施策に位置づけております。さらに、今後は良好な土壌環境の取組やカーボンニュートラルに視点を置いて推し進めていきたいと考えております。

牧山議員をはじめ議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 10番、牧山君。

○10番（牧山 明君） 今回この質問をするに当たって、農業者からいろいろと声がありま

した。長野原町のバイオマス産業都市構想、バイオマス、先行して進んでいます、みどりの食料戦略、それから農業振興をどうするんだという、そういう声がありました。そのことをある意味解決すべく今回の質問をさせていただきました。

このバイオマス産業都市構想、これはいつかの全協でやった報告事項の6の冊子なんですけれども、この7ページに、令和元年の数字なんです、長野原町の農業生産が載っています。総額で47億1,000万、そのうち野菜が20億8,000万、ここには半とか豆とか入っていませんが、金額的には微々たるものなんで、約21億ぐらいと考えていいと思います。それから、生乳、それと生乳以外の乳用牛ということで、約24億円ぐらいが含まれています。

先ほど来、移住定住の中で話があった人口の話なんです、町長が言われたように、人口が特に増えてきたのは昭和、それも戦後だと。その背景には、北軽井沢地区の戦後開拓の入植ということがあったと思います。そして、この地域がよその開拓地と違うところは、離農者が大変に少なかった。ほとんどの人がそこに残った。逆に言うと、そのために1戸当たりの耕地面積がよその開拓地の3分の1ぐらいしかないという問題があります。

この通告書の中にも書いてあるんですけど、畜産にしても、野菜にしても、輸入の生産資材に依存する割合が大変に高い。北海道なんかとは比べものになりません。こういうこともある中で、農水省が令和3年、2021年に出したのが、みどりの食料システム戦略の、これの法制化です。

これの2050年までの目指す姿というんで、8つ目標があるんですけど、一番上に、今朝、町長が挨拶の中に言われたカーボンニュートラルの問題、先ほどからも何回か話題になっています。それから、2つ目が低リスク農薬への転換、特に今話題になっているネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により、化学農薬の使用料を今の50%にすると掲げているんです。3つ目が輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用料を3割減らすと言っています。4つ目が非常に重要なんです、耕地面積に占める有機農業の取り組む面積の割合を25%に、これ、全国で100万ヘクタールということになっていますが、にするとということを掲げています。目標年度は2050年なんで、まだまだ先のような感じに感じますが、今、戦後開拓で人口増を支えてきた開拓地の経営が大変な危機にあるということをご認識願いたいと思います。

説明するまでもなく、そこに今小さな子供たちの数が一番多いということも皆さんご承知のとおりです。人口減少対策は、まず地場産業のきちんとした持続的な維持と継続ということがない限り絶対にできないというのは、前から町長の理論の中で言ってきたことで、それ

を今後やっぱり支えていくには、畜産も今のままの姿ではそんなに永続性があるというふうには私は言えないと考えています。今は幸い値段は高いけれども、飼料、それから輸入乾牧草、買えます。燃料も買えます。しかし、学者先生の中では、今日給率は39%と言っているけれども、もし輸入が止まったら多分11%ぐらいしか生産できないんじゃないかということ指摘する人もいます。これが今日本の農業の生産性の脆弱性だということ指摘しています。

こういう中で、具体的に町として何をどう取り組んでいくか、そこをぜひ一緒に考えていてもらいたい。今、もちろん町長がお考えになっている具体的な対策があれば、ぜひそれを示していただきたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員のおっしゃるとおり、酪農と耕種農業が我が町を長い年月支えてきたということは、これはもう間違いありません。生産額、約50億円。25億、25億ぐらい、先ほど議員もおっしゃってございましたけれども、こんな小さな町で生産額が50億近くをいくというのは、関東でも随一の食料供給基地と言っても言い過ぎではないというふうに思います。誇れることだとも思います。

その中で、バイオマス産業都市を柱にするというのは牧山議員もご存じで、そのことがちょっと偏っているんじゃないかというお話がされたいんだと思うんですけども、今の計画、都市の認定を受けるための計画では大分偏っていると思いますけれども、あれを年々さらにブラッシュアップしていく必要があると思っています。バイオマス産業都市構想というのは、我が町の資源ですとか、雄大な自然環境ですとか、それを最大限に利活用して好循環をつくるということに最大限の目標を置いております。

それだけではなくて、もう一つ私が着目した点があります。国の、国というか、行政、行政は結構どこも同じなんだろうと思いますけれども、縦割りというふうに言われがちですけども、このバイオマス産業都市構想というのは、7府省が意思疎通を図って協働して参画している事業です。7府省というのは、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の7府省なんですけれども、こういうふうに取り組むのは今までにそんなになかったというふうに思っています。

私は、ハッ場ダムの事業があったときは、霞ヶ関に行くとなったら大体国交省です。国交省に行くことが多かったですけども、最近は農林水産省と環境省、しかも人脈もまた増えてきております。知識も勉強させていただいているつもりですけども、そのあたりが着目

した点でありまして、柱としてはバイオマス産業都市構想というのは一つの柱としておきたいと思っています。

みどりの食料システム戦略に関しては、私も施政方針にも一言も書いていないですし、それに対してどうするんだと言われてしまうと少し困ってしまいますけれども、一夜漬けでそれに関しての勉強をさせていただいておりますけれども、それに対して今こうだというのは、申し訳ありません、残念ながら申し上げることはできません。けれども、バイオマス産業都市構想にも確実に絡んでいける、つながる要素というのはある戦略だと思います。

もう一つ、冒頭の挨拶で申し上げました脱炭素先行地域にチャレンジをしていきたいというふうに申し上げましたけれども、50億円を獲得するのが目的じゃないと格好つけましたけれども、何かをやるにはやっぱり何かお金が必要になってきますので、ただ、でも、お金ありきでいくと計画というのはとんでもないことになりますから、そのあたりも柱の一つにして、みどりの食料システム戦略、これがある補完になっていくのか、それともそちらも柱になっていくのかというのは、私には今読めませんけれども、そういう形でちょっと議員の皆さんにも知識をいただきながら組み立てていきたいというぐらいにとどめたいと思うんですけれども、何で脱炭素先行地域なのかというと、各省庁がいろんな同じことを出しているんです。バイオマス産業都市構想もそうですし、みどりの食料システム戦略もそうですし、脱炭素先行地域もそうですし、各省庁が出しているんですけれども、それぞれ共通したゴールがあるのは議員も感じていると思いますが、それは何かというとカーボンニュートラルなんです。

なぜカーボンニュートラルなのかというと、なぜ国がそこはかなり真剣になっているかというと、それは世界共通の目標だからだと思えます。そのゴールを我々は見失わないで、町民の行動変容をどう起こしていくか、それによって町民がどう幸せになっていくか、牧山議員の言うように、耕種農業、酪農家をどうやったら持続可能なものにしていくことができるのか、そのあたりを考えたいなと思っています。

昨日、野菜部の反省会に出席して、少しだけ言葉を交わしました。みどりの食料システム戦略、土をどう変えていくか、有機農業をどうやっていくか、多分今の農家の方たちも、かなり意識の高い人たちはもうそこまで見ていると思うんですけれども、私が昨日感じた現状というのはどうかというと、今年度かなり高温、干ばつの状態で厳しかったらろうなと思っておりましたけれども、生産額に関して対前年比で108%という結果でした。私はでもそれを聞いたときにほっとしたんですけれども、農家の思いというのは、対前年比で108%だけ

であって、対前年から比べると、議員が先ほど言ったように燃料や資材等がもうかなり高騰してしまって、かといって野菜の単価はそんなに変わらない。手元に残るお金としたら、それはもう誰もが想像できるとおりであって、野菜農家が一番欲しているのは、単価を1円でも高く、市場の皆さんやってくれ、そこが一番の思いだったというふうに捉えました。

それと、資材の高騰に対して町も何とかしてくれと。生分解マルチにずっと500万の補助を出していて、今年700万に上げましたけれども、その上げた200万も追いつかないぐらい生分解マルチも高騰しています。多分、この有機農業がどうのこうの、上をどうのこうの、意識高い人たちはそういう思いもあると思いますけれども、今は目の前の明日の生活を多分考えているんだと思うんですけれども、牧山議員が私にいいアドバイスいただきました。酪農部の皆さんとは毎年意見交換しているんですけれども、野菜部の皆さんとは去年初めてやっただけで、もう少し野菜部の皆さんともやったらどうかという言葉をお聞きしましたんで、昨日、生産大会の中でそういう提案を私のほうからもさせていただきました。

喜んでいただいているのか、それがどういうふうに受け止められているのか分かりませんが、もう一度深いところで、今野菜部の皆さんがどのようなものを欲していて、どのような意識があつてというのを確かめながら、その上でバイオマス産業都市構想なのか、バイオマス産業都市構想も、野菜の方たちも確実に絡んでいかないとうまくいきませんので、脱炭素先行地域なのか、みどりの食料システム戦略なのか、そのあたりを見極めていく。こっちもあっちもとなつて、二兎を追う者は一兎をも得ずみたいな形にするのは本末転倒になってしまいますので、そのあたりのかじ取りというのが多分重要になってくるのかなというふうに思っていますので、ぜひ酪農部の代表としてもアドバイスというか、一緒に本当に真剣に考えていきたいと思っておりますので、ご指導お願い申し上げたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 10番、牧山君。

○10番（牧山 明君） 町長の言うとおりに、長野原町の農業対策というのは大変に難しいと思います。大多数がまだ慣行農業でやっています。慣行農業というのは、慣れる慣行の慣行で、従来やっているという慣行農業なんですけど、抱えている問題はやはり資材高、しかも規模拡大した中で生産体制を一気に変えられないという問題を抱えています。

酪農でいえば、補助事業やるために、補助事業はもう規模拡大が条件でありますので、増頭と補助金で高額の機械、半分国庫補助で入るんでということがあるんですが、計算してみると、補助金も含めると1頭当たり400万から450万ぐらいの投資になります。補助金があ

るからなんですけれども、生産費は決して下がっていないんです。要は高い牛乳になってしまっているというのが現状です。こういう、しかし投資して規模拡大した以上、この慣行農業、今まで従来やってきた農業をすぐに有機とかということに切り替えることはできません。したがって、その慣行農業をどう振興していくかという視点が一つ必要です。

酪農でいえば、飼料畑の面積がもう圧倒的に足りません。これは先ほども言った、離農者が少なかったために1軒当たりの所有面積が少ないということが一つ大きな理由として上がっています。狭い地域で上土地利用型の高原野菜と酪農が共存しているという中であって、あまり面的拡大は簡単でないという地域だと考えています。

今日は、実はいつもよりも大分努力して、1時間ぐらい議論するだけの資料を用意しましたけれども、とてもそれだけはやれないんで、これはぜひ町でも導入してほしいという他町村の取組など紹介しながら終わりたいと思います。

1つは、隣の高崎市の6次化推進事業補助金というのが、これは農産物を特産化とか、6次化で付加価値をつけるための補助金なんですけれども、これがハード事業が補助率5分の4で上限が1,000万です。それから、ソフト事業、これ多分同時に使えるんだと思うんですけども、多分流通とかそういうことに係る経費をそれが意味していると思うんですけども、これも補助率5分の4で上限が200万。満額使えば1,200万の補助金を得て、農産加工とか新たな特産の開発とかができるというシステムになっています。

それから、同じく高崎市なんですけど、有機農業をやっているグループがかなり昔からやっている「くらぶち草の会」というのがありまして、ここの資料を見ますと、独立自営就農に向けた独自のシステムを確立していると。まず、一、二年ベテランの農家の下で研修し、農業のノウハウを学んでいただいて、その後、人植してもらおうという形を取っているらしいんですけど、43件のうち23件が移住してきた方だという記述がありました。そして、それをサポートする形で、新規就農者研修施設が、住み込みで研修できるところが月2万で最長2年間入れるということが用意されています。こういうことがあって有機農業の推進に力を注いでいる。

それから、郡内では高山村が新たに取組を始めています。これ、私が持っている資料はまだ案なんですけど、高山村有機農業実施計画ということで、村の特産としてピーツという野菜に取り組んでいる、もう既に有機農業やっている人があって、そのほかに高山きゅうりとか、あとは村の特産のリンドウを栽培して、それを村の特産にしようということがここにもありまして、もう既に何軒かがそういうことで動きを始めています。

両方は無理だというのは分かるんですが、やっぱり早い段階で同時にそういう計画もつくって取り組まないと、有機農業は一朝一夕には増えません。参考までにちょっと話したいんですが、今長野原町で、有機農業の認証は受けていないんですけども、従来の慣行農業と違う作り方をして、生協などを中心に販売している農家が2グループで大体8軒あります。この2グループの作付延べ面積だと110ヘクタールぐらいになります。こういう方たちは、明らかに農薬を減らしていこうとか、化学肥料を減らそうというところに向いていますので、今後やはりこのみどりの食料システム戦略に当たっては中核になっていくのではないかなというふうに私は考えています。

もう一つ、なぜ有機かということなんですが、前々からも感じているんですけども、応募、北軽は若い後継者がいて慣行農業でばりばりやっている方多いんですけども、古森坂よりも標高の低いところでは、年々耕作放棄地が増えているなというのを実感しています。ある意味、この辺を解消するには、新たに例えば有機農業とかに取り組む人をよそから入れるということをやっけないと、勢い太陽光だらけになっちゃう、そういう危機感を持っています。そういうこともあって、ぜひ早く取り組んでいただきたいと思います。

今日、何回も小川町の話が出ました。ちょっと私も小川町の話させてもらいたいんですけども、ここの移住定住サポートセンターを受けているのが、町長が先ほど調べたという法人、霜里学校です。この霜里の霜里は、本来その地区、下里地区というんですけども、それは下の里と書いて下里地区なんですけれども、この霜里は有機農業を先駆的に取り組んだ金子美登さんの農場の霜里です。細かく調べたわけではないんですが、その思想的なバックボーンには有機農業というのが強くあるのかなというふうに私は考えています。それは小川町で頂いた資料の中にもあって、移住のきっかけは様々というところが資料の中にあるんですが、これのかなり早いところに農業体験というのがありまして、これ、やっぱり有機農業の体験をきちんとやれるような仕組みができています。

何よりも驚くのが、移住者等の推移ということで、実績が結構上がっているんですね。令和3年、37組68人です。令和4年度、39組82人がこのサポートセンターが間に入って移住されています。さらに驚くのが、このサポートセンター、幾らでじゃ移住サポートセンターの管理業務を委託されているかということ、約500万ぐらいで、ある意味これだけの実績を上げているのかということを確認させてもらったんですよ。これを見ると、相当効率よくやられているのかなというふうに思いました。

有機農業ってそういう性格を持つものなんで、町としても早めにこの指針となる、あるい

はどういうことをサポートしていくかというところを決めていただいて、両方で農業生産を維持発展させていける方策を考えていただきたいと思います。もちろん我々もそこに参画をして、一緒に考えさせてもらえればと思っています。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 時代の流れからいうと、この有機農業というのは、これは多分議員の皆さんも町の職員も誰もが感じていることだとは思いますが。ただ、これが今僕ができていないのがちょっと恥ずかしいですけども、まずは現場の、恐らく牧山議員がお話を聞いてきた人たちは意識が高いほう、そういうこと言っちゃいけないか、の農業の農家の方だったんだと思います。けれども、昨日の雰囲気という、それどころじゃないというか、1円でも高く、そういう感覚の方、多分多いんだろうと思うんですね。なので、まずは現場の方とも一緒につくっていかなくては、多分これは失敗してしまうだろうなというふうに思うんで、これ、いかどうか分からないですけども、野菜部の意見交換のときも、例えば牧山議員、出してもらおうとか、議長出してもらおうとか、強制じゃなくて、出たい議員が入ってくるとかというふうにしたらちょっと、そういうことも悪くないのかなというふうには思っています。

あと、高崎の何か1,200万みたいな話ありましたけれども、地域間で格差が出るのは嫌だなとも思うし、でもその1,200万、あんまり宣伝しないでください。高崎の財政規模とうちの財政規模、佐藤課長が涙の、血のにじむような思いをして、500万の生分解マルチを200万上げるだけで、これ全体で700万ですからね。これ、1人1,200万ですよ。そのぐらいの財政規模なので、それと高崎の規模からいって、農家なんて多分少数派ですから、そういうことができるのかなと想像していますけれども、常に何かというとお金、これ、しょうがないことだと思うんですけども、有機農業は金配るからやってくれというものじゃないというふうに思っているんです。なので、ここは丁寧にやっていきたいということを申し上げたいことと、脱炭素とバイオマス産業都市、みどりの食料戦略システム、これは確実に握り合えるというか、つながっていくところというのは間違いなく出てくると思いますんで、そのあたりのところを取捨選択しながらやっていきたいと思っておりますんで、ぜひご理解いただいて、議員の皆さん全員にもご協力いただきたいと思います。

ただ、一度は野菜部の皆さんと意見交換とか、酪農部の皆さんとかの意見交換にも、議員の皆さんもやっぱり出たほうがいいのかなと思うところはあります。昨日、野菜部の反省会で、市場の方から今まであんまり聞いたことないお褒めの言葉をいただいたんです。私じゃ

ないです、野菜部が。どういうことかという、あれだけ気象が高温で下ばつも厳しい気象条件だったにもかかわらず、質のいい野菜を送ることができたからです。受入先もかなり評判がよかったらしいです。その言葉を聞いたある農家が、だったら1円でも高く、単価を高くしてくださいと言ったときに何を言ったかという、1年ぐらいじゃ駄目なんですという答えだったです。

多分、何をやったらそれがブランドになっていくのかという、こつこつやっていくこと、一つの何か施策で大きな変化を生むこともありますけれども、そのあたりをこつこつやっていくということも大切だろうし、町として、議員として、政治家としてどういうプロモーションができるのかということも考えるべき一つだと思いますんで、ちょっと答え分からなくなってきましたけれども、そういう相対的な部分を含めて、ぜひとも一緒にご協力いただきながら、お願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

よろしくお願いします。

---

#### ◇ 湯 本 宗 一 君

○議長（黒岩 巧君） 最後に、2番、湯本宗一君。

〔2番 湯本宗一君 登壇〕

○2番（湯本宗一君） 議長の許可を得ましたので、通告書に従い、一般質問いたします。

物価高騰対策と経済再生について伺います。

日本経済は長く厳しいコロナ禍を乗り越え、本格的な経済再生に向けた歩みを始めようとしています。一方、長期に及ぶ物価高騰は、家計や事業活動にも深刻な負担を与えております。今こそ、政府の方針にもあるように、税収増などの成長の成果を適切に還元し、町民の生活を下支えするとともに、持続的な賃上げの取組を加速させ、経済の好循環をつくり上げていくことが重要であると考えます。

今般、政府の決定したデフレ完全脱却のための総合経済対策には、各地域の実情に合わせてきめ細やかな支援策を進めることができる重点支援地方交付金の予算が追加されました。については、同交付金を効果的に活用し、物価高騰から町民の生活を守り、経済の着実な回復を図るため、長野原町としての具体的な取組、そして今後町として町民に対する援助や支援策などについて、町長の思いやお考えをお聞かせください。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 湯本議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、日本経済はコロナ禍から脱し、経済活動が平時化していく中で、エネルギーや食料品価格等の物価高騰が依然として続いており、家計等に深刻な負担を与えている状況でございます。

このような中、私も町の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施していくことが重要と考えております。

具体的な取組でございますが、11月に閣議決定された、デフレ完全脱却のための総合経済対策において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加交付されることに伴い、本日も議決いただきました補正予算において、2つの事業を実施いたします。

1つ目は、低所得世帯支援給付金事業で、7月以降に1世帯当たり3万円を支給しておりました給付金を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、併せまして住民税非課税世帯1世帯当たり10万円の支援を行うものでございます。この事業は、準備等が整い次第、速やかに実施できるように対応してまいります。

2つ目は、長野原町暮らし応援商品券事業で、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による家計支援のため、11月1日を基準日とした町民1人当たり5,000円分の商品券を発行し、町内の取扱店で使用していただくものでございます。こちらの事業につきましては、年内に商品券を町民の皆様のお手元に届くよう準備してまいります。

今後につきましても、国の交付金等を活用しながら、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援してまいりたいと考えておりますので、湯本議員をはじめ議員各位のご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 2番、湯本君。

○2番（湯本宗一君） 今、町長がおっしゃった支援策などの事業を着実かつ迅速に実施していただきたいと思います。そして、できるなら、低所得世帯への7万円の給付、長野原町暮らし応援商品券の発行など、年内に支給、発行できるよう対応していただきたいと思います。物価高騰に切実に苦しんでいる低所得者世帯の方々の生活を守るためにも、迅速な対応をお願いいたします。

町長の令和5年度の施政方針で、8つの目標を掲げております。その中の1つに「希望を

持って暮らしていける地域づくり」があります。町長はこれまで、出産応援事業、带状疱疹や耳下腺炎ワクチンの補助金等々、様々な補助金やサービスを拡充してきたこと、これは大変に素晴らしいことだと思います。これからも町民の皆様のためになる政策でしたら、どんどん進めていただきたいと思います。

地域づくりの中で、町長はこうもおっしゃっております。「お金イコール希望を持って暮らしていける地域でもない」、私もそう思います。お金があれば希望を持って暮らせるかといえば、私はそうではないと思います。しかし、お金は毎日の生活していく上でのベースになりますから、お金がなければ現実問題暮らしてはいけません。

先日、ある公共事業に携わっていた建設土木企業の方にお話を伺うことができました。その方は、最近仕事あまり多くなく、忙しくないんだよとおっしゃっていました。そのような中小企業、個人事業などに対する事業者への援助、支援など、町として何か特別な支援策などお考えでしょうか。

また、既に対応されていらっしゃるでしょうか、伺います。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 質問としては、土木事業者の話聞いて、事業者にとって何か支援がないかという質問だったような気がするんですけども、コロナ禍のときにそういう支援を国の補助金を頂いて行ったことがありますけれども、先ほど言った酪農業に対してとか、野菜農家に対してとかという補助金は結構ありますけれども、土木事業者とかそんなにないですよ。なかなかないところが現状だと思います。

なぜそうだったのかというのを想像しますと、最近仕事がないというお話をしていましたよね。長野原町は、議員もご存じのとおり、八ッ場ダムというとても大きな事業があって、それに引っ張られて生きてきたような町でございます。空前の仕事量だったというふうに私は感じております。それがなくなった今、公共事業も減って、当然想像ができることだろうと思います。

これは希望を持って生きていけるものにつながるかどうか分かりませんが、以前にも申し上げたことがあるかもしれませんが、これはバイオマス産業都市の計画でも私は農林水産省の方に申し上げているんですが、土木事業者にもかかわらず林業のほうに足をつっ込んで、それがメインになっている土木事業者の姿を見たときに、土木事業者というのは重機も運転できますし、同じ仕事ではないですけども、似通った部分があるんだろうなということ想像しています。実際、土木業者がそうやって、それをメインになっている業者がい

ますんで。

それを考えたときに、バイオマス産業都市構想、これは農と林のほうも活性化していかなくてはうまくいかないものがありますので、その林業のほうでバイオマス産業都市のことが構築していくことができれば、林業に対するプレイヤーが足りなくなってくるということは容易に想像することができますので、土木事業者が完全に移行しないまでも、その林業の仕事を行うことができればいいなという希望的観測で話をさせていただいているんですけども、それもあながち、かなえられないものではないんだろうなというふうに考えています。

ただ、今現在土木事業者がそういうふうに思っているかどうかというと、多分思っていないと思いますんで、どっちが、鶏が先なのか卵が先なのか分かりませんが、そういう構想自体を町民にも投げかけて、町として施策を打っていくということは必要なのかなというふうに思っています。

いずれにしても、でも、土木事業者だけではなくて、いろんな事業者が今大変なんだろうと思います。それをどういうふうに救っていくかということは、町としても真剣に考えなくてはならないんですが、今回5,000円の商品券、赤ちゃんから高齢者まで、1人全てにお配りします。コロナの交付金からこの物価高騰に対する交付金、4年間で全て頂いた人、先ほど申し上げましたけれども、7万5,000円になります。これは驚異的な数字で、多分群馬県ではトップクラスだと、トップクラスというか、トップだと思います。これだけ1人7万5,000円の商品券を配ったという自治体はないというふうに思っています。全国を探してもそんなに探すことはできないと思っています。

ただ、ちょっと私が少し恐れているのは、それは国から頂いたお金を全て町民に還元していこうということからお話をしているだけであって、今後その交付金が来なかったらできるのかということを見ると、なかなか難しい部分はあると思います。以前、経常収支比率の話させていただきましたが、私が引き継いだときは90%を超えていましたけれども、ここ二、三年で70%台まで抑えることができました。78点幾つだと思いますけれども、昨年は群馬県の35市町村の中で3番目にいい数字です。あと、以前は下から数えていったほうが早かった財政力指数も、今中間ぐらいまで財政力上がってきております。これは議員皆様のご協力をはじめ、何といても町の職員、ちょっと手前のことを言って申し訳ありませんけれども、血のにじむような努力をした賜物だというふうに思っています。

でも、先ほどの高崎市の例がありましたけれども、我が町こんな小さな町なんで、少しでも油断したら財政なんていうのはすぐ悪化してしまうことは容易に想像できますんで、でき

ればああいう商品券、毎年毎年お配りすることができたらいいんだろうなと思いますけれども、それはちょっとお約束はできません。ただ、そういう交付金がもしこれからも来るようであれば、これからも町民の皆様へ還元できるような施策を打っていきたいとは思っています。

お金じゃないとはいえ、明日の朝ご飯も心配するようなご家庭もあるんだろうと思います。低所得者に7万円プラスで10万円と、今後低所得者のお子さん1人5万円という話もう国から出ていますけれども、本当に厳しいところはどこなのかというところを見極めるためにも、湯本議員、本当に毎日毎日駆けずり回ってくださっておりますけれども、そのお声を届けていただけるのは私にとっても本当にありがたい話なので、ぜひともこれからも協力いただいでやっていきたいと思っておりますので、お願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 2番、湯本君。

○2番（湯本宗一君） 町長おっしゃったように、これからもいろいろな意味で事業者に対してもしっかりと応援、支援していただければなと思っております。

最後に、物価高騰に関連しましての質問です。

長野原町のごみ指定袋について伺います。これは西吾妻環境衛生整備組合の事案かもしれませんが、町長の意見やお考えをお聞きます。

ごみ指定袋の購入価格、料金、または収納枚数等の変更は考えていらっしゃいますでしょうか。変更を考えている、いないの理由も含めまして、町長のお考えをお聞かせください。

参考までに、ごみ指定袋の料金は、特大サイズで1袋に10枚入ってまして600円です。

町長、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 議長、これは町というか、一部事務組合のことですけれども、たまたま私管理者でありますので、どうにでも話はできるんですけども、時間長くなるかもしれませんが、いいですか。

○議長（黒岩 巧君） 町としての立場でお答えください。今、質問もそういう趣旨だったと思いますので。

○町長（萩原睦男君） ちょっと待ってください。金額が高いということなんでしょうか。質問、駄目ですよ。

○議長（黒岩 巧君） 恐らく、安くならないかという趣旨ではないかと思うんですけども。

○町長（萩原睦男君） じゃ、そこからお答えをいたします。

これは一部事務組合の中でもお話しは出ていることなんですけれども、安くできるか、できないかということは、これは町長としてお答えできないというふうに思うんですね。ただ、あのごみ袋を導入した経緯と、その後どうなったかということをお話しさせていただくと、平成17年だったと思います、有料のごみ袋を導入したのが。議員おっしゃるとおり、多分60リットルが600円、40リットル10枚で400円だったと思うんですけれども。

その後、何が起きたかという、有料のごみ袋を作った途端に、その年から年間約2,000トンのごみの量が減りました。2,000トンですよ。その2,000トンのごみはどこに行ってしまったんでしょうか。恐らく、お金がかかるんで、今までばんばん捨てたごみを削減、それぞれが削減したんだと思います。野菜はある程度まで使う。ばんばん捨てていた段ボールは資源ごみで出すとか。これはそんなことは考えていないし、そんなときにSDGsなんていう言葉はなかったと思いますけれども、今まで長野原町、この地域で行った最大のSDGsだったというふうに私は思っているんです。まさに行動変容が起きたんだと思います。なので、今の状況からいうと、お金を下げるという考えは私にはありません。これは一部事務組合でも言い続けていました。1人だけそれに対して反論を示す議員がいたんですけれども、全体の議員はそれでご了解いただいております。

SDGsとか行動変容を起こすとかという観点からいうと、例えば私の家が60リットルでなくて、40リットルのごみ袋を使っています。400円で10枚だから、1枚40円ですよ。我が家庭は1週間に1枚か2枚です。だから、どうでしょう、1か月に6枚ぐらいなのかもしれません。ちょっと正確に、6枚というとなら240円。何年か前は60リットルの袋に毎週2袋使っていました。何がそれだけ減ったのかという、コンポストを設置してからそうになりました。生ごみは我が家の庭に捨てるようになって、それだけ減量できたということなんですけれども、しかもそのコンポストというのは、今現在、長野原町では1,000円を出すと最大で2万円補助してくれる補助金を出しています。だから、2万1,000円のコンポストだと1,000円で買える。私のコンポストは8,000円ぐらいだったと思うんですけれども、8,000円ぐらいだと、8,000円のコンポストでも1,000円で手に入るということですね。皆さん、勘違いしないでください。私は補助金は使っていません。私は、インフルエンザでも何でも、町から出す補助金は一切使っていません。そんなことはどうでもいいかもしれませんが、そういう提案というのはどうなのかなと思います。生ごみ減らすだけで、大分ごみの量って減るんです。

さらにもっと言うと、私、今、東電と電気は契約しているんですけれども、TEPCO

e b、毎日見ているんです。毎日見ているというのは、今日幾ら使ったかというのが見られるんです。これは誰でも見られます、東電と契約している人は。昨年よりも減少できたりとか、あとはビンゴゲームとかをするとポイントをくださるんですよ。ちょっと最近、この1年間で何ポイントぐらいもらったかなというのを計算してみたら、約4,000ポイント頂いていました。それはdポイントにも変換できるんで、4,000ポイントというと月8枚ぐらいのごみ袋が買えるんです。もちろんdポイントにして、それでごみ袋を買っていませんけれども、だから全部ごみ袋に充てたとしたら、我が家はごみ袋の料金かかっていないということになります。

さらに、これは町長だから実証実験的にいろんなことを試しているんですけども、例えば冷蔵庫の中が最強になっていないとか、冷蔵庫の中に物で敷き詰められていないか、それだけ変えるだけで電気料ってかなり安くなっています。これはあんまりまねしてもらいたくないんですけども、この12月から、私、熱線、ブレーカーの一つで切ることができるんですけども、12月から入れましたけれども、マイナスになる日ってほとんどなかったんですね。マイナスになるだろうという日だけブレーカーを上げて、家に帰ってきたら上げてとか、夜になったら上げてとかというのをやって毎日見ると、ずっと熱線を上げている日と、そうやってこまめに切っている日、1日100円以上違うんです。何か、でもそれはまねしてもらいたくないです、忘れてしまうと凍っちゃうんで。でも、これはどういうことが起きるんだろうなと思いつつ試しにやってみたら、そういうことが起きています。

さらに、電気料を気にするようになったら、後でお見せしますけれども、去年と今年、5万円ぐらい電気料下がっています、うち、年間で。何ていうか、そういうことがSDGsも含めて必要なのかなとちらっと思っています。ただ単にごみ袋を安くしますとか、そもそもが大変なときに、今回5,000円配りますけれども、その5,000円で大変ならばごみ袋を買ってくださいというのが趣旨なんで、町長としてはそのぐらいのことしか申し上げられないというか、一部事務組合管理者としては上げるというのは一言も言っていません。上げるというか、値段を下げるということは一度も申し上げておりません。すみません、変な回答になってしまっ。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 一般質問を終結します。

以上で、本定例会に付議された案件は議了しました。

お諮りします。本議会の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについて

は、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（黒岩 巧君） 以上をもちまして、令和5年12月第4回長野原町議会定例会の日程の全てを終了しました。

定例会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 4時41分

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

長野原町議会議長 黒 岩 巧

署 名 議 員 杉 崎 能 久

署 名 議 員 牧 山 明